

平成 2 7 年 第 3 回 小笠原村議会 定例会 会議録 目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2



第 1 号 (9月8日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○出席説明員	5
○欠席説明員	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○会議時間の延長	6
○会議録署名議員の指名	6
○諸般の報告	6
○会期の決定	7
○村長所信表明	8
○一般質問	9
一 木 重 夫 君	9
清 水 良 一 君	2 0
杉 田 一 男 君	2 9
安 藤 重 行 君	4 1
稲 垣 勇 君	5 3
佐々木 幸 美 君	5 6
○散 会	6 5



第 2 号 (9月9日)

○議事日程	6 7
○出席議員	6 9
○欠席議員	6 9
○出席説明員	6 9
○欠席説明員	6 9
○事務局職員出席者	6 9
○開 議	7 0
○会議時間の延長	7 0
○報告第9号の上程、説明、質疑	7 0
○報告第10号の上程、説明、質疑	7 3
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○議案第47号から議案第53号までの上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
○認定第1号から認定第9号までの上程、説明、委員会付託	9 9
○決算特別委員会報告	1 0 3
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 4
○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
○日程の追加	1 0 7
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 0
○散 会	1 1 0

第 3 号 (9月18日)

○議事日程	1 1 3
○出席議員	1 1 4
○欠席議員	1 1 4
○出席説明員	1 1 4
○欠席説明員	1 1 4
○事務局職員出席者	1 1 4
○開 議	1 1 5
○会議時間の延長	1 1 5
○認定第1号から認定第9号までの委員長報告、質疑、討論、採決	1 1 5
○日程の追加	1 1 7
○発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○閉会中の継続調査の申し出	1 1 8
○副村長・教育長退任挨拶	1 1 9
○閉議及び閉会	1 2 2
○署名議員	1 2 3

小笠原村告示第10号

平成27年第3回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成27年8月24日

小笠原村長 森 下 一 男

記

1、期 日 平成27年9月8日

2、場 所 小笠原村議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（８名）

１番	清 水 良 一 君	２番	安 藤 重 行 君
３番	一 木 重 夫 君	４番	鯨 江 満 君
５番	杉 田 一 男 君	６番	稲 垣 勇 君
７番	佐々木 幸 美 君	８番	池 田 望 君

不応招議員（なし）

平成 27 年第 3 回小笠原村議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 27 年 9 月 8 日（火曜日）午前 10 時開会

- 第 1 報告第 9 号 出資法人の経営状況について
- 第 2 報告第 10 号 平成 26 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 3 議案第 41 号 小笠原村事務手数料条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第 42 号 小笠原村特定個人情報保護条例（案）
- 第 5 議案第 43 号 小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）
- 第 6 議案第 44 号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第 45 号 中ノ平自立支援農業団地条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第 46 号 平成 27 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）（案）
- 第 9 議案第 47 号 平成 27 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 10 議案第 48 号 平成 27 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 11 議案第 49 号 平成 27 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 12 議案第 50 号 平成 27 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 13 議案第 51 号 平成 27 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 14 議案第 52 号 平成 27 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 15 議案第 53 号 平成 27 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 16 認定第 1 号 平成 26 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 17 認定第 2 号 平成 26 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 18 認定第 3 号 平成 26 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて（案）

- 第 19 認定第 4 号 平成 26 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 20 認定第 5 号 平成 26 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 21 認定第 6 号 平成 26 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 22 認定第 7 号 平成 26 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 23 認定第 8 号 平成 26 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 24 認定第 9 号 平成 26 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 25 同意第 3 号 小笠原村副村長の選任の同意（案）
- 第 26 同意第 4 号 小笠原村教育委員会教育長の任命の同意（案）
- 第 27 発議第 2 号 地方税財源の拡充に関する意見書（案）

出席議員（８名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯁 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
7 番	佐々木 幸 美 君	8 番	池 田 望 君

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
環 境 課 長	深 谷 雪 雄 君	建設水道課長	篠 田 千鶴男 君
母島支所長	湯 村 義 夫 君	出 納 課 長	菊 池 元 弘 君
教 育 課 長	大 津 源 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開会及び開議の宣告

○議長（池田 望君） ただいまから平成27年第3回小笠原村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田 望君） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、杉田一男君及び6番、稲垣勇君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（池田 望君） 次に、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（セーボレー孝君） ご報告いたします。

村長より、平成27年8月24日付で小笠原村告示第10号をもって、本定例会の招集通知があり、8月31日付で議案13件、報告1件、同意案件2件、9月7日付で報告1件、認定9件の送付がありました。

次に、教育長より8月24日付で、村長より8月27日付で、それぞれ議会説明員出席者の通知がありました。

次に、議長池田 望君の出張等についてご報告します。

6月13日から16日、議員5名とともに、硫黄島訪島事業に参加しました。

6月25日、村長とともに第4回小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域における外国漁船の違法操業に関する連絡会議に出席しました。

また同日、高島なおき都議会議長、藤井 一都議会副議長に挨拶に参りました。

また同日、公益財団法人日本離島センター白川理事長、小島専務理事ほかへ挨拶に参りました。

6月26日、村長とともに小笠原諸島振興開発審議会に出席しました。

6月29日、東京都自然環境部長、総務局行政部長に挨拶に参りました。

また同日、村長とともにタグホイヤー発売記念イベントに出席しました。

7月14日、全国離島振興市町村議会議長会総会に出席しました。

7月15日、東京都総務局総合防災部長ほかと防災対策等について、また、離島港湾部長と港湾整備について、情報収集・意見交換を行いました。

7月16日、国土交通省国土政策局、岩下特別地域振興官へ挨拶に参りました。

7月17日、東京北医療センター、塩津センター長、都立広尾病院、佐々木医院長に出産の際の支援、急患対応等についてのお礼挨拶に参りました。

7月28日、東京都町村会・町村議会議長会合同会議に出席しました。

7月29日、都立墨東病院、梅北医院長、佐藤検査技師長に輸血用血液ローテーションシステムにおける未使用血液の受け入れ、急患等へ対応等について、お礼挨拶に参りました。

7月30日、村長とともに総務省へ基地交付金等に関する要望を、また、防衛省地方協力局、中島局長に特定防衛施設周辺整備調整交付金に関する要望を行ってまいりました。

7月31日、練馬光が丘病院、光定副管理者、徳重副医院長へ挨拶に参り、また地域医療に関する情報・意見交換を行いました。

8月3日、東京都予算編成に対する要望活動に参加してまいりました。

8月4日、5日、「愛らんどリーグ2015」島じまん発表会、開会式に出席しました。

8月6日、村長とともに二階俊博自由民主党総務会長、菅義偉内閣官房長官と面会し、航空路の早期開設について要望してまいりました。

また同日、村長とともに国土交通省国土政策局、中島特別地域振興官へ挨拶に参りました。

8月15日、議員3名とともに母島で開催の戦没者追悼式典に、また同日、議員3名とともに父島で開催の戦没者追悼式に出席しました。

次に、小笠原村監査委員、稲垣直彦君及び鯉江満君より、6月27日付、8月27日付で例月出納検査の報告がありました。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 事務局長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（池田 望君） 次に、会期についてお諮りします。

定例会の会期は、本日9月8日から9月18日までの11日間としたいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日9月8日から9月18日までの11日間と決定いたしました。

◎村長所信表明

○議長（池田 望君） 次に、村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成27年第3回小笠原村議会定例会の開会に当たりまして、所信の一端を申し述べ、議員諸氏及び村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、7月の小笠原村長選挙において多くの村民のご支持をいただき、4期目の村政のかじ取りを担わせていただくこととなりました。

思い返せば、1期目の当選直後は村政の混乱を鎮静化し、国や東京都などの関係機関、さらには国政・都政の諸先生方との信頼回復に務めることが私の責務でありました。以来3期12年、この間に診療所と老人ホームを併設した複合施設の建設、本土間との海底ケーブル敷設、世界自然遺産への登録、航路の改善など、多くの村政課題を解決することができました。これらの解決に当たっては、村民の皆様はもとより、多くの方々のご支援・ご協力があったることと感謝申し上げます。

一方で、最大の課題である航空路の開設はいまだに方向性が定まらず、また防災対策の充実や子育て環境の改善、更なる産業の振興、自然環境の保全など、村政の課題は尽きることはありません。

このような状況で4期目を担うにあたり、改めて昭和54年の第1次小笠原村総合計画で打ち出した「自主性と自立性の確立」と「互助と連帯感の醸成」を基本理念とした「人と自然が共生する村」を目指すことが、第4次総合計画の将来像に掲げる「心豊かに暮らし続けられる島」になることであると確信し、日々の政務に精励したいと考えております。

今任期中の平成30年には、米国統治下からの日本復帰50周年という節目も迎えます。この節目に何とか航空路の目鼻を立てたいと考えており、当選後の挨拶回りでは多くの関係者にその思いを伝えさせていただき、特に自民党、二階総務会長のご配慮で、菅官房長官にもお伝えをできたところでございます。

これからの４年間、これまで以上に皆様のご支援・ご協力を得て、一つ一つ課題を解決しながら、小笠原の未来を切り拓いてまいりたいと考えておりますので、ご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本定例会には、小笠原村事務手数料条例の一部を改正する条例（案）をはじめ、議案13件、報告２件、同意２件、認定９件を上程させていただいております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

◎一般質問

○議長（池田 望君） これより一般質問に入ります。

質問のある議員は、順次挙手をしてください。

◇ 一 木 重 夫 君

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○３番（一木重夫君） ３番、一木重夫です。

まずは、森下一男村長、４期目の当選まことにおめでとうございます。３期12年間の成果が評価されたものだと考えております。今後の４年間、期待をしております。

そこで、お伺いしたいと思います。まず最初に、村長４期目の所信についてをご質問させていただきます。

この４年間の舵取りの中で、特に航空路、また特別措置法・暫定措置法、また、観光振興、子育て支援、環境保全について、選挙でどのような公約を掲げたのでしょうか。また、その政策の実現の方向性についてお伺いをしたいと思います。

２番目に、教育行政についてでございます。

今年度から法律が変わりまして、村の中にも総合教育会議が設置されました。その議長として村長がついておられるわけですが、今後、この教育会議において村長はどのような方向性でやっていくおつもりなのか。基本的な政策を教えてください。

あと、教育行政については幾つかございますけれども、自席で行いたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 一木議員のご質問に答弁をさせていただきます。

村長４期目の所信ということで、航空路、特別措置法、観光振興、子育て支援、環境保全

等について、どのような公約を掲げたかということでございました。

まず初めに航空路についてでございますが、所信でも申し上げましたとおり、3年後の復帰50年の節目には、航空路の方向性を立てたいと考えております。

具体的には、現在、東京都で検討されている3つの案を1つの案に絞り込んでいただき、次のステップであるP I活動につなげていきたいということになるわけですが、いずれにしましても、東京都で検討されてきたその結果を得たいと考えているところでございます。そのために、東京都には航空路案の具体的な検討を急ぎ進めていただくことが必要であり、東京都や都議会に早期の検討を要請していきたいと考えているところでございます。

特別措置法・暫定措置法については、村民の皆さんに公約ということを選挙中も掲げていたわけではございませんが、現行の特別措置法が復帰50年の平成30年度にその期限を迎えることから、次の特別措置法については、復帰50年以降の振興開発にふさわしい新たな内容に改正できればと思っているところでございます。

今年度、来年度の2カ年で、今後の振興開発のあり方に関する村の考え方を整理するため、現在、振興開発の50年の成果と残された課題、今後の振興開発を進めるため新たな仕組み、また特別措置法の成立要件など、その検討を進めているところでございます。

強制疎開という、他に類のない経験をしている私ども、また24年間、生活が鎖されてきたと、分断されてきたということがございます。大変難しい課題であるということを承知の上で、何とか次の50年には、次世代の人に少しでも負担をかけないような形のものが構築できればいいなというふうに考えているところでございます。

次に、観光振興につきましてですが、観光は小笠原村の産業の柱であり、来島者数を増やすことが農業や漁業の一次産業にも貢献し、地域の活性化につながるというふうに考えております。

引き続き、エコツーリズムを基軸とした観光振興を図るとともに、来年7月に新船が就航することによる時間短縮が集客力の向上に結びつくよう、観光局を中心にPR活動や営業活動の充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、リピーターに再来訪していただく動議づけのためのイベントや、情報発信の充実も、関係団体と協力をしながら実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

子育て支援についてでございます。国では、日本の子供・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための新たな子ども・子育て支援制度を打ち出し、この制度は平成27年4月から実

施をされております。

本村におきましても、子育てに関する支援のニーズも多様化・増大化しております。現在、父島・母島の保育所の建て替え計画の中で、施設の機能、提供するサービス内容等を検討しているところでございます。

今後も引き続き、子育て世帯のニーズの把握や地域の皆様の声をお聞きするとともに、新制度との整合性を図りながら、小笠原の実情に合った子育て支援事業を進めてまいりたいと考えております。

大変うれしいことに、本村では少子高齢化という世の中の流れとは違っておりまして、出生率も高く、出生数も多く、父島・母島とも保育園等から始まる子育て支援のニーズというのは大変高まっております。実態に合った、しかも小笠原村の身の丈に合ったものを実践していきたいと考えておりまして、まずやはりできることから手をつけていきたいと、このように考えているところでございます。

最後に、環境保全についてでございますが、村政確立以来掲げている人と自然の共生する村を実現することを引き続き大原則に据え、世界自然遺産や国立公園として認められた豊かな自然を永続的に保全し、活用・利活用するとともに、村民生活との調和を図っていくことが村の責務と考えております。

来年には、世界自然遺産登録5周年を迎え、国による世界遺産センターの整備についてもめどが見えてきたと伺っております。村の中に環境を所管する部署を設置したところでございますし、改めて国や東京都との連携を強化するとともに、しっかりと村民の理解と協力を得ながら、これらのさまざまな課題に対処してまいりたいと。

この選挙中、村長選挙に手を挙げたときから、堅実・着実、そして何より誠実ということを上申してまいりました。これをモットーとして地道に努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

新たな総合教育会議設置で、村長として、教育というものに対してどう考えているのかというようなご質問をいただきました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、小笠原村においても、村長である私と教育委員会をもって構成する小笠原村総合教育会議を設置したところでございます。

総合教育会議では、教育を行うための諸条件の整備や、地域の実情に応じた教育・学術及び文化の振興を図るための施策等について、教育委員会と協議を行ってまいります。

特に、村立学校における教育環境の充実及び児童・生徒の安全性の確保に努めてまいりたいと考えています。具体的には、1月に漏電事故が発生した小笠原小学校の照明等の電気設備や、3月の議会でご指摘をいただきました小笠原小・中学校の内装のひび割れ等については早急に予算措置を行い、夏休み中に交換や補修の工事を終えたところでございます。

また、小笠原小・中学校においては、築後40年以上経過をし、老朽化が進んでいる上に多子化が進んでいることから、総体的に教室面積が狭くなっております。空き教室もございませんので、今後10年程度を目途に校舎の建て替えを実施していきたいと考えているところでございます。

さらに、平成28年度には母島小学校に、平成29年度には小笠原小学校に特別支援学級の開設を予定しており、障害のある児童を受け入れられるように、準備を進めているところでございます。

小笠原村においては、島に住む子供なら、誰でも島で義務教育が受けることのできる環境を構築していきたいと考えているところでございます。東京から1,000キロ離れた超遠隔離島でございますので、やりたいことと目指すことと、なかなかそれを全部実現することは叶わない、大変難しさもございますが、何より島に住む子供なら、誰でもここで義務教育を受けることのできるよう、できることを精いっぱい頑張りたいと考えているところでございます。

私自身は今回の改革、これは教育委員会や学校だけに子供たちのことを任せておくということではなくて、行政もしっかり目を見張っていなさいよということだというふうを受けとめておりますので、その趣旨をしっかりと受けとめさせていただいて、教育に口を挟むということではなくて、子供の成長をしっかり見守っていく地域社会をつくるための改革・改善に努めていきたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ご答弁ありがとうございました。

今のご答弁について、もう一步踏み込んだ形でお聞きをしたいと思います。

まず、特別措置法・暫定措置法についてですけれども、今、村長の答弁で、次世代に負担をさせないんだというお話をいただきました。もう少し具体的に教えてください。具体的にどのような負担が今懸念されるのか。それについてどのような課題の解決を目指しているのか、具体的に教えてください。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 一木議員から、何回かこの特別措置法のことについてご質問、過去いただいております。

一例を挙げれば農地法のことですとか、特別賃借権のこと。これは同じ特別措置法をいただいている奄美の皆さんとも違う事情がございます、小笠原の場合ですね。先ほど答弁させていただきましたが、まず強制疎開によって、住民の命は助かったものの、返還になるまでの24年間、暮らしという意味では、ふるさとから分断をされておりますので、全くの空白期間が生じていたと。

それから返還されて、日本に復帰して、返還にはなりましたものの、硫黄島はいまだに島民が帰島できないという、これらの諸般の事情から、なかなか農地法のことについても、特別賃借権のことについても、税政のことについても、みんなで国や東京都、村、模索はしていますが解決がなかなか難しい、解決策が見出させない状況にあります。

このようなことを次の世代まで引きずっていきますと、ますます返還当時のことはよくわからないとか、それから戦前の暮らしのことがよくわからないとかということに行き当たってまいりますので、できるだけ我々の間で整理できるものは整理をしていきたいというのが、私が言っている思いでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） まさに、村長のおっしゃるとおりだと思います。この特別措置法と、あと暫定措置法の最大の課題は農地法と特別賃借権の課題、また硫黄島の旧島民の帰島の課題だというふうに思っています。この課題については本当に全力で4年間、3年までですね。復帰50年までに解決のめどをぜひ立てていただければと思っております。

続きまして、観光振興についてですけれども、そのエコツーリズムを基軸としたという部分がございました。

また、村長の答弁には触れられてはいなかったんですけれども、昨今、日本全体を挙げて外国人旅行者誘致に取り組んでございます。この議会でも何度も小笠原の観光資源は、特に欧米系の外国人の方々にすごく合っているのではないかというお話をさせていただいております。

日本の人口の動態を見ますと、もう旅行者のマーケットというのは、どうしても日本人の数は下がっていくというのが目に見えている中で、この外国人旅行者誘致というのは極めて重要だと思うんですけれども、村長はその辺はいかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） まず、現在の小笠原の財産は自然だと思っております。したがって、この自然を保全・利活用するということが大変大事なことだということがまず根幹でございます。その中で、エコツーリズムを基軸とした観光振興ということを申し上げているわけですが。

今、一木議員のご質問にありました海外のお客様、これはここ数年、日本全体で大変な伸びを示しているわけですね。海外から大変多くのお客さんに来ていただいている。そして小笠原でも、既に、大体今我々が把握している中では年間200名ちょっとぐらいということですが、欧米系の方だけではなくて、昨今はアジア系の方も見られるようになりました。

当然のことながら、観光振興の中で、これはエコツーリズムを基軸とした観光をうたっていれば、当然そのニーズに合ったお客様が来島するということは目に見えていることでございます。

私は、着実に一步一步ということをいつも申し上げていますが、なかなか一足飛びに行けるものではございません。これを無理してやろうとしますと、せっかく来ていただくお客様に対して不十分なことが生じ、よくない評判も立ちかねません。ですから、外国のお客様を受け入れるのに関しては、やはり関係団体、特に観光協会等々いろいろな議論をしながら、一步一步高めていくしかないと思っています。

要するに、受け入れが伴わないものについて余り背伸びをしたことはやらないと。ですから一步一步、それが、あるときから急激なスピードで伸びてくるというようなことにつながってくると思いますので、そういう気持ちを持ってこの問題にも対処をしてまいりたい、取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） わかりました。一步一步着実にというところで誘致を進めていってほしいと思います。

続いて、子育て支援についてですけれども、村長の選挙の演説、個人演説会、私も聞きに行っているんですけれども、先ほどの答弁のように、できることから始めようということをお繰り返して述べられておりました。もう少し具体的に教えてください。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今般の一般質問の中で質問にも出てきております、例えば保育園のこともなんかだとわかりやすいと思いますので、そのお話をさせていただきます。

父島、そして母島の保育園の建て替えというのは、いろいろな意味から急務でございました。そこに、1つは津波ハザードマップ、これが平成17年に最初出されたものが、3.11がございまして、南海・東南海を想定したものに改めて刷新をされました。そうしますと、以前ハザードマップで立てていた計画では、なかなか難しいようなことが生じてくるわけですね。

そして、大島で大変な降雨による災害がございました。それは広島でもございました。その関係から、土砂災害に対する考え方もここ2年ぐらいでがらっと変わっております。

我々はやりたいこと、したいこと、それから住民の皆さんの求めていること、これが全てできればいいんですが、なかなかそうはいかない。それと同時に金のこと、それから時間ですね、タイムテーブル、これらのことがございます。そうすると、手をつけたくてもなかなか手をつけられないこと、手をつけるために事情が変わってきてしまうこと、こういうのがございます。

何よりも、できることからやっていくというのはもちろん、そういうきちんとした手続きを踏んで進めていくわけですが、その前に、そこまでいかなくてもできることもあるんじゃないかということなんです。小笠原村の持っているフットワークの中で。そういうことは、小さいことであってもとにかく手をつけていこうよ、そういう考え方でございます。

大きなことでもできることからやりたいというのは、まず、きちんと準備ができたことからやっていくということでございますが、それ以外のことでもできることはやっていきたい、そのような趣旨でございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） できることからやっていこうという部分で、村民のニーズは、私が議員になった8年前と今ほとんど変わっておりません。特に要望が高いのは、休日一時保育の実現、あと年齢の引き下げですね。ここ最近になっては、待機児童が出てしまったということで、今度は定数の課題まで出てきてしまいました。

できることから始めようという部分でも構わないんですが、もう少しスピード感を持って、切迫している状況なので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今、具体的なお質問をいただきましたので、その線に沿って答弁させていただきますと、定数の問題等々につきましては器の問題もございます。ですから、これを

急がなければならないのはわかっているんですが、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、順序立ててやっていかなければならないために、時間がかかります。

では、できることというのはどういうことをやってきたのかということですが、定数を多少オーバーしても受け入れられる余地のあるものまでは頑張ろうよということで、定数を超えて何名か増を受け入れさせていただいておりました。しかし、今般、今の一木議員の質問の中で出た話は、その我々のできることもオーバーをしてしまったということで、受け入れが難しかったわけでございます。

まず、きちんとしたことで根本・抜本的な解決は、やはり建て替えによってもっと定数を増やすとか、そういうことを確保しなければいけませんので、そのことには取り組むと。尚且つさっき言いましたように、その決められた枠の中での許される範囲、また我々がきちんと責任を持って受けとめられる範囲はやっていこうということは、できることはやっていこうという趣旨でございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 続きまして、教育行政についての再質問になります。

まず最初に、東京都教育出張所の開設について繰り返し要望しております。その進捗状況をお伺いします。

○議長（池田 望君） 教育課長、大津君。

○教育課長（大津 源君） 一木議員のご質問にお答えさせていただきます。

東京都教育庁の小笠原出張所については、東京都予算編成に対する要望や、島しょ町村教育長協議会における東京都教育予算編成に対する要望などにより、毎年度設置を要望し続けているところですが、いまだ設置されるに至っておりません。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） この出張所についてですけれども、村長はこの出張所の開設についてのお話、要望を東京都のほうにはしておるでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 私もしていないわけではございませんが、もともと副村長がこのような関係に詳しいポジションにおりましたので、東京都との話し合いにつきましては、副村長や教育長に預けていたというのが実態でございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 続いて、また村長にお伺いしたいんですけれども、先ほどの総合教育

会議の中のご答弁で、教育環境の充実と児童・生徒の安全性の確保に努めてまいりたい、これが村長として関わるべき教育の中身だというお話を伺いました。

この東京都の教育出張所の開設という行政の課題は、まさにこの目的、総合教育会議の目的に合致しているのではないかというふうに私は考えております。教育長とともに村長もみずから先頭に立って、教育環境の充実に向けて教育出張所の開設、これを教育行政の悲願として進めるべきだと私は感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 一木議員のおっしゃるとおりだというふうに思っています。もちろん一木議員ご承知でしょうが、支庁のあるところで、ないのはうちだけなんです。これは、返還直後からないという中で過ごしてきた時間が余りにも長くて、先ほど答弁しました副村長、そして教育長も今一生懸命お願いをしているんですが、今なかなか時代の変遷も来ているわけですね。

ですから、これは大事なことなので、これからも要望をしてまいりますが、なかなかハードルは高いなということは実感しております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 教育長に伺います。

今の件で、執行部とともに強く要望していくという点については、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤直樹君） 出張所に関しては、村政確立時から、本当はそういう要求をしていかなければいけなかったと思うんですが、実は東京都から支庁に、しばらくは出張所をつくらないけれども、支庁が人を充てて出張所の業務に当たれという文書が来ているんです。それが実行されていないまま今日に至っていると。

こういうことを言うてはいけないんでしょうけれども、東京都としては、この先、出張所を引き上げる、そういうつもりがあるみたいで、なかなか小笠原の出張所開設には手をつけられないというような事情があるようです。

でも、そんなことは関係ありませんので、こちらとしては実現するまで、嫌がらせになってしまうけれども、要望を続けていくというふうに思っています。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ぜひそのような強い思いで、総合教育会議の場でも、私は村長の役割だと思っていますので、連携をしながら要望を続けていってほしいと思います。もちろん

議会でも要望をしていきたいと私は考えております。

続きまして、学力テストについての質問をさせていただきます。

先般、文部科学省の小学校6年生、中学校3年生の学力調査がございました。そのときの結果はどのようなものだったのでしょうか。

○議長（池田 望君） 教育課長、大津君。

○教育課長（大津 源君） 一木議員にご紹介いただいたとおり、今年4月に、国の全国学力学習状況調査が、小学校6年生及び中学校3年生を対象に、国語・算数または数学及び理科の3教科で実施されました。

結果につきましては、小学校6年生の算数及び理科において、全国及び東京都の平均正答率に比べて、小笠原村立学校の平均正答率が高くなりました。それ以外の教科につきましては、小笠原村立学校の平均正答率は、全国及び東京都の平均正答率に比べて若干低くなりました。

また、全ての教科において、母島小学校6年生及び母島中学校3年生の平均正答率は、全国及び東京都の平均正答率に比べて高くなりました。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 小学校の算数と理科、これが全国及び東京都の平均正答率と比べて高くなっている。

また、母島の小・中学校、私も数字を見たんですけれども、素晴らしいですね、これ。見て驚いたんですけれども。課長、今、東京都と全国の正答率に比べて高くなりましたということなんですけれども、これ著しく高いですよ。秋田県が全国で一番、この調査での学力が高いというふうになっておるんですけれども、その全国でトップの秋田県の平均点と比べても10点、20点高いんですよ。確かに母島というのは人数が少ないという部分はあるんですけれども、でも小・中合わせて9人の中でこれだけの高い点数を取っているというのは、私本当に驚きました。

そのようなこういう今回の結果が出たわけなんですけれども、この結果をどのように受けとめて、今後の学校の取り組みに生かそうとしているのか、お聞かせをお願いします。

○議長（池田 望君） 教育課長、大津君。

○教育課長（大津 源君） まさに一木議員のおっしゃるとおり、母島はかなり高かった結果になっております。これについては、小笠原小学校においては、算数の授業について習熟度別指導を行うことなどにより学力向上を目指しており、その取り組みが算数の結果がよ

かったことに繋がっていることが考えられます。

また、母島においては、日頃から各教員が少人数指導を実施する上で効果を発揮する授業改善の取り組みを行っており、これまでの積み重ねが今回の結果につながったものと考えられます。

このような取り組みを今後も続けて、小笠原の全体の学力向上を目指していきたいと考えております。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ぜひ母島の事例も含め、父島の小学校でも、算数と理科、非常によかったということなので、しっかりと今回のこの結果を検証して、学力向上に向けて更なる飛躍をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、スポーツ振興についてですけれども、オリンピックの聖火について、過去に片股議員からも小笠原に来てほしいと、また硫黄島にも行ってほしいという、そのような要請があったと思いますけれども。

ぜひ、南鳥島のほうにも行ってほしいと、そういう要望を出してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 教育課長、大津君。

○教育課長（大津 源君） 一木議員おっしゃったとおり、片股議員の提案を発端として、小笠原においても硫黄島を含めた父島・母島を回るような要望をしております。

しかし、南鳥島については現在住民が住んでいないので、今のところ要望することは考えておりません。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 住民という形で住んでいることはないかとは思いますが、南鳥島、その厳格地で頑張っている自衛隊員、気象庁ですね、また最近では国土交通省の職員の方もいらっしゃいますので。

ぜひ我々自治体がそのような声を上げるということが、また小笠原村なんだ、南鳥島は小笠原村なんだということをまたPRする機会にもなるかと思っておりますので、ぜひ要望をしてもらいたいと思うんですけれども、村長のお考えは。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） お気持ちがわからないわけではないんですが、ここは現実的に物を見つめていただきたいと思います。南鳥島に聖火をお願いする、それを仮に実現しようと

しますと、航空機での往復しか考えられないわけです。私どもの今回お願いをしています多摩・島しょ、特に私どものところは大変な時間を要するところから、硫黄島を含めた私どものところを回っていただいての聖火リレーだけでも大変な苦勞を、要望を受けた先でもされると思うんですよ。これは想像つきますよね。そこに南鳥島というのは、いかにも非現実的だということと、先ほど担当課長が言いましたけれども、民間人があそこに住んでいるわけではございませんので、一木議員の言いたいこととか思いはわかるんですが、南鳥島というのはいささか私としても要望はご勘弁を願いたいと、こう思っているところでございます。

（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 望君） いいですか。

◇ 清 水 良 一 君

○議長（池田 望君） 次、清水良一君。

○1 番（清水良一君） 1 番、清水良一。よろしくお願いします。

質問に先立ちまして、森下村長におかれましては4期目の当選、おめでとうございます。

さて、私の質問でございますが、2点ほどお聞きしたいということで、まず1点につきましては地産地消の推進について、そしてもう一点につきましては扇浦交流センターの活用についてということで、質問の内容を提出させていただきました。

さて、今年の夏、毎年のことなのではございますが、台風の影響ということで、特に今年は夏のシーズン中、何度となく台風がやってきまして、おがさわら丸が、何度か欠航になりました。そのときに、店頭から生鮮食料品が姿を消し、台風の常習地帯であり、かつ交通が船に限られているという本村の宿命、そして1,000キロ離れた小笠原の宿命ではございますが、村民生活への影響はかなり大きく、主婦の方たちが野菜を買い漁る姿がよく見られました。

これを解決するということにつきまして、村内で食料を生産することのかなり重要性を改めて感じたわけではございますが、このことについて何度も地産地消・自給自足ということは、執行部からもいろいろな政策がなされているところでございますが、改めて村の地産地消の推進について、村長の所信をお伺いしたいということでございます。第1点。

それから第2点でございますが、これも今年につきまして台風の影響で、特に扇浦地区、ご自分で家を建てられている方たちが多く、台風が来る度にどこに避難しようかという

ことも含めまして、扇浦地区にとって重要な拠点、扇浦交流センターについての活用について、ちょっとお伺いしたいと思います。

扇浦交流センターは、平成6年、交流アイランド小笠原の実現のためオープンしたということで、かなりの時間、21年が過ぎているわけですが、村にとってどのような役割を今後担い、活用していこうと考えているのか、改めて聞きたいと思っております。

次の5点について、お聞きしたいということでございます。

まず第1点目につきましては、今回の台風のことで避難所という側面、扇浦地区の避難所ということで、前回の台風16号のときに、残念ながらこの扇浦交流センターの避難所は開設されなかったということで、住民の方たちからいろいろな意見が出てまいりました。

そして、あの建物自体が耐久性は大丈夫なのかと。ログハウスということで、確かこの建物は平成6年からなんです、その当時ですと、建築確認とかそういうことでまだ余り整備がされていなかったということを聞きます。平成14年にいろいろな部分でログハウスというものの基準ができ、その中で通しボルトとか、そういった特別なメンテナンス。例えば通しボルトが錆びていて切れていたりなんかすれば、非常に不安が残るのでございますが、そういったところの部分。それからまた木造ということで、当村にとっては非常に気がかりな、シロアリの点検、そういったことがなされているか。そして今後避難所として、扇浦地区の方たちが今までと同じように使っていけるのかを、まずお聞きしたいということ。

次に第2点目としまして、交流アイランドということで世界の人たちと交流する為にカルチャーセンター的な使用方法の促進というのができないかと。現在、いろいろなサークルや、いろいろな団体が使っているわけですが、特にこの村ではいろいろな能力を持っている方がおられるということで、英会話やピアノ、それからダンス、いろいろなプログラムをされたいという方が結構おられる。そんな中で、現在有料のプログラムというのは、やれるスペースがなかなかないということを聞いております。

扇浦交流センターについては木造で非常に環境がいい。そんな中で、子供たちがそういう習い事、交流アイランドということで特に語学の、英会話や、最近はアジアの方も増えているということですので、中国語や韓国語、いろいろな言葉を習えるような場所を提供できないかということ、それが第2点です。

そして第3点目としまして、島民が気軽に訪れることのできる仕組みづくりができないかということです。現在あそこの交流センターについては全てを貸すという形で、借りる方

たち、申し込まれた方たちだけが行くということなのですが。オープンスペース、ベランダとかその周り、そういったところで島民が余り用がなくてもちょっと行ってみようかなと思えるような気軽に訪れられるスペース、それからトイレや、また中に掲示スペースやオープンスペースを設けられないかと。

これにつきましては、特に扇浦地区で昨今、子供たちが非常に増えております。今、小学生だけで、確か15名ほどあの辺りにいる訳ですが、子供たちが集まれる場所というものがない。あそこが起点となって、親御さんたちが、例えばベランダにいて、子供たちがその辺の周りで遊べるような環境ができないものかということが、ちょっと考えられないかということです。

それから、第4点目に扇浦地区の集会所的な利用ということで、現在、扇浦地区で自治会がないということもあるんですが、集会所的に何かやるという場所が意外とないと。それをあその場所でより使っていけないかということです。

それから第5点目に、いろいろな部分で村がやりにくい部分もあるかとは思いますが、そういった部分を解決できる方策として、管理委託の検討などをどこかの民間が管理する、あとは自治会が管理する、そんなような方向も考えられるのではないかとということでお聞きしたいと思います。

以上、あとは自席のほうで質疑したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 清水議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、地産地消の推進ということでご質問をいただきました。

この地産地消の推進につきましては、これまでもいろいろな角度からご質問をいただきまして、答弁をさせていただいてきました経緯もございますが、村の地産地消というものをやはり進めていく、推進していくためには、まず地元の食材の生産・流通の量を増やしていくということが肝要なわけでございます。それには、やはり農地の確保が最優先の課題であるというふうに考えており、村としては今後も農地の流動化を進め、東京都や農業協同組合とも連携をしながら、引き続き農業振興に努めてまいりたいと思っております。

実際に、先ほどの一木議員の答弁のところと重なるところもございますが、かつて戦前は農地として利用していたところ、24年間の空白があったために、それらが途絶えてしましまして、返還後に帰ってこられて農業を始めた方も、それらの農地が全て活かされたわけではないわけでございますね。父島で農業を始めても、後継者がいなくてやめてしまった

方もいて、生産農業の多くは母島というのが現状でございます。

この土地関係については、なかなか権利関係の問題もありまして流動化は難しいんですが、今、農業委員会等を通じて、少しでもその流動化が図れるようなことを村としては手立てをしています。また母島でやっておりますように、これから農業を目指す人たちを支援するというような方策をとりながら、何とかこの農業生産を増やし、流通量を増やしていくということに今後も努力をしまいたいと考えているところでございます。

扇浦交流センターにつきましては、具体的な5つのご質問をいただきましたので、それぞれ担当課長が答弁をしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 扇浦交流センターの活用ということにつきまして答弁をさせていただきます。

内容について5点ほど質問をいただいておりますけれども、最初に交流センターの役割、今後についてということに答弁をさせていただきます。

扇浦交流センターは、村民相互、また来島者あるいは来島者同士の交流の場としてご利用をいただいております。台風や津波警報時の避難所としての使用実績も多くございます。

担当課としましては、現状を維持しまして、皆様にご活用いただけたらと考えているところでございます。今後も、最小限のランニングコストで皆様に無償でご利用いただけるよう、適切に維持管理を行ってまいりたいと考えております。

まず、避難所としての施設ということで答弁をさせていただきます。

扇浦交流センターは高台に位置しております。建物自体は耐久性もあり、避難所として問題はないと判断をしておりますけれども、ご質問にもありました築21年ということ、あと木造ということでは、当然シロアリの防蟻処理等も定期的に実施をしているところでございます。

21年たっているということでは、当然、さらに雨どい、サッシ、壁面など一部小規模な改修工事が必要な箇所がございます。平成27年度には、これらの改修を計画しているところです。また、ソーラーパネルを設置し、避難所としての機能向上にも努めてまいります。

今後も、定期的に保守や改修を行い、ログハウスならではの保守項目もございますので、適切な管理をまいります。

さきの台風15号におきまして、この扇浦交流センターを避難所として設置をしなかったということにつきましては、非常に強い大型の台風であり、かつ進路が小笠原を直撃する可

能性も高かったことから、木造で強化ガラスではない交流センターを避難所としての使用するのには控えることといたしました。

今後も、台風の勢力や進路によって判断をし、早目の広報を心がけてまいります。

次に、カルチャーセンター的な利用ということでございますけれども、この施設、無償でご利用いただいている公共施設というところでは、営利目的の有料プログラムを認めることは難しいという考えでおります。

また、気軽に訪れることのできる仕組みづくりというご質問でございます。

まず、休館日以外の日の終日の開館でございますが、オープンな施設にするには、不特定多数の方が常時出入りするということになるため、安全上の理由から管理人等を設置しなければ不可能でございます。現状は経費のこともあり、終日の開館は考えておりません。

また、電話やメールでの申し込みについてでございますけれども、現在、できる限り簡易な申請書への記入で受け付けを行っているところでございますけれども、施設を丸々貸し出す制度であるため、申請書では内容がわからない部分につきましては、申請された方、窓口に来られた方に、口頭において確認をするやりとりをしているところでございます。電話やメールではその確認が不十分となることがあり、現在の申請の方式を変更することは現在考えておりません。

また、ベランダやトイレ、掲示スペースなどのオープンスペースを設けるということでございますけれども、これも同様に無人のままということでは難しいので、やはり同様に管理人を設置しないと難しいところでございます。掲示板等の設置につきましては、必要性を勘案しまして、設置するか否かの判断をしたいと考えているところでございます。

次に、扇浦地区の集会所的利用ということでございますけれども、地域の自治会から使用申請、自治会からの使用申請は大いに歓迎すべき内容であると考えております。地域の集会所として自治会やコミュニティが使用するということであれば、この交流センターの設置の目的と合致をしており、積極的に活用していただきたいと考えております。

交流センターの管理委託ということについてでございますけれども、これにつきましても財源の確保というものが必要になってまいります。現状の利用状況、こういったものを見た場合、今の段階で特段、新たに管理委託が必要な施設であるという認識は持ってございません。

いずれにしても、今後、将来的にこの交流センターの活用をどのようにしていくのか。今後、検討すべき段階になりましたら、議員ご提案の活用方法も含めまして、村民の皆様

のご意見・要望もお聞きしながら進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ご丁寧なご答弁、ありがとうございます。

まず、地産地消の推進について再質問ということで、産業観光課長にお聞きしたいんですが。

ただいま村長が量的なもの、農業・水産業の一次産業の量的なものが多くなるということを目指しておられるという答弁があったんですが、実際問題、内地からどのぐらいの食べ物、野菜や魚、そういうのが来ていて、どのぐらいの物を私たちは食べているのかという、地産地消率、自給率というものを捉えておられるのか。なければないで、それでよろしいんですが、もしそういった数値がありましたらお知らせしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 食料自給率ということだと思いますが、小笠原におきましては、現状ご覧いただけるとわかると思うんですが、島の商店については本土からほとんどの食料品を仕入れているという状況でございます。

そういったこともありますので、自給率ということに関してはほぼゼロ%ではないかと考えております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

この地産地消について、ある程度数値を見ながら、どういう施策がいいのかというのを検証しながらやっていかなければならないものの一つではないかと、私はちょっと感じておるんですが。

ちなみに、なかなかその自給率を出す方法というのは、牛島課長言われるとおりに難しい部分ではあるかとは思いますが。例えば、小笠原支庁が出している小笠原の管内概要ですね。その農作物収穫量ということで、平成13年から平成25年の野菜の収量というのが出ています。平成13年には父島では766万6,000円、そして上がったたり下がったりしながらずっと減り続けて、平成25年には562万4,000円。母島においては、母島はそういった部分では成功しているということもあるんですが、平成13年に3,286万2,000円、そして上がったたり下がったりしながら、平成25年には2,665万5,000円という形で、トータルで

は平成13年4,052万8,000円、そして平成25年には3,227万9,000円という数字が出ております。これについて、なかなかどれが島民が食べているのかというのは非常に難しい部分ではございますが。

その中で伸びているのが、この野菜の中ではトマト・ミニトマト。トマト・ミニトマトについては、どちらかという商品作物的な要素で内地に出荷したり、また島民の方が内地の方に送るような使われ方をして、ここまで伸びてきているのではないかと思います。そういうのを含めて、トマトが平成25年には約2,000万円分ぐらい出荷しているんで、トータルで3,200万円から2,000万円引くと、島で使われている野菜が1,200万円。これ恐らく平成13年から少しずつ減り続けているのではないかと感じます。

返還50年が近づいている中で、今までの施策というのをそろそろ考えていかなければいけない部分かとは思っているのでございますが、そんな中で環境先進国ドイツではクラインガルテンという、市民農園という施策をやっておられる国があります。これは都市に住んで、土地を持っていない方たちが、郊外に小さな菜園、または都市の中で空き地を見つけて、少しずつ自分たちで、自分らの食べ物を作るといような施策で、歴史的には200年ぐらいたっているそうなんです、それが広まり、ヨーロッパ、欧米諸国では、かなりポピュラーなものになっているようでございます。

ちなみに、ベルリンやミュンヘンなどの都市近郊の4割から5割ぐらいの野菜を、そのクラインガルテン、市民農園でつくっているという話も聞いております。

また一方、小笠原では、島民の大方の方たちが、都営住宅、また職員住宅、土地のない、庭のない生活をされている方が多い。ある意味、都市生活者と同じような給料所得でアパートに住んでおられる方が多い現状でございます。このクラインガルテンの発祥の地も、大体同じような、8割方が土地のない方たちだそうです。

そういった部分で、これは、先ほど村長が言われたとおり、農地の問題いろいろございますが、今まで例えば父島におきましては、その農地の問題、それから収入の問題。新規就農者は、なかなか暮らしていけないと。ですからある程度支援していかなければいけない。土地についても、なかなか継続的に使えるような土地が見つからない。今現在、第1期の農業者たちが高齢化して、そろそろなかなか畑が耕せない状況になっております。その方たちも土地を貸してくれということという、長期的には貸せない。逆に農業委員をやめたいというような意見も聞いたりする部分もあるんでございますが。

そういった部分で、村が間に入って、市民農園、あとは宿泊型のクラインガルテンみたい

ものを何とか模索して、島民が自分たちの食べ物をつくる。これ村長の所信表明にもございました自主性・自立性、そして互助と連帯感の醸成という、非常にそれを強める施策ではないかと考えるものでございます。

その辺について、もし答弁がありましたらお願いしたいんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） まず、市民農園の関係でございます。

市民農園については、先ほど清水議員がおっしゃったように、主に都市近郊の住宅地などで農地や生産緑地の有効活用と都市緑化の両立、また住民の生涯学習やレクリエーションの一環として、緑や土地に親しむ機会の創出等を目的として整備されているものでございます。

また、クラインガルテンのお話が出ましたが、クラインガルテンにつきましては、居住者の高齢化や都市部の流出による労働力の減少、遊休農地の増加といった問題に悩まされている農山村地域を中心に、国内でも既に多くの地域で取り組みがなされているところです。農園と滞在施設を提供することによって、都市部との交流人口を増加させて地域活性化を図っていくことが主な目的となっております。

これらの地域と当村でございますが、事情が大きく異なっておりますので、本村における効果や課題については、今後調査させていただきたいと思っております。

なお、担当課としましては、農地そのものが不足している状況を踏まえまして、市民農園の整備に限らず、農業者が活用可能な農地の確保対策など、多面的な検証を行いまして、村の一次産業の振興及び地産地消の推進を図る上で、より有効な対策を検討していくことが必要と考えております。

以上です。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。

有効な対策を検討していただきたいと思います。その一つの考え方として、ぜひ市民農園、クラインガルテンも、村を交えてぜひ何かテスト的な、東京都なり村が持っている小さな土地でも構わないんですが、ぜひ何かそういう場所を確保して自助・互助の精神、そして村の公助により実現していただきたいと思いますと思っております。

それからもう一点、扇浦交流センターについての再質問ということでお伺いしたいんですが

ざいますが。

まず、村民課長にお聞きしたいんですが、今回、強化ガラスではない木造の交流センターということで、台風15号の避難所として設置できなかったということですが、どのぐらいの台風だったら開いて、どのぐらいの台風だったら閉めるのかということがわからない。これは非常に難しいと思うんですね。今回ソーラーパネルをつけるに当たって、サッシ等いろいろ壁面も一部改修されるということですが、できる限り防備を固めていただいて、どんな台風でも耐えられる——どんな台風というのは限界があるかとは思いますが。できる限り、できる範囲で、この強化ガラスだけでも変えていただける方向にはいかがでしょうかということで、再質問させていただきます。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） これまでも通常、台風が接近するときに扇浦交流センターを使用してきたところなんですけれども、清水議員ご指摘のように防御といいますか、強化するということはもちろんのことなんですけれども、今の段階で即強化ガラスにするのか、あるいは他の方策があるのかということは、検討をさせていただきたいと思います。

あそこを、その台風の度に、どういったときに使う、使わないというのは、村の防災会議の中で検討されると思いますけれども、基本的に、対策会議の中ではその台風の大きさ、勢力、進路状況を見た上でより安全な、強固な避難所を選択するというようなことになるかと思います。

具体的な交流センターの強化といいますか、そのガラスのことも含めどうするかということとは、検討はさせていただきたいと思います。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） ありがとうございます。検討していただけることを祈っています。

もう一点、村民課長からの答弁で、カルチャーセンター的な利用の営利目的の有料プログラムを認めることは難しいという内容のご答弁があったんですが、この営利目的という部分ですが、例えば、非営利団体でも給料や、かかった費用については認められています。例えば英語のプログラムや音楽のプログラムの中でかかった費用、そしてその人の適正な人件費を取ることで等までは無理だということではないと理解してよろしいのでしょうか。これもちょっと言っていなかったことなんですけど、お願いします。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 基本的に、文字どおり言えば、その営利目的ではお使いいただい

ていないというところで、例えば何とか教室、何とか教室というお金を取って月謝みたいな形、いわゆる営利目的ということでは、使用はさせていないところです。

例えば、いろいろな集まりの中で当然材料費ですとか、そういったものは発生はすると思いますので、そういったことについてまで使用禁止という考えではないところでございます。発生する実費といいますか、そういったものについては、程度にもよるんでしょうけれども、常識の範囲内で判断をしているというところでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1 番（清水良一君） ありがとうございます。

常識の範囲内で、ある程度のお金をやりとりというのは認めていただけるようなのですが、できれば、交流アイランドということで世界自然遺産後、外国の方がかなり来ております。それで、結構外国の方と接する機会が多いんですが、なかなか島内で英語が通じるプログラムというのが少ない中、宿泊施設でも外国の方はちょっと断られてしまうという方たちが、どこか移りたいというときにいろいろ電話してみると、なかなか難しかったりしております。

ぜひ、扇浦交流センターだけではないんですが、そういったプログラムを特別枠みたいな形で村がより推し進めていただければ、非常にありがたい部分ではあります。

以上、答弁を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池田 望君） よろしいですか、はい。

◇ 杉 田 一 男 君

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5 番（杉田一男君） 5 番、杉田一男でございます。

質問の前に、森下村長、4 期目の再選おめでとうございます。今後 4 年間、今までの経験を活かして、改めて村長の力強い舵取りを大いに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

今定例会では、所信についてということで一くくりにお聞きしますが、その中の何点かを個々にお聞きしたいと思います。

まず、航空路についてお伺いします。

基本的には、村長が第一回定例会で出した所信表明、それを踏襲するという形で、再選の暁にはそれを大いに肉づけして実施していこうという考えだと思います。その中で、私も

何回か航空路に関しては質問しておりますけれども、その度に村長の答弁は、交通アクセスでも今は海路に集中すべきだというお話で、私も航空路に関しては一步引いておりましたけれども、おがさわら丸の新船の導入も決まりまして、村長も心を新たに航空路に取り組めると思います。

また今回、短い所信の中で、特に産業振興や航空路、そして防災対策、この3点が載っているということは、村長の中で多分この3つは大いに気になっているのではないかと思います。

そういった中で、航空路の推進に今一番ネックになっているのは、P I 協議会が実施されていないという部分だと思います。諸問題が払拭された中で、改めて村長の航空路の取り組みを、今年、今後4年間かけてどういう形で進めていくのか。そして当然のことながら、返還50周年を迎える前に結論を出すべき問題だと思います。それは、4期目を迎える村長にとって一番大きな重要課題だと私は認識しています。そういう意味でも、ぜひ村長のお考えをお聞きしたいと思います。

もう一点、漁業振興を改めてお聞きしたいと思います。

前定例会でも、この漁業振興についてはいろいろと村長にお答えいただきました。その中で、今後とも長期にわたる部分に関しては事務レベルの話し合いが必要だと、それを村政に生かしていくというお考えだと思いますけれども、私は村長の考えている以上に、この漁業被害というのは大きなものだと思います。

一番の問題点は、今まで保護してきた根魚が根こそぎやられてしまったと。もう一つは、漁場まで今までの倍以上かかる。それだけ遠地まで行かなくては捕れない状態になっていると。

そういった中で、村長にもいろいろと支援を考えていただいておりますが、私はその中で当然、父島・母島両漁業協同組合に対する支援も大事ですが、私は前から言っておりますように、漁業者に対する直接支援はぜひともやっていただきたいと考えています。この中国船による漁場の荒廃について回復するまでの間、村長はどのような形でこの漁業振興に取り組んでいくのか、改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 杉田副議長の質問に答弁をさせていただきます。

まず、所信の中の航空路についてのご質問がございました。

日本復帰以降、今日に至るまで、当村は国・東京都に対し空港の建設を要望し、これまで

私たちは40年以上にわたり東京都に期待をし、東京都の動きに一喜一憂し、東京都とともに汗をかき、奔走もしてまいりました。しかしながら、間もなく復帰50年を迎えようとする現在においても、その開設のめどがついていないのが現状でございます。3年後に復帰50年という重要な節目を迎えるに当たり、何とか航空路の目鼻を立てたい、航空路の先が見える明るい見通しを立てたい。私は4期目の任につくに当たり、その意を新たにしたいところでございます。

どのような目鼻を立てるのかということでございますが、今までの経緯を踏まえたと、今後は小笠原空港の開設促進がさらに具体的に、かつ歩みを早めて進むことが必要でございます。そのために、国・東京都など空港整備に役割を担う関係各所に具体的なお支援を要請し、そのための必要な協力体制や関係構築を図っていきたいと考えております。

具体的には、まず空港設置の許認可と予算づけを行う国に対して、国会と国土交通省航空局のご理解とご支援が必要となりますので、国政に対しましては、従来からお世話をいただいております二階先生を中心に、地元選出の先生方をはじめ、懇意にさせていただいている先生方の具体的なお支援がさらにいただけるよう、関係構築を図ってまいります。

幸いにも、先般8月6日、二階先生のご配慮により、議長ともども菅官房長官にも航空路の陳情をさせていただく機会を得まして、ご協力をいただける前向きな発言もいただいたところでございます。

また、航空局に対しても、空港開設に対するご理解とご指導をいただかなければなりません。こちら先般、空港整備計画を所管する航空局の担当課長にも、私から村の航空路に対する考え方をお伝えしてきたところでございます。

次に、東京都に対してでございますが、設置主体である東京都には、とにかく検討を前に進めていただかなければなりません。その上で、私は私の意を新たにしたいところの思いを伝えるべく、久しく開かれていない航空路協議会の開設を求めていきたいと考えております。

また、都議会におかれては過去、全会一致での決議がなされておりますが、現状に鑑み、都議会に対しても改めて空港開設の促進に向けた動きを要請してまいりたいと考えております。

いずれにしても、村議会の皆様と相談をさせていただきながら、両輪としての歩みを進めていくことが大事だと考えているところでございます。3年後の復帰50年を迎える際に、空港路の先が見通せる状況にするため、まずは小笠原空港の開設に向けた検討を具体

的に、効率的に動かしていくことが必要であり、そのために考えられる必要な対応を積極的に行ってまいりたいと、このように考えております。

先ほど一木議員のご質問にも答弁をしましたので、重複することになりますが、まず航空路協議会を開設していただく。その上で、設置場所の特定をしていただくという道筋をまずつけることが肝要なことだと思っていますので、私の少なくとも4期目にかける思いというのは、選挙に向かう前に東京都にも、国にも、それぞれの皆様にもお伝えをし、また当選後のご挨拶でもその意はお伝えをしまいつてきたところでございますので、改めて皆様のご協力を得ながら邁進をしまいつてまいりたいと、このように考えているところでございます。

引き続きまして、漁業者支援、昨年の中国船のサンゴ密漁問題に端を発しました件に対してのご質問をいただきました。

中国船密漁問題の対応といたしましては、現在も海上保安庁や水産庁による警戒監視活動が継続され、平成28年度国土交通省の概算要求では、小笠原海上保安署について職員2名分の増員がなされているところでございます。

議員ご質問の漁業者に対する支援につきましては、両漁業協同組合とご相談をさせていただき、中国船違法操業により被害を受けた漁業協同組合の経営の回復と安定を図るため、父島・母島の両漁業協同組合に対し、支援金を交付する補正予算を今定例会に上程をいたしました。

漁業者の皆さん、一人一人に対する直接的な支援ではございませんが、両組合の運営費の一部に対して補助するものでございます。支援金の用途につきましては、両漁業協同組合の判断に委ねますので、漁業者の皆様の支援のためにお使いをいただければと思うところでございます。

杉田議員からご質問をいただきました一人一人に対する支援ということは、なかなか村としては難しい問題がございますので、あくまでも両漁業協同組合といろいろ議論を重ねまして、両組合の皆様が求めているものに何とか我々が沿えるよう、努力をしまいつてまいりたいと思います。

また、物心両面でということにはなるわけですが、特に私どもが村として考えなければいけないことは、両漁業協同組合が求めている支援に対して、国や東京都とともにきちんと陳情を要望していくということが肝要なことだと考えておりますので、これからもそのようなスタンスで、しっかり両漁業協同組合の皆さんとご相談をしまいつてまいりたいと、このよ

うに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長に改めてちょっとお聞きしますけれども、私は航空路に関してまずお聞きしますけれども、航空路の進展が阻まれている原因の中に、確かに協議会が開かれていないという部分もありますけれども、どうも熱気が足りない。以前のように期成同盟的な民間の力を活用した方法、そういうことは考えておりますか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今のタイミングでは考えておりません。しかし、必要なことだと思っております。

まずは私どもと議会の皆さんとで頑張ってしかるべき方向性を、東京都・国に示していただけた段階になったときに、いわゆるご質問にありましたような、期成同盟のような民間の皆様のご尽力をお願いする時期が来る、このような判断をしているところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） それでは村長、今年度、村長としてどういうことに、この航空路に関して取り組むのか。例えば、先ほど村長の答弁にもあったように、3候補地をもっと絞っていくとか、あとはやはり民間の活用をどうするのか。

それともう一つは、先ほど答弁にありましたが、以前、都議会全会派の議決をいただきました、小笠原空港に関して。改めてそういう必要はないのかどうかもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） まず、都議会の皆様の全会一致のお願いにつきましては、再度お願いをしていかなければならないと、このように思っております。

それから、現在進めている、私どもがお願いして進めてきた航空路は都営空港でございますので、東京都の航空路協議会の中で場所の選定を一日も急いでいただくことが肝要かと思えます。3つのうちの1つにまず絞っていただく。絞っていただいた上で、どのような課題があるのかということが明確にならなければ、打つ手が見つかりません。そのところがまず第一義に目指しているところでございます。

その上でハードルを乗り越えるために、いろいろなご支援をいただかなければならないところはご支援をいただく努力をしていくということで、ハードルを一つ一つ乗り越えてい

くという努力を、ここまで来ますと私ら執行部だけということではなくて、議会の皆様と一緒に頑張っていかなければならない、このように考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 企画政策室長に聞きます。今の村長の答弁を受けて、今年度、企画政策室長として何を重点に置いて東京都にお願いし、そして庁内で進めていくのか。考えを聞かせてください。

○議長（池田 望君） 企画政策室長、樋口君。

○総務課企画政策室長（樋口 博君） 今年度の動き方としましては、先ほど来、村長が答弁させていただいているとおりのそれに沿いまして、実務方からも実務的に航空路の協議会を開いていただくための努力をしたいということ。

それから、具体的なところでは、3案を1つに絞り込むために、今まで実務的な協議をやっておりますが、論点整理はある程度進んでおりますので、その具体的な解決方法についてはまとめるところは必要かと思っています。そのために昨年来、実務的には東京都に対して対峙し、進めてきているところでございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 今、政策室長が答弁したように、村長と同じですけれども、候補地と協議会を開くと、これはやはり基本的な部分ですから。

そして、やはり村長が言ったように、執行部だけでどうのこうのという問題ではないので、常に議長は村長と同行する場合も多いので、議長と相談しながらぜひ進めていただきたいと、これはよろしく願いしておきます。

次に、中国船問題です。

ちょっと村長の受け取り方と私の質問の仕方が悪かったのかな。漁業者への直接的支援という部分で私がお願いしたのは、直接的にはなるかもわからないけれども、やはり一番気になっているのが、この前言ったように燃料費なんですよ。遠くなった分だけ燃料の量がどうしてもかかる。しかし、水揚げは変わらないと。

そういった中で、燃料費の支給は当然漁業協同組合でもいいです。ただ、それが一番漁業者にはね返ってくる問題なので、そういう表現を使ったんですけれども、本来の本質的な考え方はそういう意味ですので、よろしくその辺はお願いしたいと思います。やはり四方を海に囲まれた小笠原で、漁師が漁に出られない、行けば行くほど赤字になると、これは

あつてはならないことですから。まして一次産業として、国で手厚い保護をされているわけですから、ぜひ村長にも考えていただきたいと思います。

もう一つ聞きますけれども、確かに海上保安署の人員は増員されました。それは結構なことですけども、船はどうなんですか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 海上保安庁全体の中で、船の増隻といいますか、船を増やす予算は取っております。

ただ、来年度小笠原にすぐに特定の船が来るということではないということでございまして、ただ、そういうことは考えていると、船も。考えていることは事実でございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 今、中国船の暗躍が続いている中で海上保安署の役目というのは重要ですので、ぜひその辺も村長、気がついた折には海上保安署のほうによろしく願ひしたいと思います。

これからは、ちょっと別の質問に移らせていただきます。

まず、防災対策について2点お聞きします。

1点目は、奥村交流センター、あれの利活用がどうも理解できない村民が多くいると。何が理解できないのか。例えば、昨日避難訓練がありましたけれども、避難訓練のときには小・中学校も使い、高校も使い、扇浦交流センターも使い、奥村交流センターも使う。しかし、本番の避難所としては使うことができない。これは多くの村民に混乱を与えるだけではなく、何のために造った施設かという声もあります。避難所は、近くの避難所を利用するから避難所であって、高波が来れば車も洗うような湾岸道路をわざわざ走ってまで行く必要がないというのが、これは一般的な考え方だと思うんです。

そういう意味で、この奥村交流センターについての現況の利活用、どうしてだめなのか、お聞きします。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷正昭君。

○総務課長（渋谷正昭君） 昨日行いましたのは津波に対する避難訓練でございまして、先ほど発言の中に本番では使わないというお話がありましたが、実際に津波警報が発令された際には、津波災害の避難所として想定しているので、小・中学校、高校、奥村交流センター、扇浦交流センター全て、そして母島の診療所というところを想定したもので、実際に訓練をしているところでございます。津波に対する避難所としては全て活用する、本番で

も活用するという前提で訓練を行っております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） まず、津波用だ、台風用だと区別すること自体、私はよく理解できない。それだったら、避難訓練をやった意味がないでしょう、はっきり言って。昨日の避難訓練を見ている、そういう区分けがない中で避難所として皆さん避難してもらっているわけですよ。ですから、そのわかりづらい区分けをちゃんと村民にわかるように説明したほうがいいと思うんです。どういうことだか、その辺の説明をちゃんとお願ひします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 多分、先ほどの清水議員の質問と今の台風ということでは、先般の台風のことを杉田議員もおっしゃっていると思うんですよ。

先ほど清水議員のときにお答えすればよかったのかもわかりませんが、この議場の中で、昭和58年の大きな台風を経験した人が何人かいらっしゃいますよね。今回の台風についてはそれクラスの台風であったということなんです。直撃を受ければ、それ以上の被害を受ける可能性があったということで、扇浦も避難所としては今回は対象外。それから奥村の話はまた担当課長が答えますので。

したがいまして、今回については早目に道も明るい、まだ通れるうちに高校の武道室ですね。あそこを事前に拝見をさせていただきまして、あそこなら大丈夫ということで開設をいたしたもので、あくまでも大きさからの特例なんですね。扇浦の避難所がうんと不安があるということではなくて、今回の場合にはそういう特例措置ということですので、その点だけのご理解をいただきたいと思います。その上で、今の杉田議員の質問に答弁をさせます。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） この機会に避難所の設置のおおよその概要として、まず最初に説明させていただきたいと思います。

村において、まず災害時に避難所の設置というのは、台風が暴風域に入る可能性がある場合、また土砂災害警戒情報が発令された場合、津波警報が発令された場合に実施しております。これらの災害全てに対応した避難所というのが、現状いろいろな地形の問題等で設定できておらず、父島の福祉センターや母島の支所は、台風等には対応できても、津波では対応できないなど、全ての災害に対応できる避難所を設置するのが難しいという状況がございます。

特に、このところ設置する機会の多い土砂災害警戒情報による避難所というのは、避難所に至る経路も含めると、どの避難所にも課題がございまして、早目の避難を心がけていただくというようなことが必要であります。

このような状況の中で、奥村交流センターでございしますが、こちらは現状では津波避難施設として位置づけております。台風時には、基本的には父島は福祉センターと扇浦交流センターとし、先ほどの清水議員への回答にもありましたが、勢力や進路、また福祉センターなどの場合は高潮の可能性など、そういった判断を対策本部のほうで行いながら、高校も避難所として活用させていただくということになっております。

先般の台風15号におきましては、村長からもありました非常に強い台風、私も昭和58年の台風の時は、旧村役場で本部というよりは、役場が飛ばないように措置をする中で対応いたしましたけれども、やはり非常に強い勢力で直撃をするという予想がございましたので、早目に避難所を設置することで、奥村・扇浦の地区の方の皆様にも避難できるように、我々としては配慮したつもりでございました。

議員おっしゃるように、災害によって避難所が変わるとというのは混乱を招く場合があるかとは思いますが、我々としては村民の生命を守るということを第一にいろいろな判断をしながら、今後も早目の対応を心がけたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 総務課長の答弁を聞いていると、村民の生命優先だから、ああいう処置も仕方ないというふうに聞こえてしまう。

でも、私は奥村地区の人が何でそういう話をするかといったら、総務課長が思っているようなことを村民の人が理解していないからですよ、住んでいる人が。何で津波と台風で分けるんだと。避難所というからには分ける必要はないでしょうというのが一般的な考え方ですよ。分けるのであれば、どういう理由で分けるのか。今、土石流云々言いましたけれども、しかし、その心配は他の避難所にもあると今答弁したでしょう。そしたらまた矛盾してくるでしょう。

それともう一つ、いつまでもこの状態で台風用の避難所として使えないのであれば、私に言わせれば、建築する前にわからなかったのと、そういう話、疑問もあるんですよ。ですからそれを、じゃ全ての災害に活用できるような避難所にするにはどうしたらいいかと、そういう取り組みはされているんですか。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） まず、津波と台風についての状況で、津波につきましては、本当に近地であれ遠地であれ、突然地震が起きて発生してきますので、とにかく高台に逃げていただくことが第一です。さらに余裕があれば、その避難所に逃げていただき、我々としても対応を図っていくということで、起こる時点が予測できないという状況がまず1点あります。

台風につきましては、進路等が予想されます。勢力も、今では精度高く想定されておりますので、そういう意味では先ほど来申し上げております早目の対応を呼びかけることで、避難所をある程度限定しております。

今回の奥村の件につきましては、再度検討はしてまいりたいと思いますが、今回の判断の中には、通常、福祉センターと扇浦という台風の設置場所というものを、勢力を勘案しながら高校にしたわけですが、台風が直撃している際に何らかの対応が必要な場合に、裏の道を通れば、連絡のできる高校を我々としては選んだという判断がございます。

ですので、奥村につきましては、今課題となっております例えば防災道路が台風時でもある程度安心して行けるようになれば、その活用も考えます。強度の問題で活用しないということではございませんので、奥村についても将来的には活用できる可能性はあると思っております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 総務課長、活用できる可能性があるじゃないよ。活用するために造ったんだろう。それはちゃんと活用するためにどうしたらいいかを考えなければいけないよ。

それと、やはり村民の皆さんに周知徹底されていないから、こういう話が出てくるんですよ。一般村民の人はなぜ災害を分ける必要があるんだと。今のような科学が発達している中で、津波がいつ来る、台風がいつ来るなんていうのは大体おおよその検討がつくんですよ。先ほど総務課長も言っていたけれども、早目の避難を呼びかければ使えないわけじゃないでしょう。

それともう一つ心配なのは、じゃ高校に避難させました。でも、台風で高波が来て湾岸道路が冠水しました、行けません。すると一時帰宅にもすごく困難が生じるでしょう。

だから、私は執行部の考えをもとにして話してはだめだと、村民の皆さんの立場に立ってちゃんと考えてください。これは、あそこも避難所として使えるように改善を要求したいと思います。この辺、村長もぜひ考えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 我々の願っているとおり防災道路ができ上がれば、奥村の交流センターは今、総務課長が言いましたように活用ができる、道が開けるということでございますから、そういうところをまたご協力をいただきたいと思います。

改めて、やはり杉田議員が今住民の側に立って考えろということ、私どもも肝に銘じてもちろんこれから考えていくわけですが、私どもは何よりも住民の安全を考えて、今回の台風については考えたつもりでございますので、今それぞれの避難所をいろいろ考えることとあわせて、そういう気持ちを忘れないように頑張ってもらいたいと、このように思っているところでございます。よろしくどうぞお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 村長の答弁と一緒に、私たちも村民の皆さんの生命というのを先に考えなければいけないんですよ。ですから、あらゆる方策でもって一番いいところで利活用できる、それが私はベターだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、もう一点お聞きします。

それに絡んで、今、防災無線で台風情報等をやっていますね。私はすごくいい村のサービスだと思いますけれども、ただ残念ながら魂が入っていない、何が足りないか。東経何度、北緯何度、小笠原の南何キロと言ってもぴんとくる村民はいませんよ。そこをもうちょっとわかりやすく、村民の皆さんが頭に描けるぐらいの方法をぜひ考えていただきたいと。それには、20年前ぐらいに一度配りました天気図をもう一度各戸配布して、保存版にしておいてもらおうとか、今、小笠原村テレビがあるんですから、その有線テレビを使ってリアルタイムで流してもらおうとか、そういう方法もあると思います。

この科学が発達した時代、公共放送もメディアもリアルタイムでみんな台風情報を流してくれるんですよ。でも、その中であえて小笠原村が台風情報を流すということを、村民の皆様は大いに期待している人がいっぱいいるわけですよ。しかし、東経何度ってどの辺だろうと、やはりよく理解できない人が多いと。そういうふうに小笠原の台風情報をすごく大事にしている人からすると、もうちょっとサービス精神を持ってやっていただきたいなという思いを持っていると思います。

そういう意味で、もうちょっとわかりやすい方法での台風情報をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 防災無線による台風情報についてですが、以前は位置情報、緯度経度だけを放送しておりましたが、今議員からも出ましたようにやはりわかりづらいということで、台風の中心位置を方向と距離でもお知らせするように、我々としては改善したつもりでございます。

ただ、天気図を配布したのは平成6年でございます、現在では多くの方々がテレビのニュースもそうですが、データ放送、また村の自主放送などを通して、さらにはインターネットなどから各種気象情報で台風の状況を確認できているのではないかと考えております。

村民に対して一斉に情報を届けることができるこの防災無線という機能も重要であります。これは今そういう情報が入りやすい中で、台風への注意喚起を一斉に促すということを今は第一の目的としていますが、議員からお話のありましたさらにわかりやすい情報の提供について、再度検討してまいりたいと考えております。

○議長（池田 望君） 杉田一男君。

○5番（杉田一男君） 最後にもう一言言っておきますけれども、私は、村の住民サービスは村民の立場に立って考えてくださいということだから、そういう声があるという以上はぜひ改善してほしいと、そういうふうをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 杉田議員の意向はよくわかりましたので、それを受けとめていきたいと思いますが、あえて私が答弁させていただきたかったのは、今度のことで当然のことではございますが、職員として。その台風の大きさによっても違って来るわけですが、48時間、96時間、うちの職員も早くから準備をし、村民の皆様のためにきちんと仕事をしているということは確かでございますので、ぜひそのところだけはわかってやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（「それはわかっているから、魂を入れてください」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 望君） よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（池田 望君） 杉田議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、暫時休憩いたします。

午後2時から再開いたします。暫時休憩いたします。ありがとうございました。

(午後 1 2 時)

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

(午後 2 時)

◇ 安 藤 重 行 君

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2 番（安藤重行君） まずは、村長選挙 4 期目を迎えられましたこと、おめでとうございます。これから村政について議論ができることを楽しみにしています。舵取りいかんでは大きく変わるのが村政だと思いますので、しっかりと頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

さて、村長選挙後の所信表明をお聞きして、昭和54年に作成された第1次小笠原村総合計画で言っている自主性と自立性の確立、互助と連帯感の醸成の基本理念をもとに、人と自然が共生する村を目指すことが、第4次小笠原村総合計画の将来像に掲げる心豊かに暮らし続けられる島になることであると確信しているということでした。

しかしながら、本来であれば、30数年の長い年月の中で既に到達している、あるいは達成しているものがなければ、絵に描いた餅になってしまうのではないかという気がします。村長がまだその時点を目指すということは、まだできていなかったと受け取られかねないのではないかという危機を感じます。

確かに、流動人口も多い島です。まして世界自然遺産後に島民となられた方々も多くおられます。だから、基本理念をということと言われたのか、今回の所信表明からはちょっとうかがい知ることができませんでした。

また、人と自然が共生する村という考えも一つ前の考え方ではないかというふうに感じています。世界自然遺産に指定されて以降、その域ではなくなっていると感じています。島が置かれている現状を、誰かが言っている言葉をうのみにするのではなく、自分の目で確かめてぜひ現場を見ていただいて、村政に反映させていただきたいと願っています。

それでは、質疑に入らせていただきます。新人議員の定めかもしれません。4点についてお伺いします。1点目は高齢者対策、2点目が環境課の業務内容について、3点目が観光産業支援について、4番目が平和都市宣言についてです。

大変申し訳ないんですが、1点目だけここでやらせていただきたいと思います。2点目以

降については、自席のほうでよろしく願いできればと思います。

1 点目の高齢者対策についてです。

6 月議会では、主に高齢者の就労対策の観点から質疑をいたしました。今回は自立した高齢者社会の確立の視点からお伺いしたいと思います。これは寝たきりにならないための施策、高くなる介護保険の問題、高齢者が自立した生活を営むシステムづくり、こういった諸課題を小笠原村として具体的に対策をどのように考えているのか、村長及び村民課長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 安藤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

また、答弁に入る前に、私の所信のことについて触れられました。誤解のないようにということで、あえてここで触れさせていただきます。

第3次、第4次と、私が村長に就任してから、村の総合計画策定をさせていただきました。第4次見ていただけますれば、今我々が直面していることを踏まえつつ、次の世代にどうしていくかということを我々なりの形できちんと作り上げてきたものだと思っております。

その中で、先輩たちが第1次総合計画を作るときに、基本理念に据えました自主・自立の確立ということと、当時は欧米系の人、旧島民とかいろいろありましたが、今、多岐にわたる人たちがここで暮らしていく中で、やはり互助と連帯というのは改めてきちんと見つめ直さなければいけないということで、あのときの理念に立ち返り、それから人と自然の共生というのは、やはり小笠原のようなところに住んでいる以上、私は、小笠原の財産は自然だというふうに思っておりますので、ここをきちんと踏まえることが第一だという意味で、過去に立ち返るということではなくて、踏まえてということで申し述べさせていただいたつもりでございますので、そこのところをまたご理解をいただければと思うところでございます。

高齢者対策について、ご質問をいただきました。

村では、基本構想・基本計画におきましての高齢者に対する福祉サービスの充実のほか、介護予防や障害の重度化防止のための支援の充実を掲げております。高齢者が安心して住みなれた島で暮らしていけるようにするためには、介護を必要とする方へのサービスはもちろん、要介護状態にならないような予防事業や支援が重要であると考えます。寝たきりにならないための対策のほか、高齢者がいつまでも元氣でご活躍できるための事業を進め

てまいります。

個別詳細な部分につきましては、担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 安藤議員のほうから、さまざまな観点から、介護状態にならず、できる限り高齢者が自立した生活を続けられるということのご質問、そういった形で高齢者対策というご質問かと思います。

今般、介護保険法が改正されて、平成27年4月から施行されておりますが、その主な改正内容としましては介護予防、予防を重視したものとなっております。要支援者と要支援者状態となるおそれのある高齢者、こういった方を対象としまして、介護予防と日常生活への支援等、切れ目なく提供する仕組みとしまして、介護予防日常生活支援総合事業というものが創設をされました。

この総合事業は、市町村の主体性を重視し、地域支援事業において多様なマンパワーや社会資源の活用を図りながら、要支援高齢者、その他の高齢者に対しまして、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービスを、市町村の判断・創意工夫により総合的に提供することができ的事业でございます。従来、制度上の制約から十分なサービスが提供できなかった部分につきましても、この総合事業により利用者の視点に立った柔軟な対応や、既存の枠組みにとらわれないサービスの提供が可能になります。

具体的には、次のような支援を充実していくことが可能になると考えられます。

まず、要介護認定において要支援と要介護、この認定の程度を行き来するような高齢者、こういった方に対する切れ目のない総合的なサービスの提供をします。また、虚弱・ひきこもりなど、介護保険利用に結びつかない高齢者に対する円滑なサービスの導入。また、自立や社会参加への意欲の高い方に対するボランティアによるこの事業への参加、あるいは活動の場の提供。生活支援の必要性が高い要支援者に対する地域の実情に応じた生活を支えるサービスの提供。

こういったことが行われていくということでございますけれども、小笠原村におきましても、この総合事業をどのように展開していくのか。現在、検討準備を進めているところでございます。改正介護保険法は本年4月から施行されておりますけれども、総合事業につきましては、平成29年4月までには各自治体において条例整備をし、事業の実施をすることとなっております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

介護保険法の改正があつて、今年の4月から施行されているということなんですが、村民の皆様が本当に理解されているかという、実は難しい言葉ばかりでわからないとか、多分今聞いていてもわかりにくいんだろと思うんですが、そういった読む気にもなれないとかいう状況があります。でも、これが普通だろうと思います。

今改正では、介護のボーダーライン上におられる方々の介護予防と日常生活の支援を切れ目なく提供する仕組みをつくって、平成29年までに条例などの法整備を図っていくという国の方針とのことです。今までの改正などでは、離島などについてはほとんど眼中になかったのです。そのために、その部分からいえば、今回は利用者の視点に立った柔軟な対応が村としてできるという位置づけであれば、職員の柔軟な配慮もぜひ期待していきたいなと思っております。

私は、寝たきりをつくらないためには何が必要かということでは、運動療法とやはり食事療法だというふうに思っています。その実施できる拠点づくりというものを進めていくことが重要だと考えています。

今回の改正について、実際に村が具体的にどのようなサービスを提供していくのか。また、寝たきりにならない、介護を必要としないための具体的な策があるのか、お伺いしたいと思います。再質問です。村民課長、よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 現在検討している具体的な事業の内容でございます。村では、現状の村の体制あるいは村内の社会資源などを活用して、実施可能と考えられる事業を検討しているところでございます。

実施を検討しているものとしては、まずデイサービスや老人会の活動になじめない方、介護保険のサービスに当てはまらない方などが気軽に集い、日々の情報交換や相談ができるサロンの開設を検討しているところです。囲碁やカラオケなど、趣味や好きなことができる場としてのほか、認知症カフェとしての目的も持ち、認知症の早期発見や進行予防に繋がられるものとして、そういったサロンを考えているところです。

また、週に1回程度、入港翌日の商店等も落ち着いたときになろうかと思いますけれども、自力で買い物が困難な高齢者を送迎し、お手伝いをする買い物支援サービス、こういったものも検討をしています。また、現行の体操教室にリハビリ機能を持たせた転倒予防教室

などの開催など、体操教室の充実を考えております。

要支援認定者、介護保険の非該当の方が利用できる予防デイサービスのプログラムの充実も検討しております。

また、転倒予防・認知症予防・失禁予防・口腔ケア・禁煙や節酒、お酒を控える、そういった教室など、テーマを絞りまして年に数回、介護予防教室を実施したいと考えております。特に、歯を丈夫に保つ、肺を健康に保つということは、いつまでも健康であるために非常に大切なことですので、口腔ケア、禁煙の指導につきましては若い世代も対象とし、特に力を入れてまいりたいと考えております。

他にも、実施可能な事業はあるかと思われかもしれませんが、特にこういった各事業をお手伝いいただいたり、一部担当いただくということで、あるいは援助をいただけるように、ボランティアの育成とコーディネートというものも行っていく必要があると考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

課長からの答弁を伺って、もっとできることがあるのではないかという実感をいたしています。これらの対応の方向によっては、村の今後の福祉施策のポイントとなる大きな問題になっていくということになるかと思えます。どなたにお聞きしても、寝たきりになりたくないというのが本音のようです。その対策を村が具体的にどう考えているのかを示していただきたいと思います、質問しました。

ある先生の試算によれば、このままでは島の将来は超高齢社会になると試算されている方がいます。今から村として対処していく打開策を検討していかなければならないと危機感さえ感じているために、いろいろな福祉施策を展開していかなければならないと思っているからです。

高齢の方々の運動の奨励及びそのインストラクターの養成など、健康維持システムの課題、高齢の方々の住居と食、それから病気と見守り、そういった課題。高齢の方々が自立した生活を営むための就労システムを構築する課題、高齢者が増えると医療費や介護保険の費用などが高額になっていくことを抑えるためのシステムづくりの課題、島で最期を迎えられるためのシステムづくりの課題などが必要になってくるかと思えます。

それぞれの課題の中で、これから行政と関係団体、そして住民と議会が協働でよいものを構築していくことが重要であると考えています。寝たきりあるいは要介護にならず、でき

る限り自立して生活していくために、また介護保険の負担を抑えていくためにも大変重要な事業であると思います。村の実情に合った内容、かつ十分に効果が期待される事業を実施していくために、社会福祉協議会あるいは明老会をはじめとする関係機関や住民とも連携をする必要があるかと考えていますが、村としてその考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） これまで申し上げた介護予防に重点を置いた総合事業につきましては、村役場の福祉部門、村民課の福祉係に設置しておりますが、地域包括支援センターが中心になって事業を進めていくことになろうかと思っておりますけれども。当然、私どもの係の職員にも限りがございますので、地域の皆様のお力を借りて進めていかなければならないと考えているところでございます。

この総合事業は市町村の主体性を重視しておりまして、これは地域の資源を十分に活用して、今後の高齢化・高齢社会に適応した地域づくりを、市町村が地域住民と協働して行うということを狙いとしているところです。

当村におきましても、地域の高齢者の健康状態、ニーズ等を十分に把握するとともに、今、議員がおっしゃられたこの村の実情に合ったどのようなサービスが必要になってくるのか、どのような地域の社会資源が活用可能なのかということを、村だけではなくて社会福祉協議会をはじめ、各関係機関や地域住民の方々ともお話をさせていただき、村の総合事業、これがよりよい形で寝たきり・介護にならない予防、そういったものに有効に効果が出るように、今後の村の総合事業の実施に向け準備を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

村の抱えているニーズというのは限りなく大きいものだと思います。住民の意見を捉えながら、ぜひ応えていただきたいなと思っています。問題解決のために、アイデアは常に考えています。住民と協働して行うことを狙いとしているとのことですので、ぜひ推進していただければと思います。

また、高齢者の問題だけで解決するというのではなく、障害者問題、子育て支援の問題などもトータルマネジメントすることで、お金をかけなくてもよりよい方向が見えるようになりますので、ぜひよろしくお願いしておきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、2点目に入らせていただきます。2点目は環境課の仕事内容についてです。

今年4月に新設された環境課の業務については、昨年の村議会で質疑応答があったのかとも思います。しかし、住民はほとんどの方がよくわからないのが現状でした。村民だよりに掲載された内容は自然保護、世界自然遺産、動物愛護及び管理、その他の自然環境に関することとあります。具体的な説明がありませんので、環境と銘打っているのであれば、私たちの中には環境衛生という視点が抜けているのではないのか。この所掌事務などについては、所管していたのは誰なのかと。私も含めて、住民に十分周知されていないのではないかというふうに感じました。

世界自然遺産になったから、国や東京都から何らかの要請があって作ったものなのか。そうではないというのであれば、単純に世界自然遺産課の方がすっきりするのではないかなというふうに思います。それらの疑問点をはっきりとしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 今年度新設しました環境課の設置理由でありますとか、業務について答弁させていただきます。

世界自然遺産登録後、これに伴う業務として遺産地域管理体制の構築、遺産地域の保全と利用に関する調整及び外来種対策など、一定の進展はあるものの新たな課題も数多く生じ、今後も遺産地域の保全と利用を図っていく上で、村が分担する業務も急増してまいりました。

また、希少動植物の保護や外来種対策については、住民生活、生産活動、集落地域内の生活環境及び住民のペット飼育等とも密接に関連し、これまで問題視されることのなかった事案が次々と課題となってくるなど、自然環境以外の分野にも影響が広まっております。

このため、自然環境にとどまらず、生活環境を含めた環境政策を一元的に捉え、総合的な施策を執行するための専門部署の設置が必要とのことから、本年度より新たに環境課を新設することといたしました。

ご質問にありました国や東京都からの要請ということではなく、村としてそのような判断に至りました。また、その判断に至る間には、議会の中でも環境課の新設というお話を伺っていたところでございます。

ただ、庁内での検討の結果、現在、建設水道課環境衛生チームが主に担っている廃棄物対策の件では、父島におけるリレーセンター等の課題を解決するまでは、環境衛生関係は現

在の建設水道課において、他の専門職との連携の中で検討することが効率的との判断から、環境課については発足当初は1課1係3名体制となりました。

なお、役場全体の急な欠員から、4月は2名でのスタートになりましたが、その後は環境行政職員を採用し、7月から3名体制となっているところであります。また、これまでは企画政策室において専門官と職員1名で担っておりましたので、実質的に職員増を図ったところでございます。

また、この環境課が担う当面の業務といたしましては、環境省や林野庁、東京都とともに世界遺産事務局の役場の主要構成員として、地域連絡会議や科学委員会及び下部組織、各種検討会の調整、世界自然遺産に関する村民意見交換会の実施、各種猫対策のうち村民の飼い猫によるアカガシラカラスバト及びオガサワラオオコウモリの捕食事故を防ぐための飼い猫の適正な飼養及び室内飼いの推奨、また動物行政や愛玩動物対策、講演会や観察会などを通じた村民向け普及・啓発事業、オガサワラオオコウモリの絡まり事故を防ぐための硬質ネットの施工の補助などの業務を行っております。

また、今後新たな外来種対策の村民生活に関わる部分としまして、愛玩動物等、村民が持ち込む場合等の対応、さらに非意図的な導入部分ではアルゼンチンアリ、アカカミアリ、プラナリア等が持ち込まれることがないようにする調整も、他の関係管理機関や関係団体等とともに検討していくことが求められております。

また、生活産業に関わる部分での有人島におけるネズミ対策も大きな問題になっており、村の役割が求められております。

さらに、企画政策室の抱えていた事業の中で、エネルギービジョンに基づく防災計画との連携した再生可能エネルギーの導入検討も行っております。

実質増員になったとはいえ、与えられる課題を全て村が抱えるには余りにも小さな組織であります。庁内はもとより関係機関一体となって、小笠原における環境問題に取り組んでまいります。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

この課ができたときに、村は背伸びをし過ぎではないのかというふうに、老婆心ながら思いました。世界自然遺産になる前のいろいろな会合や説明会で、私は、実は村単独での事業展開をすることをやめてほしいということを訴えてきました。そんなことをすれば、国の環境省・国有林保全センター・文化庁あるいは東京都の環境局などから、全てについて

地方行政でやるのが筋と押しつけられるという部分が多くなるのではないかということを考えていたからです。

本来であれば、世界自然遺産関係については国・東京都・村が一つになる、つまり広域行政で対応すべきだというふうに考えていました。研究所を設立あるいは設置することによってこのようなことにならないように、また下請機関のようにならないように十分に配慮されて、この島を守ることを最重要課題と位置づけていただければと思います。

環境衛生に関しては、廃棄物関連の対策もあり、今までやっていた部署がそのままやるということのようですが、野ネズミから野ヤギ、シロアリ、放射能海洋ごみ、海洋汚染、観光客のごみ、再生エネルギー問題などについては、村民に関係する部分が大きいのので、課長が言われた部分から外れたものについてはどの課が対処するのか、また教えていただきたいと思います。ぜひ村の事務分掌があれば、提示していただければと思います。よろしくお願いします。

今、ここで細部まで議論することについては、ちょっと時間的制約もありますので、担当課に話を伺いながら理解していきたいし、島の皆様にも理解していただけるように何らかのアナウンス、広報などの手だてを考えていただけるようにしたいと思います。新しく立ち上げることで、少ない職員がこれだけの職務を負わされるのですから、まず勉強することから始まって特に大変だと思いますが、職員各位が体を壊さないように頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

それでは、3点目に入らせていただきます。観光産業支援についてです。

この夏の台風襲来で観光客数が大幅減となって、観光業者については非常に厳しい状況に立たされている。何らかの支援策は検討できないのか、こういった声が聞こえています。

以前から思っていたことですが、昨今、全国的な話題となっている西之島新々島についての周遊ツアーの実施など、観光利用を検討して、こんなときだからこそ、ピンチをチャンスに変えるような起爆剤にでもなればと思うのですが、村長はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今年の夏、7月に一度、8月に二度の台風によりまして、おがさわら丸が欠航となりました。特に8月については、今期最多の乗船客数が見込まれていた便が欠航となったことから、7月と8月合わせておよそ2,300人に近い観光客の方がご来島いただけなかったのかなと、推定をいたしております。これによりまして、観光事業に関わる

方々への影響は甚大であり、皆様のご苦勞は察するに余りがあるところでございます。

9月にはシルバーウィークがよい曜日回りとなっておりまして、多くの観光客が乗船される見込みとなっており、また10月以降も大島・館山・久里浜の各寄港便や小笠原協会のツアー、さらには小笠原海運の謝恩ツアーなど、多くの集客のチャンスが控えております。まずは、そうしたチャンスをしっかりと活かし切り、少しでも多くの集客増につなげていくことが肝要かと思っております。

村としましても、小笠原海運、父島・母島の両観光協会をはじめとした各関係機関と連携をし、また村が持つ小笠原村観光局というチャンネルをフルに活用し、一層の情報発信・宣伝周知に努めてまいります。過去、いろいろな事象があるたびに、観光客・来島者数を増やすための努力を重ねてまいりました。その延長線において、今回も頑張っていきたいと、このように思っているところでございます。

また、ご提案のありました西之島の利用につきましては、今年2月に警戒区域が6キロメートルより4キロメートルに縮小されたものの、依然としてその活動は非常に活発であり、噴火や付近水域の変色現象等は継続しており、今なお予断を許さないところでございます。

大人数の乗客を乗せてのツアー実施につきましては、何よりもまず安全確保が大前提となるので、改めてその実施方法、実施期間につきましては、運航会社・海上保安庁・国土交通省ほか関係各機関との調整を図りながら検討してまいりたいと考えております。

一度、村民向けに企画をしましたこの西之島ツアーでございますが、噴火が大変激しいということで中止せざるを得なくなりました。当時からしますと、警戒区域が2キロ短くなったということで、今まだ西之島は噴火をし、島も拡大しているということでございますが、今申し上げましたように関係各機関との調整を行った上で、実施できるかどうかということについては調整をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

大島・久里浜・館山便など、集客にはまだまだ余裕があるように思います。そういったところも、集客の増が図れる可能性も秘められていると思いますので、再度検討していただきたいというのが考えです。

村民が、見てみたいという方が大勢いるということは承知されていると思います。今ご答弁の中にもありました。人命の安全確保が第一ということは十分に理解していますが、そこを考慮したところでぜひ、実施できるように調整を図っていただきたいと思います。

それから、新船の就航が来年7月に控えています。その前には、逆に観光の減少も考えられるのではないかとこのように考えますが、担当課として何か検討されていることがあれば教えてください。

○議長（池田 望君） 産業観光課長、牛島君。

○産業観光課長（牛島康博君） 来年、新船の就航が7月に控えているということで、現おがさわら丸を有効に活用した特別便の企画につきましては、観光協会のほうからも声が上がっていることは事実でございます。小笠原海運におきましても、定期便を利用した嬬婦岩などの通常ゆっくり見ることができない島々を回遊するツアーが前向きに検討されていると聞いております。

新船就航前には乗り控えという懸念もありますが、この機会を前向きにチャンスと捉えまして、より多くの集客に結びつけられるよう、村としましても各関係機関と協力の上、努力してまいります。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

観光協会からも声が上がっているということです。6月であれば、運がよければアホウドリの巣立ちも観察できるかもしれませんし、この島にはいろいろな資源があります。その辺をぜひ、よく多くの集客を結びつけるような検討をお願いしておきたいと思います。

台風の襲撃が多くなるということは、今年ばかりとは限りません。地球温暖化規模の気象異常が起こっています。これから年毎にひどくなるのかもしれません。それでも発展を促進していかなければならないのだと思います。そんなことをこれから頑張って、観光発展のために頑張っていただければと思います。

次の4点目に入らせていただきます。

平和都市宣言についてですが、平成7年8月、戦後50周年のときに戦没者追悼式の鎮魂の碑の道路側に村が平和の鐘を設置されました。この式典にあわせて当時の村長が、平和都市宣言をされました。そのときに、扇子に宣言文を記載して各世帯に配布しました。その当時の村の封筒にも、たしか明記されていたかと思います。それもいつの間にかなくなってしまいました。ちょっと残念だなという気がしています。

戦後70年、平和都市宣言から20年が経過しているこのタイミングで、今年の追悼式のときに、村長が平和都市であることを広く発信したいというお言葉が入っていました。具体的にどのようなことをどのような方法で実施するつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今年、終戦から70年を迎え、小笠原の強制疎開から米国による統治、そして日本への復帰、村の復興・振興、そして今に至る経過を振り返ると、現在の小笠原が、そして日本がいかに平和であるのか。私だけではなく、村民の皆様が実感をしていることと思います。そのような思いを、今年の戦没者追悼式典における追悼の言葉に表現をさせていただいたところでございます。

小笠原は、強制疎開、それから24年間米国統治という他のところにはない大変悲しい、特異な歴史を背負っている村でございます。私が追悼式典で言った言葉の中の平和都市であることを広く発信したいということにつきましては、20年前、終戦から50年目の年に、私も創案者の一人として関わった平和都市宣言を村民や来島者に知ってもらうこと、またそこから拡散していくような方法を、20年を経て改めて検証してみたいと考えたことに起因いたします。

今申し上げましたような小笠原の特異な歴史を持ったところだからこそ、この平和宣言の意味があるということを私は強く思っておりまして、そのことを多くの方に知っていただける方法はないかなと、そう考えたことでございます。

制定当初、平和都市宣言の扱いにつきましては、役場の封筒の裏に全文を明記し、受け取った相手方に読んでいただいたり、二見港の一角に平和都市宣言の碑を設置したりしてまいりました。20年たった今、情報通信環境は各段に進化をしております。多くの方の目に触れるような工夫ができると考えております。

また、碑については、小さくて余り目にする人がいないという指摘も受けたと聞いております。ほかの町村で、役場の入り口に大きな立て看板を設置する事例もありますが、ただ平和都市宣言の村と掲げるだけでは、小笠原の今の平和に至る経過を伝えることはできません。栈橋の片隅に置かれている碑をもう少し人の目に触れるような工夫をしてみたいと考えております。

さらに、村のホームページを工夫し、村民や小笠原に興味を持っていただいた方の目にも触れやすいような改善をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） ありがとうございます。

私から見れば、森下村長がこの発信をするのが一番適任ではないかというふうに思っていました。それは旧島民であるということを踏まえて、そのように考えていました。ただ、

この12年間、多分そのことがずっと言われてこなかったのも、ちょっと残念に思っていたところだったのです。そのことで今回はちょっと、私のほうとしては少し気持ち的にはよかったなというのが実感です。

それから、悲惨な体験をしている多くの自治体については、世界に対して戦争の悲惨さをアナウンス・広報をしています。平和の誓いを出し続けています。小笠原はまだ世界にはありませんが、ぜひ世に発信してください。第一歩を踏み出したというところだと思います。看板も、上げないよりは上げたほうがいいのかという気がしますので、ぜひ検討していただければと思います。

それから、村長も戦後70年の時を経たのですから、もう追悼の辞ではなく、平和の誓いにされたほうがよいのではないかと考えています。既に広島・長崎・沖縄などの市町村については、平和の誓いを御魂に対してお誓い申し上げています。来年に向けてぜひ検討していただければなと思っています。

本日はありがとうございました。

◇ 稲垣 勇 君

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 6番、稲垣 勇です。

貨物船の安定運航について、よろしくお願いします。

一昨年、平成24年12月議会で現議長の池田議員から、共勝丸の件で質問が出ております。質問から3年ほどたちました。重複する部分が多々あるかと思いますが、ご答弁をお願いします。

このとき、村長は貨物船共勝丸が深く村の公共性に寄与していること、このときの質問と村長答弁で理解・認識していることは重々承知しました。現在のガソリン・プロパンなどの危険物の搬送、村民生活に直結している物資、行政と深く関わっている公共事業関連、一般廃棄物・産業廃棄物などの運搬をよくやっていると思います。

しかしながら、このときの質問の趣旨は、村のライフラインの一翼を担っている共勝丸が、老朽化に伴い冷蔵・冷凍が不能に陥り、非常に厳しい状態にある。特に母島は大変困っているとの趣旨で、修理・新造船の着手などを伺っています。その際、村長の答弁は、共勝丸社長と相当突っ込んだ意見交換をしたということでした。

あれから3年ほどたちましたが、故障はそのまま、特に池田議員が心配していた油圧系の

不具合は老朽化がさらに進み、一触即発とも漏れ聞いております。

突っ込んだ意見交換、この３年間で何回ぐらい、どのようなことを共勝丸と交渉してきたのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 稲垣議員のご質問に答弁をさせていただきます。

私が共勝丸の社長と直接お話をしましたのは、平成24年の時点と返還45周年の式典の際、来島されたときの２回でございます。共勝丸と私は、交渉はしておりません。共勝丸の相談、また私どもの小笠原における共勝丸の位置付けについてのいろいろなお話し合いをさせていただいたということでございます。そのいずれのときにも、共勝丸の新船建造に向けた考えをお伺いし、こちらからもお願いをしてきたところでございます。

また、職員同士が意見交換をしたり、昨年末には顧客として新船への要望を問われ回答したりした中で、新船の建造を検討していることは承知をいたしておりました。

改めて確認をさせましたところ、共勝丸としては２年後を目安に交渉されていたようですが、造船所の確保に課題があり、３年後の平成30年には新船を就航させるべく、造船所に仮発注したというお話をお聞きしております。これは、私が共勝丸の社長とお話をしたときとほぼ変わらないお話でございますが、多少、社長の思いよりもずれ込んできているというような状況下ではないかと思えます。

また、現船に装備をされている冷凍・冷蔵庫の修理は行われておりませんが、おがさわら丸等で使われている同型の冷凍・冷蔵コンテナを最近配備をし、現在は不具合があるようですが、修理次第、荷受けされとのことでございました。さらに、油圧系の不具合についても、昨年必要な修理は行ったとお聞きいたしております。

いずれにいたしましても、新造船就航までの間、並びに就航後も、生活・産業に欠かせない物資の運搬を担う船でありますので、今後とも意見交換等を欠かさないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○６番（稲垣 勇君） 再質問させていただきます。

おがさわら丸は大事な船でございます。同時に、直接母島に生活物資を運搬してくれている共勝丸は、母島島民にとっては大事な船でございます。母島で生活した職員は多分わかりだろうと思いますが。

また、１月、長期にわたるおがさわら丸のドック中の搬送についても、共勝丸を含めて考

え方をまとめるべきだろうと考えますが、どうでしょうか。

ここで1つ、私から提言したいと思います。村が公共性に資する観点から、共勝丸が村のライフラインを担っている以上、新造船に向けて財政上・人材等々、共同という一歩を踏み出すことが肝要と考えますが、その際、ははじま丸新造計画で活躍した、特に船に詳しい職員等を駆使し、住民の声を吸い上げ、よりよい船を建造していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） おがさわら丸のドック中の代船につきまして、人と物の運搬を両立させる代船の確保等はなかなか難しいと言われておりまして、ドック中に生活物資、郵便等を運搬していただいている共勝丸が新船になったときには、今以上のドック中の代船機能を持っていいただければと思っております。

また、村は廃棄物の荷主として、村民生活の安全・安心を確保する立場として、必ずしも直接的な財政援助や人的な支援がなくても、対等に意見を交わせる立場にあるとは考えております。共勝丸としましても、今後の新船設計に当たって、何回かの顧客の意見も聞きながら進めたいとのことでございました。

議員のご提案も含め、改めて共勝丸と新船建造に向け意見交換を行い、村の役割を検討するように職員に指示をしております。直接財政支援をするということではなく、荷主として貢献できることがあろうかと考えているという点が1つでございます。

また、社長とお話をしたときに、ははじま丸の新造船のとき、どのようなやり方をしたのかもお話をさせていただきました。その中で、共勝丸の新造船を考えるとときにも住民の声や、もちろん私どもの職員の声というもの、意見を反映していただくように、またそういう協力は惜しまないということも申し述べさせていただいているところでございます。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） 総務課長にお聞きしますけれども、今の共勝丸が運航不能になるような万が一の事態を考えたことがあるのでしょうか。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 村長答弁にもありましたように、共勝丸も、我々の生活に非常に密着した重要な物資を運んでいただいております。

今回、改めて私のほうで共勝丸と確認の意味でお話をしたところなんですけど、先ほど油圧系の修理をしたということがございましたが、共勝丸自体も4月から8月の中で、比較的

荷の少ないときに毎年当然ドックに入れておりますし、間を見て必要な修理を行って、運航に支障がないように努力はするということはおっしゃってございました。

ただ、それでも万が一というところでは、特に真っ先に生活に支障が出るのが、やはりガソリンであるとかプロパンガスだろうと思っております。こちらについては、国の規則で危険物の船舶運送及び貯蔵規則というのがございまして、おがさわら丸のような多くの旅客を運搬する船では、運ぶことはほとんど不可能に近い。小笠原海運も今の船では運べないということはおっしゃっております。

ただ、小笠原によく来られている船の中では、八幡丸という船が従来から燃料については運搬しておりまして、確認をしましたところ、危険物の搬送については許可を持っているので、いざとなればプロパンも運べるだろうというお返事をいただいております。本当に万が一のことが起これば、そこは生活に関わる部分として、行政もしっかりと絡んでお願いをし、村民生活に支障のないような体制をとりたいと思っております。

○議長（池田 望君） 稲垣 勇君。

○6番（稲垣 勇君） そうすると、今、総務課長が答弁していただいたように、万が一に備えては大丈夫だというふうに村では認識しているということですね。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） そのように認識しております。

○議長（池田 望君） よろしいですか、はい。

◇ 佐々木 幸 美 君

○議長（池田 望君） 佐々木幸美君。

○7番（佐々木幸美君） 7番、佐々木でございます。

2点ばかり、父島・母島保育園問題と、あと母島の沖港整備ということで一般質問を出させてもらっております。

先ほど来、高齢者対策の問題が出まして、これはちょっと守りの姿勢だなということで感じておりますけれども、それとは別に今度責めの部分ということで、小笠原に住む子供たちの環境をこれからどのように整えていくかということで、保育園問題にちょっと携わっていきたいと思うんですけれども。

父島のほうも、鯉江議員から今の場所でいいのかということで意見も出されましたし、あそこはご存じのように奥村のゼロメートル地帯ですね。津波が来れば、あそこはいち早く浸

水すると。

それで、父島・母島の湾口を見ますと、全て西を向いているわけですね。父島もそうだし、沖港も西を向いて、同じような広がりを持っているわけですね。今後起こり得る津波災害とかになると必ず——必ずとは言いませんけれども、南海トラフをはじめ、内地から来るのは必ず西から入ってくるというような情報が往々にしてあるんですけれども、そのような状況に父島・母島が置かれていると。保育園もそのような場所にあるということで、鯉江議員も、父島の保育園もあれでいいのかということをおっしゃっていますけれども。

ご存じのように父島の場合、裏に階段を造って、情報をいち早くキャッチして、それで高台に上るといような施策がとられているんですけれども。今後、またあそこもかなり古くなっているということで、建て直すということになった場合には、どのような考えでおられるのか。まず父島について、そのように質問をしていきたいと思います。

それから、母島の保育園でございますけれども、これは何度も言いますように、村民会館と併用されていると。村民会館はもうかなり古くなっておりますし、今子供たちが寝泊まりしているところも、もともとはお年寄りの将棋を指すという場所として確保されてあったところを、改造して、へき地保育所という形ですと何十年って使われてきましたけれども。その後整備されて、前に園庭ができたり、橋をかけたり、それからジャングルジムができて、いろいろ村も工夫してやっていただいているんですけれども。

特に村長も前回の振興事業の中で、なるべく母島の保育園を早期にやりたいと。今回の振興事業の前のときに、そういうふうにおっしゃっていたんですけれども、その実現がなかなかできない。それは土地の確保もあって、母島という狭い地域の中で非常に苦労されているということは理解されるんですけれども。いつになるんだろうというのが母島の保護者からの話です。

実際に、前回、村の湯村支所長とか係長と一緒に適地を見に行った経緯があるんですけれども、そこは土砂災害特別警戒区域ということで、前回支所長もその点について東京都と話してきますと、もう一度進捗状況を聞いてきますといったような話があったんですけれども、それも後で伺いたいと思います。

それで、ちょっと村長と雑談したときに、つい最近ですね。50年振りに母島に大雨が降ったということが、NHKをはじめ各テレビで流れましたけれども、それに対する災害というものは、あそこに限っては私も何回か見に行きましたが、出ていないわけですね。その点も、支所長が東京都とどのような話をされてこられたのか。

それから、また後でお話ししますが、あそこの限られた場所に村民会館、また防災施設、それから保育園ということではなくて、まず最初に何をすべきか。今までの課題の中で1つ、一番最初から芽出しになっている保育園をぜひ手をつけていただきたい、このように思っているんですけれども。

あと細かい点については、自席でお話ししたいと思います。

2点目でございますけれども、来年度ご存じのように、新しくおがさわら丸・ははじま丸が就航されるということで、非常にありがたく思っているんですけれども。

船が新しくなっても、大きくなればなるほど、母島沖港の中での停泊というものが、今よりよくなるということは考えられないわけですね。これから母島の観光産業、それからもちろん第一次産業もそうですけれども。島民の安定した、そういう安心した定期航路を確保できるのかといった場合に、もう一つ外に、この冬場に起こる西から北から来る波への防波堤が必要ではないかということで、村長にもお願いしまして、ぜひこれを要望していこうではないかということです。

私も先日、30日に公明党の東京・山梨総合の定期総会や、夏期講習がありまして、そのときに高木東京都本部長にも、来られた都議会の方にも全部お配りしまして、理解をしていただくようにお話ししております。この提案について村と議会がぜひ、この防波堤の実現に向けて行っていききたいと思うんですけれども、この2点についてひとつよろしく願いいたします。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 佐々木議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず1点目、午前中の一般質問の中からもありました子育て支援の要であります保育園、父島・母島の保育園のことについてのご質問がございました。まず、現在のところどのような考えでいるかということを担当課長に答弁をさせまして、その後またお話をさせていただければと思うところでございます。

続きまして、母島沖港の整備についてのご質問がございました。

定期船ははじま丸は、父島・母島間の唯一の交通アクセスであり、母島の村民の方々をはじめ母島を訪れるの方々にとっても、その定期船の安定した運航の確保は大変重要な課題であることは言うまでもございません。

しかし、現状におきまして、特に冬の時期に季節風や波の影響による沖港内の状態によっては、ははじま丸が欠航や着発運航になるなど、定期航路として運航に少なからず影響

が出ている現状がございます。

ははじま丸のより安定した運航の確保、そのために必要となる港内の静止性の確保のためには、新たな消波堤を整備することは必要不可欠なことであると考えているところでございます。

また、来年度に予定されているははじま丸の新造船の就航を契機に、母島の方々の利便性の向上のみならず、観光客をはじめより多くの方に乗船をしていただき、母島の観光振興を図っていく必要がございますし、港内における漁船の航行の安全確保や、港を拠点として活動する漁業の振興を図る上においても、港内の静止性は不可欠なことと考えております。

定期船や漁船など、船舶の安定した安全な航行は、村民の日常生活や観光・漁業などの産業振興にも欠かすことのできない前提条件であり、議員ご指摘のとおり、将来を見据えた母島の振興・発展のため、その基礎となる消波堤をはじめとする港湾施設の整備は必要不可欠なものと考えているところでございますので、何とか実現をするために、議会の皆様と協力をしながら方策を考えていければと思っているところでございます。

○議長（池田 望君） 村民課長、村井君。

○村民課長（村井達人君） 保育園についてのご質問に答弁をさせていただきます。

1点目の父島保育園、父島保育園の建て替え計画についてでございますが、村民課としましては、現在の保育園の敷地、また隣接するふらっとハウスの敷地、旧村民会館跡地を合わせまして一体的に児童福祉ゾーンとして捉え、子育て支援の拠点として整備をしていきたいと申し上げてきたところでございます。

津波を想定した高台への移転についてですが、現状では保育所施設の規模などを考えますと、敷地面積の問題など、高台ではなかなかふさわしい土地が確保できない状況にございます。このため、父島保育園施設建て替えについては、現敷地内で行うことを考えております。

建設計画におきましては、その建物の位置や、あるいは土台のかさ上げなど安全性に配慮し、また後背地の避難路へのアクセスも十分に勘案してまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、母島保育園についてでございます。現母島保育園は村民会館の一部を使用し、一部改修も行いながら運営をしてまいりました。保育園として独立した施設ではないため、利用される皆様にご不便をおかけしている部分もございます。

また、母島におけるお子さんの数も増加している中で、保育園の建て替えにつきましては、母島の施設整備を先行して実施していくという考えでございました。現在もその考え方に変わりはないところでございます。当初、保育所の建て替え地は、現村民会館の敷地内で検討をしてみましたが、その後、高台の土地利用の可能性が出てきたことから、その地域での建設も検討をしてきたところでございます。

しかしながら、その高台の地域が東京都の土砂災害特別警戒区域に指定される可能性もあるため、現時点で建て替え地について確定できていない状況でございます。平成28年度及び平成29年度におきまして、東京都の土砂災害特別警戒区域の調査が行われ、平成30年度に正式な結果が出ますが、その結果を受けてからでは当然時間のかかることになりますので、母島保育所の建て替えについて、建設時の確定も含め、村としての判断をなるべく早い段階で決定できるよう努力をしてみたいと思います。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 幾つかのご質問につきましては自席でというようなことでございましたので、質問の中の土砂災害防止法にかかわることにつきまして、東京都とどのような話をしたかということにつきまして報告させていただきます。

6月の下旬に私が上京した際、東京都におけます土砂災害防止法の担当となる建設局河川部の方と話し合いの場を設けさせていただきました。今までと重複する部分もありますが、主な内容を報告させていただきます。

小笠原地区の基礎調査は平成28年、平成29年度に実施し、平成30年度にその結果について発表する予定であるということ。

父島・母島のどちらを先にやるというようなことではなく、小笠原地区を対象とした一括委託で実施するということ。

基礎調査は5年ごとに実施するということ。

市町村が、当該区域に建造物等の整備に関し構想や計画を持っている場合であっても、調査の結果レッドゾーンであれば、当然のこととして指定すること。

基礎調査の具体的な内容は、急傾斜地であれば高さや角度であり、高さは5メートル以内であるか、角度は30度以下であるかということ。また、地質については土砂災害防止法においては全く考慮されないということであり、岩盤だからといって大丈夫というようなことにはならないということ。

急傾斜地のレッドゾーンを解除する方法については、斜面をコンクリートで固める方法や、

アンカーを打つといったのり杵工や擁壁による対応など、幾つかあるというようなこと。

調査結果後であれば、レッドゾーン等に対し指導等をするようになるというようなことと
いったものでございます。

また、都の担当者が事前調査ということで7月上旬に来島した際には、村側と質疑応答等の時間を設けさせていただいたことも、あわせて報告させていただきます。

○議長（池田 望君） 佐々木幸美君。

○7番（佐々木幸美君） 先に、沖港のほうについて触れておきたいと思えますけれども。

以前、議会でも冬場対策として東港を活用しようということで、かなり精力的に特定目的岸壁をはじめ、いろいろ方法を考えて、東京都の港湾局とも問題を提起させてもらいながら、何とか東港を活用できないかということを行ってきましたけれども。石原都政の中で、あと1ケーソンどうしても無理だということで、私たちも漁船をつけていても、かなり早ければしょびくというのが現状でもある状況なんですよ。

それで、漁港として整備されているから、なかなか定期船をつけるとなるともう一つケーソンをつくるというような状況ではないと、非常に乗客の乗り降りとか不便性があるので、東港がこのまま使うということはちょっと難しいのではないかと。東京都も、あそこはもう完了岸壁として既に終わっていますということを再三港湾局でも述べられるものですから、それ以上こちらでも完了岸壁ということになると、風力・風光、それから波の高さ全てまたゼロから調査をやり直すとなると、すごい長い年月がかかる。

そういう状況の中で、もう東港は漁港として置いておくというような考え方でいったほうがいいんじゃないかと。それより沖港を大々的に整備して、これから50年、100年先の母島の村民の安定と、それから繁栄ですね。それから父島にない母島のよさを含めて、母島沖港の整備というものを、今後は東港なしにして重点的にやっていきたいというような考えでおります。

議会としても議長にお願いして、今後そのような要望書を、行政側と足並みをそろえてやっていきたいと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 東港を含めた今までの経緯については、今、佐々木議員がおっしゃられたとおりのこととございまして、ははじま丸の運航についてはここ3年ばかりの間、特にお正月、おがさわら丸が年末年始のお客さんを運んできて、母島では父島と同じように海開き等もやるわけですが、そのうちの2年、一度は母島で滞在予定のお客さんを父島

のほうにお連れをし、もうすでに父島の宿泊はいっぱいでしたから福祉センター等々で、受け入れたというような経緯。それからもう一度は、やはり海開きもなかなか行えないようなという状況の中で、お客様に母島に滞在をしていただくことが難しかったというような事例がありました。

私としては、自分が目の当たりにする例というのはそういうことだったものですから、実際に自分で実感したことはなかったんですが、今回の選挙のとき、7月9日でございます。台風で結局ははしま丸が10日以降は母島には運航できないという状況の中で、実は9日母島に一泊をさせていただいて、母島で個人演説会をするという予定でございましたが、それが日帰りになりました。その日帰りも、ひょっとしたら着発になるというようなこと条件つきで伺いまして、初めて沖港の中のうねりの入り具合というものを体験したわけでございます。

今回ご提案のあった防波堤ですね、消波堤と言ったほうがいいんでしょうか。それによって港内の静止性が高まるということであれば、はしま丸が着発になったりというような可能性というのがどんどん弱まってくるわけで、安定運航に寄与するということでございますので、東港がやはり近い将来に物にならない限りは、やはりそれを進めていくことが現実的な選択肢だと思っております。

私も東京にお邪魔したとき、港湾関係の方ともお話をさせていただきましたし、三宅都議ともお話をさせていただいたりしておりますが、ぜひここは議会の皆様と一緒に、母島の皆様のためにきちんとしたものを整備できるよう努力をしてみたいと、こう思っているところでございます。

○議長（池田 望君） 佐々木幸美君。

○7番（佐々木幸美君） ありがとうございます。

私も365日、何十年間、この外防波堤のところを眺めていて、このままでは絶対もう、将来はこれ以上の発展はないなと。常に観光客も母島に行くのには不安が募っているわけですね、先ほど村長のお話にあったように、行っても帰れるのかと。また、そういう風潮も流れるわけですよ、途中行って戻るかもわかりませんか。そうすると行く人は非常に不安で、それでダイバーのお客さんなんかも扱っている以上、そういう不安がもう常につきまとして、母島の観光産業もすごい打撃を受けているわけですね。ああ、こんな波なら行けたのにというのが何回もあるわけですよ。ところが、そういう風潮とか話の中で、いや行ったら帰れないぞというような話も出てきますと、非常にお客さんに対しても、母

島の今後の発展を考えると不安になりますので、ぜひですね。

工法については、つい最近、港湾局の方と行って水深とか見た経緯はあるんですけども。あと専門家の考え方もありますし、そういうものを含めて、何年かかるかわからないですけども、父島・母島・小笠原の発展のためにぜひ実現をしていただきたいと、このように思います。

それでは、保育園の件ですけども、湯村支所長から、東京都と折衝した結果がほとんどいい結果が得られていないんですけども。あそこに診療所がありますよね、診療所。あれを建てる時はどのような経緯があったのか、教えていただきたいんですが。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 現在の母島診療所の建設に当たって、どういう経緯があったかというご質問でございますが、それまでは診療所につきましても、今の村民会館の横に建設されておりました。

そして、新しい診療所に建て替えるというようにときに、高台である今の場所に選定し建設したわけでございますけれども、当時は、今回の一連の土砂災害防止法というようなものはなかった状況の中での建設ということでありまして、工法としては、今の診療所の裏側をある程度削りながら平地を増やして建てたという経緯はありますけれども、ある程度の養生をする中で建てたということございまして、これが今回、土砂災害防止法の関係で調査を行ったときに、場合によっては今の診療所もレッドゾーン等に指定される可能性はあるのではないかというふうには考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 佐々木幸美君。

○7番（佐々木幸美君） 私もそう思いますね、実際のところ。先ほど話聞くと、角度30度とかですね、斜面が。それから急傾斜地域とか、いろいろなんか難しい話が出てきて、当然今の診療所がそれに当たらないということは、誰が見てもわかると思うんですよね。

そういうことを含めると、もうちょっとそのレッドゾーンという考え方に、東京都も折衝の余地があると思うんですけども、その辺のところは災害特別レッドゾーンですけども、これに対する——幾つも、先ほど6つぐらいか、湯村支所長のほうから3つ、4つ言われたんですけども、こういう全てを当てはめると、ちょっとあその場所は、私は可能性がなくなると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） レッドゾーンに指定された場合であっても、そこに新たな構造

物をつくる際に、そのレッドゾーンとしての指定を解除する方法があると。それが先ほどちょっとご説明させていただいたのり杵工とか、擁壁を持って対応できるというようなことでございます。

そこにつきましては、例えば今の診療所がレッドゾーンになる可能性はあるものの、既にある高さまで擁壁があるというようなことでは、実際にレッドゾーンになっても、その土砂災害防止法による、ちょっと詳細はわかりませんが、もろもろの計算式があって、今の既存の擁壁に加えてどういった対応ができるのか。そういったことについては、平成28、29年度の調査の結果を待たなければならないのだというふうに考えております。

○議長（池田 望君） 佐々木幸美君。

○7番（佐々木幸美君） 余りしつこくやっても仕方がないと思うんですけれども、この基礎調査が5年毎に行われるということで、これもちょっとわからないんですけれども、5年毎となると、これいつやって次回はいつになるのかということが出てきますよね、どうしても。いつやって、次の5年後はいつにその基礎調査をやるのかという話になると思うんですけれども。そうすると、平成27、28年とか30年度とかというこの年数というのが、ちょっと当てはまらない感じがすると思うんですけれども。

それから、それは解除する方法があるということであれば、ぜひ解除になるような方法を村としてとってもらえるようにお願いしたいと思うんですけれども。先ほど村長と話したように、今回の雨でも大丈夫だったねという話もあるわけですよ。実際、東京都の人がそこを見たか、見ないかわからないんですけれども、そういう経緯もあるので。まして診療所も隣にあるということで、あそこに大がかりな村民会館の移設とか、防災の街並みということではなくて、とにかく子供たちの保育園の安全性を保つための高台移転ということで、小規模な移転策を村で考え直して——考え直すと言ったら失礼なんですけれども、考えていただきたいと。

村民会館は村民会館で、あそこは非常に利便性がある、今も村民の方が卓球とか柔道とか、それから剣道、いろいろスポーツもやっていますし、祭典も行われているので。それを全部高台に持っていくとなると、今後、非常に大きなビジョンを立てなければならないと思うんですよね。それからまた防災対策、防災倉庫にしてもそうです。

ですから順次、そういう計画をやはり立てるということで、まず最初に話があった、前回の振興事業の頭出しという中で、総合的ではなくて、あそこに診療所もありますし、私見てまいりましたがけれども、スペース的にも保育園くらいなら楽に取れるということで、そ

の辺のところをまず一つ考えていただきたいと思います。村長にお聞きしたい
と思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 今回、高台の話が出ましたときに、あそこに避難所、それから村民会館、そして念願でありました保育園も新しいものと合築できるのが、僕はやはりそれが一番理想なんだろうと思います。

しかし、土砂災害防止法とかの中でどの程度のものができるのかというのは、今、議論の中にありました使う土地の大きさ、広さとか、そういうことで変わってくると思いますので、理想を求めつつも、そのところはいろいろな各課の意見を踏まえて、今いただいた意見も踏まえまして、可能性のあるもの、そして年次を迫いかけて、どちらがいいのかということをよく精査して、先ほど村民課長が言いましたけれども、そう時間をかけず、近い将来のうちに結論を村として見出したいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（池田 望君） 佐々木幸美君。

○7番（佐々木幸美君） ありがとうございます。

それでは最後に、その時期について村長はいつごろを考えているのか、それをまずお聞きして終わりたいと思います。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） どのような結論を見出しても、工事に着工していく行政上の手続上のことがありますので、そう残された時間、我々に残された時間はないと思っております、できれば今年度内に一つの方向性を打ち出したい、こう考えているところでございます。

○議長（池田 望君） よろしいですか。

以上で一般質問は終了しました。

◎散会の宣告

○議長（池田 望君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本日の会議を終了します。

次回は、明日9月9日の午後3時30分より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3 時 2 5 分)

平成 2 7 年 第 3 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 （第 2 号）

平成 2 7 年 9 月 9 日（水曜日）午後 3 時 3 0 分開議

- 第 1 報告第 9 号 出資法人の経営状況について
- 第 2 報告第 1 0 号 平成 2 6 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 3 議案第 4 1 号 小笠原村事務手数料条例の一部を改正する条例（案）
- 第 4 議案第 4 2 号 小笠原村特定個人情報保護条例（案）
- 第 5 議案第 4 3 号 小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）
- 第 6 議案第 4 4 号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第 7 議案第 4 5 号 中ノ平自立支援農業団地条例の一部を改正する条例（案）
- 第 8 議案第 4 6 号 平成 2 7 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）（案）
- 第 9 議案第 4 7 号 平成 2 7 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 1 0 議案第 4 8 号 平成 2 7 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 1 1 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 1 2 議案第 5 0 号 平成 2 7 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 1 3 議案第 5 1 号 平成 2 7 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 1 4 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 1 5 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）
- 第 1 6 認定第 1 号 平成 2 6 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 1 7 認定第 2 号 平成 2 6 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（案）
- 第 1 8 認定第 3 号 平成 2 6 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて（案）

第 19 認定第 4 号 平成 26 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）

第 20 認定第 5 号 平成 26 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）

第 21 認定第 6 号 平成 26 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）

第 22 認定第 7 号 平成 26 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）

第 23 認定第 8 号 平成 26 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）

第 24 認定第 9 号 平成 26 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（案）

第 25 同意第 3 号 小笠原村副村長の選任の同意（案）

第 26 同意第 4 号 小笠原村教育委員会教育長の任命の同意（案）

第 27 発議第 2 号 地方税財源の拡充に関する意見書（案）

追加日程

第 1 議案第 54 号 村道改修工事（大神宮線）その 1 請負契約の締結について（案）

第 2 発議第 3 号 安保法制に関する意見書（案）

第 3 発議第 4 号 今国会で平和安全法制の成立を求める意見書（案）

出席議員（８名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯉 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
7 番	佐々木 幸 美 君	8 番	池 田 望 君

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
環 境 課 長	深 谷 雪 雄 君	建設水道課長	篠 田 千鶴男 君
母島支所長	湯 村 義 夫 君	出 納 課 長	菊 池 元 弘 君
教 育 課 長	大 津 源 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） これより本日の会議を開きます。

（午後 3 時 3 0 分）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎報告第 9 号の上程、説明、質疑

○議長（池田 望君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、報告第 9 号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第 9 号 出資法人の経営状況について。

平成27年 9 月 8 日。小笠原村長、森下一男。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 3 第 2 項の規定に基づき、議会に報告する必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 2 ページをお開きください。

出資法人等経営状況報告書でございます。

1 番としまして法人の概要でございますが、名称、小笠原ラム・リキュール株式会社、以下、目的等はお手元の資料のとおりでございます。

2 番としまして、平成26年度事業概要ですが、平成26年度第26期の販売成績及び売上高は、以下の表のようになっております。

2 ページの一番下の米印のところですが、新発売の無人酒は、今期が初めての実績となりますが、それ以外の販売数は減少しました。

消費税増税及び母島観光協会の海底熟成ラム試験事業により、売上高は47万2,799円の増となっております。

販売実績の本数と売上高を見ますと、販売数が下がっていて、ラム酒、無人酒が増えておりますが、ラム酒のほうが消費税の増税分、無人酒は観光協会の海底熟成ラム試験事業が主な売り上げとなっております。

次のページをお開きください。

3番としまして、平成26年度決算書でございますが、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び損失処分計算書は、お手元の資料のとおりでございます。同じく3ページの下の方の米印のところ、前期繰越損失額に当期利益を加え、当期末処理損失額はマイナス339万5,724円となりました。損失分計算書、次期繰越損失がマイナス339万5,724円となります。

4ページをお開きください。

次に、平成27年度計画でございます。

1としまして事業計画でございますが、新商品の無人酒25度の小売店向け販売を開始。2としまして、内地向け販売促進の強化。3としまして、島民からも愛される地酒を目指す。4としまして、計上利益220万円を目指し、当期末処分利益をマイナス119万5,724円にしたいと考えております。

報告は以上でございます。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

安藤重行君。

○2番（安藤重行君） すみません。平成27年度の計画で、無人酒というんですかね、販売予定金額と容量、それから何段階かに分かれているのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 無人酒でございますが、これは720ミリリットルを考えております。

（発言する者あり）

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 卸売価格1,350円と考えております。

○議長（池田 望君） 安藤重行君。

○2番（安藤重行君） いつも思うんですが、金額を少し高く設定されているかなというか、

ポケットサイズとか、もっと販売というか買いやすい金額のものを、何かできないのかなと思うんですけれども、あそこで働いている人の話を聞くと、そういうまでの設備がないということ、話としてはいつもされるんですが、何かもう少しやり方がないのかなと、すごい残念な気持ちでいるんですけれども、対応はできるんですかね、これから。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 今、安藤議員からご指摘がありましたように、小瓶とか、そういった新たな商品の販売というようなご意見は、いろいろと伺っているところでございます。

しかしながら一方で、工場の施設、これはハード面ということになりますけれども、新しい商品等を開発するとなると、それなりの投資が必要になってくるので、そういった限られた中で、今回は少し度数を下げて、ラム酒等を広げていきたい、販売実績を増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 非常に期待できるお酒ができるのではないかなと思うんですが、島民から愛される地酒を目指すということで、実際、宿を経営している方たちも、飲めよということで地酒を出してあげたいというふうな気持ちはあるんですが、このイの島民から愛される地酒を目指す計り売りの売り込み強化ということなんですが、どういう形で計り売りをされていくのでしょうか。宿なんかでも買えるものなののでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） 通常は、720ミリリットルの大瓶あるいは300ミリリットルの小瓶という形で販売しているところでございますけれども、お酒を飲んでいただくような各お店についても、そういう計り売りをすることによって、販売しやすくなるような、そういったことが開けてくるのではないかなというふうに考えておまして、そういった販売方法を実施していくというふうに考えております。

したがいまして、各お店が販売できるというふうに考えております。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○1番（清水良一君） 計り売りというのは、その720ミリリットルとかの瓶に詰めるということでよろしいんですか。それとも何か、もっと一升瓶とかそういうのでも詰めてくれとか、そういうこともできるのでしょうか。

○議長（池田 望君） 母島支所長、湯村君。

○母島支所長（湯村義夫君） そういう瓶という形状ではなくて、よく水なんか販売するのにも、ビニール状の、何ていうんですか、ちょっとうまく表現できないんですけども、そういうものが世に出ているかと思うんですが、そういったものを、大体10リットルとか、そのぐらいの規模で販売できればとは思っているんですけども、その形態としては、そういうものを利用して販売するというふうにしているところでございます。

○議長（池田 望君） ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これをもって報告第9号の報告は終了いたしました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（池田 望君） 日程第2、報告第10号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 報告第10号 平成26年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

上記について監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、ご説明いたします。

2ページをお開きください。

平成27年9月4日付で、小笠原村代表監査委員、稲垣直彦さん、小笠原村監査委員、鯉江満さん、両名より、小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率審査についての意見書をいただいております。

3 ページ目、お開きください。

意見書の内容につきまして、読み上げをさせていただきます。

1、審査の対象、平成26年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2、審査の期間、平成27年8月25日。

3、審査の要領、審査に当たっては、提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認し、更にこれらの書類の計数が正確に表示されているか、決算書の数値等と照合を行った。

4、審査の結果。

（1）総合意見、審査に付された下記表の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

健全化判断比率は、以下の表に記載されているとおりでございます。

また、4 ページをお開きください。

（2）個別意見をいただいております。

実質赤字比率について、平成26年度においては、実質赤字比率は発生していない。

連結実質赤字比率について、平成26年度においては、連結実質赤字比率は発生していない。

実質公債費比率について、平成26年度の実質公債費比率は、前年度より1.4ポイント下がり12.7%と算出され、早期健全化基準25%、財政再生基準35%を下回っている。

将来負担比率について、平成26年度の将来負担比率は発生していない。

資金不足比率について、平成26年度の資金不足比率は、簡易水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計とも発生していない。

（3）その他といたしまして、実質公債費比率が下がった要因は、平成25年度に引き続き村債の任意繰上償還が行われたことによる。今後は、父・母両島の児童福祉施設の整備、ごみ処理施設の整備、小笠原小・中学校の整備も計画されていて、それに伴う新たな起債で実質公債費比率が再度上昇傾向に転じないように、将来を見据えた健全な財政運営に努められたいという意見をいただいたところでございます。

5 ページ以降に、執行部のほうから提出をさせていただいた報告書及び、この数値を算定するために使用した数値等の記載をさせていただいております。

ご報告につきましては以上でございます。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある委員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これをもって報告第10号の報告は終了いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第3、議案第41号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第41号 小笠原村事務手数料条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が、平成27年10月5日に施行されることに伴い、通知カード、個人番号カードの発行手数料等を定める必要が生じたためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 2ページをお開きください。

小笠原村事務手数料条例の一部を改正する条例（案）。

第1条、小笠原村事務手数料条例（平成27年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表2、番号3、区分その他、住民基本台帳カードの交付の項の次に次のように加える。
通知カードの交付、1件500円。

第2条、小笠原村事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表2、番号3、区分その他中、住民基本台帳カードの交付の項を削り、道路区域証明願の項の前に次のように加える。個人番号カードの交付1件、800円。

附則。

1、この条例中、第1条の規定は、平成27年10月5日から、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

2、第2条の規定による改正後の小笠原村事務手数料条例第3条の規定にかかわらず、当分の間、個人番号カードの交付を受けようとする者に対する最初の交付に係る手数料は徴収しない。

3ページから6ページに、新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第41号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第4、議案第42号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第42号 小笠原村特定個人情報保護条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

小笠原村における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに小笠原村が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いを図るため、本条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 本条例につきましては、新規条例であります、14ページにわたる長文にわたりますので、お手元の議案説明資料をもとに説明とさせていただきたいと思っております。

議案説明資料の小笠原村特定個人情報保護条例案でございます。

まず、1としまして目的。

第1条から第2条にかけてですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）によって指定される「個人番号」をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の安全かつ適正な取り扱いを図るとともに、個人の権利利益の保護を図るために必要な措置等について定めることを目的としております。

また、本条例案第2条において、本条例案における用語の定義を定めております。

2番としまして、特定個人情報の取り扱いでございます。

第3条から第10条にかけてでございますが、マイナンバー法においては、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、個人番号の利用範囲を限定し、利用目的以外の目的での利用を禁止するなど、各種の保護措置が設けられております。

本条例案では、マイナンバー法の規定に則り、特定個人情報の取り扱いについて次の事項を定めております。

特定個人情報の収集、保管利用目的の制限を第3条で、特定個人情報の保有の制限を第4条で、特定個人情報の利用目的の明示を第5条で、特定個人情報の適正な管理を第6条から第8条で、特定個人情報の目的外利用の制限を第9条で、特定個人情報の提供の制限を第10条で、それぞれ定めてございます。

3としまして、保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止でございますが、第11条から第35条が、その条文になります。

行政機関等の保有する特定個人情報に関する開示、訂正、利用停止の請求等については、マイナンバー法により行政機関、個人情報保護等が読み替えられ、個人情報の取り扱いと異なる規定となっているため、本条例では次の事項を定めてございます。

保有特定個人情報の開示請求権、開示請求の手続を、第11条から第12条で、保有特定個人情報の開示義務、部分開示、裁量的開示及び存否の不明示を第13条から第17条で、保有特定個人情報の開示決定等の期限を第18条から第19条で、第三者に対する意見書提出の機会の付与を第20条で、保有特定個人情報の開示の実施、手数料を第21条から第22条で、保有特定個人情報の訂正請求権、及び手続きを第23条から第24条で、保有特定個人情報の訂正義務、訂正決定等の期限を第25条から第28条で、保有特定個人情報を訂正した際の、同情報の提供先への通知を第29条で、保有特定個人情報の利用停止請求権、及び手続きを第31条から第32条で、保有特定個人情報の利用停止義務、利用停止決定等の期限を第32条から第35条で、それぞれ定めているところでございます。

4番としまして、不服申し立てでございますが、第36条から第38条が関係条文になります。

開示決定等、訂正決定等、または利用停止決定等について、行政不服審査法による不服申し立てがあったときに、一定の条件に該当する場合を除き、小笠原村情報公開条例に規定する小笠原村情報公開審査会に諮問することを定めてございます。

5としまして雑則ですが、第39条から第42条になりますが、適用除外等について第39条で定めております。

また、開示請求者への情報提供等を第40条で定めております。

苦情処理について第41条で、またその委任について第42条で定めてございます。

6としまして、施行期日ですが、附則で定めておりまして、マイナンバー法施行日と同日の平成27年10月5日としてございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に反対する意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第42号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 次に、日程第5、議案第43号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第43号 小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

小笠原村情報公開審査会の所掌事務に、特定個人情報保護条例に基づく不服申し立ての審査事項を追加するためのものがございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 25ページをお開きください。

小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）。

小笠原村情報公開条例（平成14年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中、「小笠原村個人情報保護条例（平成17年条例第7号）第23条」の次に「及び小笠原村特定個人情報保護条例第36条」を加える。

附則。

(施行期日)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

26ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第43号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第6、議案第44号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第44号 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

職員が、心身の故障による休職から復職後、1年以内に、同一の疾病により、再度休職となる場合に、休職期間を通算する規定を設ける必要があるためのものがございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 28ページをお開きください。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）。

第1条中「及び」を「、」に、「第4項」を「及び第4項」に改め、「職員の意に反する」の前に「、」を加える。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2、前項の場合において、休職の処分を受けた職員が第6条の規定による復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病と同一の疾病により休職の処分を受けるときのその者の休職期間は、当該復職前の休職期間を通算して3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、当該復職前の休職期間が更新されている場合にあっては、更新前の休職の開始の日（更新が2回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始日）から休職期間を通算するものとし、通算した期間が3年に満たない場合においては、休職期間を通算して3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第6条第1項中「第4条第1項」の次に「第2項」を加え、「第3項」を「第4項」に改める。

附則。

（施行期日）

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

この条例による改正後の職員の分限に関する条例第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに休職の処分を受け、又は新たに休職期間を更新する処分を受けた者に対して適用する。この場合において、施行の日前に受けた休職の処分又は休職期間を更新する処分による休職期間は、同法の休職期間に通算しないものとする。

29、30ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第44号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第7、議案第45号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第45号 中ノ平自立支援農業団地条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

中ノ平自立支援農業団地の就農許可について、就農の許可の期間が満了した者及び就農を辞退した者に対し、新たに就農を許可することができる規定を追加するためのものです。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 32ページをお開きください。

中ノ平自立支援農業団地条例の一部を改正する条例（案）。

中ノ平自立支援農業団地条例（平成13年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

5、村長は、第2項の規定による就農の許可の期間が満了した者及び前項の規定による就農を辞退した者に対し、新たに就農を許可することができる。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

33、34ページに新旧対照表を添付しております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第45号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第8、議案第46号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第46号 平成27年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（案）。

上記の議案を提出する。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

37ページをお開きください。

平成27年度小笠原村一般会計補正予算、予算総則。

平成27年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,637万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億1,309万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

38ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。款項ごとの補正内訳でございます。

次の39ページに歳出がございます。

40ページをお開きください。

第2表、地方債補正。起債の目的。

1番、臨時財政対策債、補正前と補正後で変更がございますのが、限度額でございます。限度額、補正前、9,490万円、補正後、1億710万円、581万円の……、失礼しました。補正後、1億71万円と変更になってございます。581万円の増でございます。

起債の目的、2番、道路整備債。こちらは、新規でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、1番の臨時財政対策債と同様でございます。限度額につきましては830万円でございます。一般会計といたしましては、1,411万円の増ということになります。

1枚めくっていただきまして、一般会計の補正予算の説明書がございます。この説明書に沿いまして説明のほうをさせていただきます。

説明書のほうの2、3ページをご覧ください。

第1、歳入歳出予算補正。

歳入歳出の総括でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

まず歳入ですけれども、款項目を読み上げました上で節の計上説明をさせていただきます。

地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金の29万1,000円につきましては、地方特例交付金増額分を計上したものでございます。

地方交付税、地方交付税、地方交付税、普通交付税の1億4,031万円につきましては、普通交付税の増額分を計上したものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、番号カード交付事業費の58万6,000円につきましては、番号カード交付事業費国庫補助金を計上したものでございます。

目、教育費国庫補助金、文化財保護費1,411万1,000円につきましては、文化財保護事業国庫補助金の増額分を計上したものでございます。

目、土木費国庫補助金、道路整備費の1,388万7,000円につきましては、道路整備費国庫補助金を計上したものでございます。

都支出金、都補助金、農林水産業費都補助金、水産業費の532万5,000円につきましては、水産業費都補助金を計上したものでございます。

目、教育費都補助金、文化財保護費の352万7,000円につきましては、文化財保護事業都補助金増額分を計上したものでございます。

また、学校運動場芝生化事業費の90万5,000円につきましては、学校運動場芝生化事業費都補助金を計上したものでございます。

繰入金、特別会計繰入金、この後、国民健康保険特別会計繰入金、宅地造成事業特別会計繰入金、介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金、下水道事業特別会計繰入金、浄化槽事業特別会計繰入金、それぞれ5つの会計からの繰入金、トータル272万2,000円、こちらは各会計の平成26年度から平成27年度への繰越金の2分の1以上を一般会計で基金に積み立てるために各会計から繰り入れをするものでございます。

項、基金繰入金、財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金のマイナス5,386万9,000円につきましては、財政調整基金繰入金減額分を計上したものでございます。今年度、平成27年度におきましては、当初予算編成時に3億円を超える財政調整基金からの繰り入れをした上で調整をしたということがございました。今回、歳入増が見込めるものもございましたことから、財政調整基金の繰入金を減額する措置をとらせていただいております。

繰越金、繰越金、次の6、7ページをお開きください。

繰越金、繰越金の3,447万4,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

村債、村債、臨時財政対策債の臨時財政対策債581万円につきましては、臨時財政対策債の増額分。

目、土木債、道路整備債の830万円につきましては、道路整備債の増額分、それぞれ計上をいたしております。

歳入合計、既定額43億3,671万8,000円、補正額1億7,637万9,000円、計45億1,309万7,000円。

次のページ、お開きください。

歳出の計上説明をさせていただきます。

総務費、総務管理費、自然環境保全対策費、報酬の8万円、旅費の1万3,000円、計9万3,000円につきましては、キャンプ禁止地域審議会に要する経費を計上したものでございます。

項、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費、備品購入費の173万2,000円、負担金補助及交付金の58万6,000円、それぞれ総合行政システムの経費増額分を計上したものでございます。備品につきましては、新たに発行されますカードの裏面をプリントできるプリンターの購入を予定してございます。

続きまして、民生費、社会福祉費、地域福祉センター管理費、工事請負費の100万4,000円につきましては、地域福祉センターにおけるクーラーの改修、ホール部分、事務費の経費を計上したものでございます。

目、有料老人ホーム運営費、委託料183万4,000円につきましては、地下タンクの燃料貯蔵所漏えい試験、これは法定の点検になってございます。に要する経費を計上したものでございます。

目、高齢社会対策費、委託料の4,000円、扶助費の140万円、計140万4,000円につきましては、養護老人ホーム施設措置に要する経費を計上したものでございます。

目、国民健康保険費、繰出金の4,344万7,000円につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金を計上したものでございます。

衛生費、保健衛生費、診療所運営費、委託料の183万4,000円につきましては、庁舎等管理経費となってございますけれども、複合施設でございます関係がございまして、先ほど有料老人ホームの運営費で説明をさせていただきました地下タンクの漏えいの試験を行うという経費を、こちらにも計上してございます。法定点検ということで、老人ホームの経費、診療所の経費、それぞれ2分の1ずつ負担して実施をするものでございます。

項、清掃費、塵芥処理費、工事請負費の300万円につきましては、クリーンセンターの補修工事に要する経費を計上したものでございます。

目、下水道費、繰出金の1,253万9,000円につきましては、下水道事業特別会計への繰出金増額分を計上したものでございます。

項、上水道費、簡易水道費、繰出金のマイナス60万7,000円につきましては、簡易水道事業特別会計への繰出金の減額分を計上させていただいたものでございます。

10、11ページをお開きください。

農林水産業費、水産業費、水産業振興費の負担金821万3,000円につきましては、水産振興助成事業費の増額分、こちらは中国船の違法操業による被害対策支援金を計上したものでございます。

また、水産振興事業費の増額分につきましては、母島漁業協同組合のフォークリフト購入のための補助経費を計上したものでございます。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費、委託料の1,300万円につきましては、村道の危険樹木伐採に要する経費を計上したものでございます。

道路整備費、旅費59万4,000円、需用費81万6,000円、工事請負費2,173万5,000円につきましては、6月の定例会におきまして、橋りょうの改修に伴う設計経費を計上させていただいたところでございますけれども、今回は奥村にございます無名橋、こちらは架け替え、母島の元橋につきましては補修工事を実施するための経費として、トータル2,314万5,000円を計上をさせていただいております。

続きまして河川費、項の河川費、河川総務費、工事請負費の15万円につきましては、奥村地区にございます水路の管理経費を増額をさせていただくものでございます。雨水ますの補修工事を実施する予定でございます。

教育費、小学校費、学校管理費、こちらにつきましては、先ほど歳入で説明させていただきました都の補助金、学校運動場芝生化事業費が計上されたことに伴いまして財源更正をさせていただいております。

歳出につきましては、当初予算に計上のほうをお願いしてございます。

目、教育振興費、需用費の46万円につきましては、小笠原小学校、母島小学校のそれぞれ教材の購入費を増額するものでございます。

項、社会教育費、社会教育総務費、委託料の2,116万7,000円につきましては、小笠原オオコウモリによる農作物被害を防除するためのネット設置に要する経費を増額するものでございます。

項、保健体育費、体育施設費、公有財産購入費の80万円につきましては、母島、評議平の

テニスコート用地の一部を東京都から購入するための経費を計上させていただいているものでございます。

12、13ページをお開きください。

諸支出金、基金費、財政調整基金費、積立金の272万2,000円につきましては、財政調整基金への積立金を計上したものでございます。

目、減債基金費、積立金の3,447万4,000円につきましては、減債基金への積立金増額分を計上したものでございます。

こちらは、それぞれ地方財政法の規定に伴いまして積み立てを実施するものでございます。

項、諸費、国庫支出金返納金、償還金利子及割引料の504万2,000円につきましては、それぞれ記載がございますけれども、平成26年度におきまして交付を受けた補助金、負担金、都の実績報告に基づき返還をするものでございます。

目、都支出金返納金、償還金利子及割引料の34万円につきましては、国庫支出金、返納金同様、返還が必要な項目を計上してございます。

歳出合計、既定額43億3,671万8,000円、補正額1億7,637万9,000円、計45億1,309万7,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第46号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号から議案第53号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第9、議案第47号から日程第15、議案第53号までの議案7件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、議案7件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 議案第47号から第53号までを一括して提出させていただきます。

議案第47号は平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第48号は平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第49号は平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第50号は平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第51号は平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第52号は平成27年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）、議案第53号は平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）でございます。

詳細については担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは説明をさせていただきます。

43ページをお開きください。

平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算、予算総則。

平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億425万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,599万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

44ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入の款項ごとの補正内訳でございます。

次の45ページに歳出がございます。

45ページの後ろから説明書がございます。

1枚めくっていただきまして、第1表、歳入歳出予算補正、歳入歳出のそれぞれ総括がございます。

もう1枚めくっていただきまして、歳入の予算説明に入ります。

一般会計と同様の説明をさせていただきます。

共同事業交付金、共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の5,885万3,000円につきましては、保険財政共同安定化事業交付金増額分を計上したものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の4,390万1,000円につきましては、その他一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、その他繰越金、その他繰越金の150万1,000円につきましては、その他繰越金増額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額2億7,173万6,000円、補正額1億425万5,000円、計3億7,599万1,000円。

歳入につきましては以上でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、一般管理費、委託料の45万4,000円につきましては、国保システム経費の増額分を計上したものでございます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費、負担金補助及び交付金の1,964万2,000円につきましては、一般被保険者療養給付費増額分を計上したものでございます。

後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金、負担金補助及び交付金の2,071万7,000円につきましては、後期高齢者支援金、こちらは増額分になります。2,071万7,000円を計上したものでございます。

共同事業拠出金、共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金、負担金補助及び交付金の6,191万5,000円につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金増額分を計上したもので

でございます。

諸支出金、償還金及還付金、国庫支出金返納金、償還金利子及割引料の1万3,000円につきましては、国庫支出金の返納金を計上したものでございます。

続きまして、目、都支出金返納金、償還金利子及割引料の1万3,000円、こちらにつきましても都支出金の返納金を計上したものでございます。

項、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の150万1,000円につきましては、一般会計への繰出金を計上したものでございます。これは、地方財政法による余剰金の処分でございますけれども、国民健康保険特別会計には基金がございませんので、一般会計へ繰り出して、一般会計において基金の積み立てをするものでございます。

歳出合計、既定額2億7,173万6,000円、補正額1億425万5,000円、計3億7,599万1,000円。

国保会計につきましては以上でございます。

恐れ入ります。

48ページをお開きください。

平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,756万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,016万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

49ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正のうちの歳入が、この49ページ、次の50ページに歳出がございました。

51ページをお開きください。

第2表、地方債補正、起債の目的、簡易水道事業整備債、補正前と補正後で変更がございましたのが限度額でございます。限度額、3,810万円が変更後で3,270万円になります。540

万円のマイナスでございます。

次のページをお開きください。

簡易水道事業特別会計の予算説明書でございます。

1枚めくっていただきますと、歳入歳出予算補正、歳入歳出の款ごとの総括がございます。

次のページ、歳入の款項目節の記載がございます。こちらをもちまして説明をさせていただきます。

国庫支出金、国庫補助金、簡易水道整備事業国庫補助金、簡易水道整備事業費のマイナス1,388万7,000円につきましては、簡易水道整備事業費の減額分を計上したものでございます。

都支出金、都補助金、簡易水道整備事業都補助金の簡易水道整備事業費のマイナス788万円につきましては、簡易水道整備事業費の減額分を計上したものでございます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金のマイナス60万7,000円につきましては、一般会計繰入金の減額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の20万9,000円につきましては、繰越金を計上をさせていただきます。

村債、村債、簡易水道事業整備債、簡易水道事業整備債のマイナス540万円につきましては、簡易水道事業整備債の減額分を計上したものでございます。

歳入合計、既定額3億1,772万5,000円、補正額マイナス2,756万5,000円、計2億9,016万円。

次のページをご覧ください。

歳出でございます。

建設改良費、建設改良費、建設改良費、需用費のマイナス54万4,000円、工事請負費のマイナス2,723万円、計マイナス2,777万4,000円につきましては、小笠原諸島振興開発事業費の簡易水道施設整備費を減額したものでございます。

先ほど一般会計におきまして、道路の、橋りょうの改修、かけかえの補正予算を計上をさせていただきますけれども、非常に緊急的に対応をする必要がございました関係上、こちらの同じく小笠原諸島振興開発事業費に、簡易水道の事業を一部減額をいたしまして橋りょうの工事に回したということがございました。

諸支出金、基金費、簡易水道事業基金費の積立金20万9,000円につきましては、簡易水道事業基金費を計上したものでございます。

歳出合計、既定額 3 億1,772万5,000円、補正額マイナス2,756万5,000円、計 2 億9,016万円。

続きまして、宅地造成事業特別会計の補正予算でございます。

54ページをお開きください。

平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算、予算総則。

平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ59万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ941万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 9 月 8 日。小笠原村長、森下一男。

55ページに款項ごとの歳入の補正内訳がございます。

次の56ページに歳出がございます。

歳出の後、1 枚めくっていただきますと、補正予算の説明書がございますので、こちらのほうを説明をさせていただきます。

歳入歳出予算補正、歳入歳出の款項ごとの補正の総括でございます。

もう 1 枚おめくりください。

歳入でございます。

繰越金、繰越金、繰越金の59万1,000円は、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額881万9,000円、補正額59万1,000円、計941万円でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、業務管理費の委託料の29万5,000円につきましては、業務管理費、業務管理等に要する経費を計上させていただいております。

続きまして、諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の29万6,000円につきましては、一般会計に繰り出しをして一般会計で積み立てをするというための余剰金処分のために、こちらに計上させていただいたものでございます。

歳出合計、既定額881万9,000円、補正額59万1,000円、計941万円。

宅地造成事業特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、59ページをお開きください。

平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ634万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,873万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、款項ごとの歳入の補正内訳でございます。

次の61ページに、歳出がございます。

その後、もう1枚めくっていただきますと、予算の説明書。

もう1枚めくっていただきますと、補正の総括がございます。

もう1枚おめくりいただくと、歳入の予算説明書がございます。

支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金過年度分の26万4,000円につきましては、介護給付費交付金過年度分を計上したものでございます。

都支出金、都負担金、介護給付費負担金、過年度分の37万3,000円につきましては、介護給付費都負担金過年度分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の570万5,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額7,239万円、補正額634万2,000円、計7,873万2,000円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等給付費、負担金補助及交付金の63万9,000円につきましては、介護サービス等給付費の増額分を計上したものでございます。

基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金、積立金の512万9,000円につきましては、積立金の増額分を計上したものでございます。ほかの会計と同様、余剰金の積み立

てでございます。

諸支出金、償還金及還付金、国庫支出金返納金、都支出金返納金、支払基金支出金返納金。目が3つございます。節につきましては、3つとも償還金利子及割引料でございます。50万5,000円、3万6,000円、3万3,000円、それぞれ返還、返納に要する経費を計上させていただいております。

歳出合計、既定額7,239万円、補正額634万2,000円、計7,873万2,000円。

介護の保険事業勘定につきましては、以上でございます。

続きまして、64ページをお開きください。

平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算、予算総則。

平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ79万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,273万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

次のページをお開きください。

款項ごとの歳入の補正内訳でございます。

次の66ページに歳出がございます。

1枚めくっていただきますと、予算説明書がございます。

もう1枚めくっていただきますと、補正の総括。

もう1枚おめくりください。

歳入の繰り越しの部分から説明をさせていただきます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の79万1,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額1億7,194万4,000円、補正額79万1,000円、計1億7,273万5,000円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の79万1,000円につきましては、一般会計へ

の繰入金増額分を計上したものでございます。こちらの金額は、一般会計へ繰り出された上で一般会計で積み立てをされます。

歳出合計、既定額 1 億 7,194 万 4,000 円、補正額 79 万 1,000 円、計 1 億 7,273 万 5,000 円。

介護サービス事業勘定は以上でございます。

続きまして、69 ページをお開きください。

平成 27 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算、予算総則。

平成 27 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,264 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 2,301 万 8,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 8 日。小笠原村長、森下一男。

次の 70 ページをお開きください。

款項ごとの歳入の補正内訳でございます。

また、その 71 ページには歳出の補正内訳がございます。

2 枚めくっていただきまして、歳入の繰入金のところから説明をさせていただきます。

繰入金、繰入金、繰入金、一般会計繰入金の 1,253 万 9,000 円につきましては、一般会計繰入金増額分を計上したものでございます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の 10 万 8,000 円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額 2 億 1,037 万 1,000 円、補正額 1,264 万 7,000 円、計 2 億 2,301 万 8,000 円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費、業務管理費、工事請負費の 1,253 万 9,000 円につきましては、父島し尿処理場の管理経費の増額分といたしまして 530 万 3,000 円、母島し尿処理施設管理経費の増額分といたしまして 723 万 6,000 円を計上してございます。

父島は、道路改修に伴いまして、施設の改修が必要となった部分の補修、母島につきましては、汚泥脱水機の維持補修工事に要する経費を、それぞれ計上をさせていただいております。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の10万8,000円につきましては、一般会計への繰出金の増額分を計上してございます。余剰金の処分のためでございます。

歳出合計、既定額2億1,037万1,000円、補正額1,264万7,000円、計2億2,301万8,000円。

下水道事業会計は以上でございます。

74ページをお開きください。

平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算、予算総則。

平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,166万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

75ページをお開きください。

歳入歳出の款項ごとの補正内訳でございます。

75ページに歳入、次の76ページに歳出がございます。

また、2枚めくっていただきまして、歳入の繰越金、こちらから説明をさせていただきます。

繰越金、繰越金、繰越金、繰越金の2万6,000円につきましては、繰越金を計上したものでございます。

歳入合計、既定額2,163万6,000円、補正額2万6,000円、計2,166万2,000円。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

諸支出金、繰出金、一般会計繰出金、繰出金の2万6,000円につきましては、一般会計繰出金の増額分を計上したものでございます。地方財政法の規定により、余剰金の処分をするものでございます。

歳出合計、既定額2,163万6,000円、補正額2万6,000円、計2,166万2,000円。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（池田 望君） ご苦労さまでした。

提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ページ数が書いていないんですけれども、57ページの1ページ前です。

宅地造成の予算説明書ですけれども、委託料が29万5,000円増えております。

これは、金額からすると、恐らく草刈りの委託料でしょうか。まず、その辺のことをお聞きしたいのと、あと、なぜこの29万5,000円増えたのか、詳細に教えてください。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 今年度は、特に台風等の影響によりまして、敷地内にございます木が倒れるとか、そういったことが何度か生じておりまして、その処分に要する経費が増えております。年度当初にも予算は計上はしているのですけれども、今回、処分料が増えた分を、繰越金の増額という形で計上をさせていただいたものでございます。

○議長（池田 望君） 一木重夫君。

○3番（一木重夫君） わかりました。

これは草刈りの委託料とは、別の委託料ということですね。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） 項目としては、委託料に、いわゆる施設の管理として一緒に含まれているものでございます。

けれども今回、計上させていただいたのは、草というよりも、木の処分に要する経費として計上のほうをさせていただいているものでございます。

○議長（池田 望君） ほかに質疑のある議員は挙手をしてください。

ほかにないでしょうか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。

議案第47号から議案第53号までの議案7件を一括して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第47号から議案第53号までに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第9号までの上程、説明、委員会付託

○議長（池田 望君） 日程第16、認定第1号から日程第24、認定第9号までの認定9件を一括議題とします。

なお、各会計の款別の金額読み上げは省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、認定9件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 認定第1号から第9号までを一括して提出させていただきます。

認定第1号は平成26年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号は平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号は平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号は平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号は平成26年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号は平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号は平成26年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号は平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号は平成26年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） それでは、説明をさせていただきます。

製本されております平成26年度小笠原村決算、こちらをご用意いただきたいと思います。

4 ページ、5 ページをお開きください。

平成26年度の小笠原村の決算の総括表でございます。一般会計から後期高齢者医療特別会計、こちらの総合計ということで、歳入決算額の一番下、歳入の総合計が57億4,330万8,696円でございます。

次の5 ページ目になりますけれども、歳出の決算額56億5,827万1,646円でございます。

差し引きの残額、一番右の列になりますが、差し引きの残額が8,503万7,050円という金額になります。

続きまして、6、7 ページをお開きください。

平成26年度小笠原村一般会計歳入の決算書でございます。

トータルの収入済額を読み上げさせていただきます。

一般会計歳入は、村税から、1 枚おめくりください。

村債までの20款、こちらの歳入合計が40億1,622万4,190円でございます。

10、11ページをお開きください。

続きまして、一般会計の歳出決算でございます。

議会費から、1 枚めくっていただきたいんですけれども、次のページ、予備費までの12款の歳出合計が39億4,727万7,766円。

歳入歳出の差し引き残額が6,894万6,424円でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入決算書でございます。

歳入につきましては、国民健康保険税から諸収入までの12款、歳入合計につきましては収入済額の一番下になります。3 億4,124万972円でございます。

16、17ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費から予備費までの10款、歳出合計、支出済額の合計が3 億3,824万89円。

歳入歳出の差し引き残額が300万883円となります。

18、19ページをお開きください。

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入決算書。

簡易水道事業会計の歳入でございますけれども、分担金及び負担金から村債までの9 款、歳入合計は収入済額8 億4,914万7,945円でございます。

20、21ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費から予備費までの5款、歳出合計、支出済額は8億4,873万820円。

歳入歳出の差し引き残額が41万7,125円でございます。

22、23ページをお開きください。

平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入決算書でございます。

事業収入から諸収入までの4款、歳入合計は収入済額825万4,522円でございます。

24、25ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、諸支出金、予備費の3款、歳出合計、支出済額766万3,018円。

歳入歳出の差し引き残額が59万1,504円でございます。

26、27ページをお開きください。

平成26年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入決算書。

保険料から村債までの11款、歳入合計は収入済額7,528万1,562円でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。

総務費から予備費までの8款、歳出合計、支出済額6,502万3,677円。

歳入歳出差し引き残額1,025万7,885円でございます。

次のページをお開きください。

平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入決算書。

サービス収入から諸収入までの5款、歳入合計、次のページの収入済額でございます。1億5,123万2,351円。

32、33ページをお開きください。

歳出でございますが、総務費から予備費までの4款、歳出合計は支出済額1億4,965万468円でございます。

歳入歳出の差し引き残額が158万1,883円でございます。

34、35ページをお開きください。

平成26年度小笠原村下水道事業特別会計の歳入決算書。

分担金及び負担金から村債までの7款、歳入合計、収入済額が2億5,078万6,301円。

36、37ページをお開きください。

歳出のほうで、総務費から予備費までの5款、歳出合計が支出済額2億5,057万1,103円。

歳入歳出の差し引き残額が21万5,198円でございます。

38、39ページをお開きください。

平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入決算書。

分担金及び負担金から村債までの8款、歳入合計、収入済額2,318万2,450円でございます。

40、41ページをお開きください。

続きまして、歳出決算書でございます。

総務費から予備費までの5款、歳出合計、支出済額2,315万6,302円。

歳入歳出の差し引き残額が2万6,148円でございます。

42、43ページをお開きください。

平成26年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入決算書。

後期高齢者医療保険料から諸収入までの4款、歳入合計が収入済額2,795万8,403円でございます。

44、45ページをお開きください。

歳出決算書でございます。

総務費から予備費までの6款、歳出合計、支出済額2,795万8,403円。

歳入と同額でございますので、歳入歳出の差し引き残額はございません。

この後、この決算書の中には、各会計の歳入歳出の事項別の明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の記載がそれぞれございます。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(池田 望君) 一木重夫君。

○3番(一木重夫君) 動議を提出いたします。

平成26年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定につきましては、平成26年度決算特別委員会を設置し、同委員会に付託して審査されることを提案いたします。

○議長(池田 望君) ただいまの動議を議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

平成26年度決算特別委員会設置の動議を議題といたします。

要綱（案）はお手元に配付してあります。

朗読は省略いたします。

本件は、動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

平成26年度決算特別委員会設置及び平成26年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定については、同委員会に付託することに決定いたしました。

委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

お諮りします。

平成26年度決算特別委員会を招集するため、暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よつて、暫時休憩いたします。

次回は5時20分から再開いたします。

（午後5時8分）

○議長（池田 望君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後5時20分）

◎決算特別委員会報告

○議長（池田 望君） 平成26年度決算特別委員会より報告があります。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） ご報告します。

平成26年度決算特別委員会において、私、一木重夫が委員長に、清水良一君が副委員長に選出されましたのでご報告いたします。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第25、同意第3号を議題とします。

地方自治法第117条の除斥規定により、渋谷正昭君はしばらくの間退場してください。

（渋谷正昭君退場）

○議長（池田 望君） 提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 同意第3号 小笠原村副村長の選任の同意について。

上記について同意されたい。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定に基づき、小笠原村副村長の選任につき、議会の同意を得る必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしく同意のほどお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

資料2ページをお開きください。

小笠原村副村長の選任の同意について。

地方自治法第162条の規定に基づき、下記のとおり選任する。

記。

氏名、渋谷正昭。

次章以下は記載のとおりでございます。

ご同意のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（池田 望君） これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

一木重夫君。

○3番（一木重夫君） 一般質問で、ちょっと聞こうと思っていたことが聞けなかったもので、ちょっとこの場でお聞きしたいと思います。

村長が、これ求める副村長の像というのは、どのようなものでしょうか。副村長というと、特別職に当たります。この副村長という職が、政治家なのか行政マンなのか、またその中

間に値するような職なのか、その辺のところを村長の考えをお聞かせください。

○議長（池田 望君） 村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 特別職でありますので、中間というよりは、両方兼ね備えている方が理想だと思っております。

私の場合、特に行政経験を持たないものでございますから、行政経験を有する者を選任の重きに置いております。

○議長（池田 望君） ほかに質疑はございますか。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

同意第3号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

渋谷正昭君の退場を解きます。

（渋谷正昭君入場）

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第26、同意第4号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 同意第4号 小笠原村教育委員会教育長の任命の同意について。

上記について同意されたい。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定

に基づき、小笠原村教育委員会教育長の任命につき議会の同意を得る必要があるためのものでございます。

詳細は担当課長に説明をさせます。

同意のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（池田 望君） 総務課長、渋谷君。

○総務課長（渋谷正昭君） 次のページをお開きください。

小笠原村教育委員会教育長の任命の同意について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり任命する。

氏名、松本 隆。

住所、生年月日、略歴につきましては、お手元のとおりでございます。

よろしくご同意のほどお願いいたします。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

同意第4号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 日程第27、発議第2号 地方税財源の拡充に関する意見書（案）を議

題といたします。

案文はお手元に配付してあります。

朗読は省略し、直ちに採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

発議第2号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(池田 望君) 次に、日程の追加についてお諮りします。

議案第54号、発議第3号及び発議第4号を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認め、議案第54号、発議第3号及び発議第4号の日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 追加日程第1、議案第54号を議題とします。

提案者の説明を求めます。

村長、森下一男君。

○村長(森下一男君) 議案第54号 村道改修工事(大神宮線)その1請負契約の締結について(案)。

上記の議案を提出する。

平成27年9月8日。小笠原村長、森下一男。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和54年条例第24号)第2条の規定により、議会の議決に付す必要があるためのものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明をさせます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（池田 望君） 財政課長、江尻君。

○財政課長（江尻康弘君） ご説明いたします。

資料2ページをお開きください。

道路改修工事（大神宮線）その1請負契約の締結について（案）でございます。

道路改修工事（大神宮線）その1施行のため、次のとおり工事請負契約を締結する。

ただし、設計変更に伴い、必要があるときは、請負金額の2割以内において変更することができる。

記。

1、契約の目的、村道改修のため。

2、契約件名、道路改修工事（大神宮線）その1。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、6,836万4,000円。

5、契約の相手、大昭産業株式会社。

契約関係の資料につきましては、次のページに添付をさせていただいております。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（池田 望君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある議員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

議案第54号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 追加日程第２、発議第３号を議題とします。

提案議員の提案理由の説明を求めます。

杉田一男君。

○５番（杉田一男君） 提案理由の説明の前に、この発議に関して、私なりの意見を申し述べさせていただきますと思います。

安保法制に関する、この発議２件ですが、現在、国会においても、長期にわたり審議をしてきて、そしていよいよ大詰めという形で、もう来週には採決を迎えようかという状態でございます。

その今の状況において、私は、意見書を出す必要性を感じておりません。ですから、この意見書の提出自体に、私は反対をいたしますので、この審議中は退席させていただきたいと思っておりますので、議長ご了解ください。

○議長（池田 望君） はい。

○５番（杉田一男君） ということで、私は退席いたします。

○議長（池田 望君） 清水良一君。

○１番（清水良一君） 発議第３号。提出者、小笠原村議会議員、清水良一。

安保法制に関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、小笠原村村議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

（提案理由）

現在国会で議論されている安保法制に関する法案は、当村が宣言している不戦と恒久平和を守られない恐れがあるためより慎重な審議を求める。そのためにこの議案を提出いたします。

よろしくをお願いします。

○議長（池田 望君） 意見書案はお手元に配付してあります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

発議第3号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(池田 望君) 起立少数と認め、本案は否決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(池田 望君) 追加日程第3、発議第4号を議題とします。

提案議員の提案理由の説明を求めます。

一木重夫君。

○3番(一木重夫君) 今国会で平和安全法制の成立を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由です。

切れ目のない平和安全法制は、中国密漁船問題等のグレーゾーン事態、及び島しょ防衛等への対処をする上で極めて重要である。平和安全法制の今国会での成立を図るよう強く求めるために、本議案を提出する。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(池田 望君) 意見書案は配付してあります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(池田 望君) 異議なしと認めます。

発議第4号に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(池田 望君) 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

退席議員の杉田一男さん、入室ください。

◎散会の宣告

○議長(池田 望君) お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、本日の審議を終了いたします。

次回は9月18日午後2時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ありがとうございました。

（午後5時36分）

平成 2 7 年 第 3 回 小 笠 原 村 議 会 定 例 会 会 議 録

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 7 年 9 月 1 8 日 (金曜日) 午前 1 1 時開議

- 第 1 認定第 1 号 平成 2 6 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 2 認定第 2 号 平成 2 6 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 3 認定第 3 号 平成 2 6 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 4 認定第 4 号 平成 2 6 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 5 認定第 5 号 平成 2 6 年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 6 認定第 6 号 平成 2 6 年度小笠原村介護保険 (介護サービス事業勘定) 特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 7 認定第 7 号 平成 2 6 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 8 認定第 8 号 平成 2 6 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について (案)
- 第 9 認定第 9 号 平成 2 6 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (案)

追加日程

- 第 1 発委第 4 号 都道行文線未整備区間の整備再開を求める意見書 (案)

出席議員（８名）

1 番	清 水 良 一 君	2 番	安 藤 重 行 君
3 番	一 木 重 夫 君	4 番	鯉 江 満 君
5 番	杉 田 一 男 君	6 番	稲 垣 勇 君
7 番	佐々木 幸 美 君	8 番	池 田 望 君

欠席議員（なし）

出席説明員

村 長	森 下 一 男 君	副 村 長	石 田 和 彦 君
教 育 長	伊 藤 直 樹 君	総 務 課 長	渋谷 正 昭 君
総務課副参事	鈴 木 敏 之 君	総 務 課 企画政策室長	樋 口 博 君
財 政 課 長	江 尻 康 弘 君	村 民 課 長	村 井 達 人 君
医 療 課 長	佐々木 英 樹 君	産業観光課長	牛 島 康 博 君
環 境 課 長	深 谷 雪 雄 君	建設水道課長	篠 田 千鶴男 君
母島支所長	湯 村 義 夫 君	出 納 課 長	菊 池 元 弘 君
教 育 課 長	大 津 源 君		

欠席説明員（なし）

事務局職員出席者

事 務 局 長	セーボレー 孝 君	書 記	菊 池 ひろみ 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（池田 望君） これより本日の会議を開きます。

（午前 1 1 時）

◎会議時間の延長

○議長（池田 望君） この際、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

◎認定第 1 号から認定第 9 号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） これより本日の日程に入ります。

日程第 1、認定第 1 号から日程第 9、認定第 9 号までの平成26年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

平成26年度決算特別委員会より報告を求めます。

一木重夫君。

○決算特別委員会委員長（一木重夫君） 平成26年度決算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成26年度各会計歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成27年 9 月18日。平成26年度決算特別委員会委員長、一木重夫。

小笠原村議会議長、池田 望殿。

件名。

平成26年度小笠原村一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算全てにおいて、審査の結果、認定となりました。

意見。

平成26年度決算は、これまでの村債の任意繰上償還の効果が表れて、実質公債費比率は昨年度に引き続き下がっております。今後とも、将来の財政負担を慎重に分析しつつ、健全な財政運営に努められたい。

なお、個別具体的に指摘・要望のあった次の点について、必要な見直しをされたい。

1、税負担の公平性を期するため、今後も創意工夫をされ、高い徴収率を維持されたい。

2、経費削減、環境意識向上のため、村有施設の光熱水費の更なる節約に努められたい。

3、現在、夜間急患搬送等の都度、照明施設を自衛隊基地のヘリポートに設置しているが、当村を取り巻く環境の変化等も踏まえて、そのあり方について検証をされたい。

4、村立学校の補食給食は地元産品を取り入れるなど、内容について工夫をされたい。また、特別支援教育において、支援員の役割は大きく、その配置の充実を図られたい。

その他、本委員会での指摘事項、また監査委員の決算審査意見を踏まえて、なお一層効率的な行財政運営に努力されたい。

以上でございます。

○議長（池田 望君） 一木委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は挙手をしてください。

（挙手する者なし）

○議長（池田 望君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（池田 望君） 反対意見がないようですので、これより認定第1号から認定第9号までの認定9件を一括して採決を行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、認定9件を一括して採決いたします。

認定第1号から認定第9号までの認定9件について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長、森下一男君。

○村長（森下一男君） 発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成26年度小笠原村各会計歳入歳出の決算につきまして認定をいただき、まことにありがとうございます。

認定に当たりまして付された意見、また審議の中でいただきまして各ご指摘、これらを念

頭に財政運営に私を先頭として励んでまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いを申し上げます。

発言の機会をいただきまして、ありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（池田 望君） 次に、日程の追加についてお諮りします。

発委第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認め、発委第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池田 望君） 追加日程第1、発委第4号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

佐々木幸美君。

○7番（佐々木幸美君） それでは、意見書を述べたいと思います。

発委第4号、平成27年9月18日、小笠原村議会議長、池田 望殿。

提出者、総務委員会委員長、佐々木幸美。

都道行文線未整備区間の整備再開を求める意見書（案）。

上記議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由。

東京都に対し、都道行文線未整備区間を自然環境と景観に配慮した道路構造により、早期に整備再開するよう求めるため、本案を提出する。

よろしくお願いします。

○議長（池田 望君） 総務委員長、佐々木幸美議員の説明は終わりました。

次に、事務局長に意見書本文を朗読させます。

事務局長、セーボレー君。

○事務局長（セーボレー孝君） 朗読いたします。

都道行文線未整備区間の整備再開を求める意見書（案）。

東日本大震災とそれに伴う津波で、東北沿岸部を中心に各地で道路が寸断され、いくつもの集落が孤立し、人命救助や消火活動、資材・物資の輸送等が円滑に実施出来ないなどの事態が発生しました。その事態を目の当たりにして、当村議会は、保留となっている都道行文線未整備区間の整備再開は、喫緊の課題であると改めて認識し、平成23年第3回定例会から「防災道路（行文線の通称）の整備について」を議題として審議を重ねて参りました。

その結果、今後発生が懸念されている「南海トラフ地震」により、当村には最大で約19mの津波が来襲すると想定されていて、村民生活の維持に必要な主要機能が集中する大村・清瀬地区が壊滅的な被害を受けた場合、奥村地区や扇浦・小曲方面と分断され、緊急車両や啓開等に当たる重機等が迅速に移動出来ない事態が生じます。

行文線未整備区間は清瀬地区と奥村地区を高台で結ぶ道路であり、この区間が整備されると、津波発災時には避難路及び連絡路の機能を併せ持つ「防災道路」として、村民、観光客の安全・安心を確保する極めて必要性・有効性の高い道路であるとの結論に至りました。

よって、東京都におかれては、都道行文線未整備区間を自然環境と景観に配慮した道路構造により、早期に整備再開するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月18日、小笠原村議会議長、池田 望。

東京都知事、舛添要一宛て。

○議長（池田 望君） お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

発委第4号に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（池田 望君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（池田 望君） 次に、議会運営委員会、総務委員会、小笠原空港開設推進特別委員会、硫黄島調査特別委員会より所管の事務及び調査中の事件について、各委員長より閉会中の

継続調査の申し出があります。

本件は、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（池田 望君） 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎副村長・教育長退任挨拶

○議長（池田 望君） 次に、9月25日付をもって退任される石田副村長、伊藤教育長からそれぞれ退任のご挨拶があります。

石田副村長、よろしくお願いいたします。

○副村長（石田和彦君） 退任に当たりまして、貴重な議会開催中にご挨拶をさせていただく時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成19年9月に、ここ小笠原に参りまして、副村長を拝命してから、早いもので2期8年が過ぎようとしております。森下村長より手伝わないかとのお話をいただきまして、都庁の退職年次の平成19年8月に早期退職いたしまして、小笠原に参りました。

来た当初は右も左もわからず、見るもの、聞くもの、全てが初めてであり、抜けるような青空と、引き込まれそうな海の青さと、ぎらぎら照りつける太陽にもかかわらず素肌に心地よい風や空気などにとまどいと感激を抱いたことをいまだに鮮明に覚えております。

これまでの経験を生かし、村長業務の手伝いを行政サイドから行ってほしいということでしたので、財政的なことから人事、経理、契約などについて、これまで勉強し、実務から経験してきた行政事務処理を精いっぱい自分なりにこの島の職員に伝えようと努力してまいりました。

この島の特異な歴史から、戦後の統治を二十数年間米軍が行い、その後、昭和43年に日本に返還されて以来、10年を超える期間、東京都が村役場の業務を代行し、昭和54年になってようやく村制が施行され、現在の体制ができ上がりました。

このようなことから、事務処理や行政的な判断の多くが東京都庁とほぼ同じくし、私が副村長を拝命した平成19年になっても、一時代前の都庁における行政処理が広く行われておりました。もちろん、課題や懸案事項には、この村が抱えている、都庁はもちろん、他の自治体にはない特殊な課題が多くあったことは間違いのないところではありますが、人事

や服務規律や経理や会計処理や契約事務につきましては、都庁の事務処理が色濃く残っております。

また、都庁における事務処理の中でも、整理のついていない部局が数多くあった財産管理と物品の管理がここ小笠原にあっても極めて手薄になっており、使用中の物品の管理が適正になされていないことにとまどいを感じたところです。

何が幾つどこにあり、誰が使い、誰が管理しているか、また100万円を超えるような高額な重要備品は総数の管理だけでなく、どこに何が何台あり、誰がいつから管理しているかなどが把握できるようなシステムづくりが必要ではないかと考えておりました。

物品も財産であり、適正に管理されるべきと考え、私の任期中に何らかの解決策を構築すべきと思っていたところ、志半ばで整備がつかず、現在に至っているところであります。

物品は村の貴重な財産であり、適正に管理すべきと考えます。次の副村長に物品管理のあり方を含め、適正な財産管理に努められるよう、お願いをしたいというふうに考えております。

また、人事の面で、試験制度の導入により昇任試験が定着してきました。係長、課長補佐、管理職にそれぞれ合格する職員が出てきており、昇任時期を迎える職員も出てきております。

新規採用職員も含めてですが、それぞれの職制に見合った研修がなされるべきではないかと常々考えてきたところです。私が着任して以来、制度としての研修制度は作ることが叶いませんでした。新規採用職員については、微力ながら私が地方公務員法の研修を最低限度ではありますが、新人研修として行ってまいりました。

しかし、地方自治法や税務管理、税務事務、予算事務や会計事務、そしてさきに申し上げました物品管理事務、さらに人事給与事務、契約事務等々、専門研修や係長研修や管理職研修等、それぞれ必要な時期に受講させられるような制度を設け、職員のモチベーションの向上を図るべきではないかと考えてきたところですが、この実現にこぎつけられませんでした。

超遠隔離島である小笠原にとって、内地での研修受講には相当な負担がかかると思いますが、職員の能力向上のためにも、ぜひ実現してほしいと考えております。

この島は本土から1,000キロ離れた超遠隔離島であり、交通アクセスの面でも大きなハンデを背負っております。今は船便でしか来る方法がなく、それも現在のおがさわら丸で25時間半もの時間がかかる太平洋に浮かぶ島であります。現在、新船の建造に向け大きく歩

み出したこの仮称新おがさわら丸にあっても、24時間、丸1日の船旅が想定されているところですが、新造船の建造についても、また村民の悲願である航空路の開設についても、現在大きく前進を見たところでございます。村長の大きな力によるところが多く、これまでの内地での活動が信頼され、また評価されての結果と私は思っております。

内地での村長の活躍と持ち帰る成果を楽しみにしつつ、村長が安心して内地で活動できるよう、この島にあって精いっぱい頑張ってきたつもりです。私が着任してからの8年間の森下村政のこれまでの主な成果として、診療所と老人ホームを併設した複合施設の建設、情報通信で内地との距離を縮めた平成23年の光ファイバーの敷設や、同年6月に決定した世界自然遺産への登録、おがさわら丸、ははじま丸の新造船の建造や航路の改善など、多くの成果を目の当たりにしてきたことから、この次に控えている航空路の開設についても、必ず実現するものと信じております。

大きな事故もなく、8年間仕事をさせていただきましたことに感謝するとともに、やさしく接していただきました村民の皆様感謝し、またご協力いただきました村議会議員の皆様にも心からお礼を申し上げ、私の退任の挨拶とさせていただきます。

本当に8年間ありがとうございました。（拍手）

○議長（池田 望君） ありがとうございました。

次に、伊藤教育長からご退任のご挨拶がございます。

○教育長（伊藤直樹君） まずは、このような晴れやかな場に立たせていただいたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

私は教員として4年、それから校長で5年、教育長として4年、計13年間この小笠原で勤務させていただきました。議会の皆様とのおつき合いは教育長としての4年だけでしたが、学校とは全く違った世界をのぞかせていただいて、大変多く勉強させていただいたと思っております。

思い起こせば、私の議会デビューは日本の戦後の教育を総括しろということからスタートしました。私の4年間を総括するとすれば、そこから始めなければいけませんが、それをやってしまうとちょっと時節柄、波風を立ててしまいそうな気がしますので、そこは避けます。

それから、今仕事を終わるに当たって、これをやった、あれをやったと言うのは好きではありませんので、それもやりません。ただ、私が在任中、学校の経営状態は極めて健全で、事故は起きませんでした。問題も起きません。その中で子供たちが健やかに成長していっ

たことが非常によかったなと思っています。

また、私が教員時代、校長時代に関わった子供たちも本当に素直にたくましく成長し、島内外にかかわらず、そこから飛び出て、海外でも立派に成長して仕事をしています。そのことを考えると、非常に地味ではありますがけれども、教育に携わる者として、その辺が全てではないかと思うところがあって、ささやかではありますがけれども、ほんの少しの達成感を感じているところです。

時期が来なければ取り組むことができない学校建設等を除いて、今、積み残した仕事はありませんので、ここで幕引きをして、静かに島を出たいというふうに思っています。

本当に幸せな13年間でした。本当にありがとうございました。

以上です。（拍手）

○議長（池田 望君） 伊藤教育長、ありがとうございます。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（池田 望君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成27年第3回小笠原村議会定例会を閉会いたします。

（午前11時22分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年 月 日

議 長 池 田 望

副 議 長 杉 田 一 男

署 名 議 員 杉 田 一 男

署 名 議 員 稲 垣 勇

議案等審議結果表

第 3 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 7 年 9 月 8 日）

議決月日（平成 2 7 年 9 月 9 日）

議案番号	件 名	審議結果
議案第 4 1 号	小笠原村事務手数料条例の一部を改正する条例 (案)	原案可決
議案第 4 2 号	小笠原村特定個人情報保護条例 (案)	原案可決
議案第 4 3 号	小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例 (案)	原案可決
議案第 4 4 号	職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 (案)	原案可決
議案第 4 5 号	中ノ平自立支援農業団地条例の一部を改正する条例 (案)	原案可決
議案第 4 6 号	平成 2 7 年度小笠原村一般会計補正予算 (第 2 号) (案)	原案可決
議案第 4 7 号	平成 2 7 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予 算 (第 1 号) (案)	原案可決
議案第 4 8 号	平成 2 7 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予 算 (第 1 号) (案)	原案可決
議案第 4 9 号	平成 2 7 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予 算 (第 1 号) (案)	原案可決
議案第 5 0 号	平成 2 7 年度小笠原村介護保険 (保険事業勘定) 特 別会計補正予算 (第 1 号) (案)	原案可決
議案第 5 1 号	平成 2 7 年度小笠原村介護保険 (介護サービス事業 勘定) 特別会計補正予算 (第 1 号) (案)	原案可決
議案第 5 2 号	平成 2 7 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (案)	原案可決

議案番号	件 名	審議結果
議案第 5 3 号	平成 2 7 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 号) (案)	原案可決
同意第 3 号	小笠原村副村長の選任の同意 (案)	同 意
同意第 4 号	小笠原村教育委員会教育長の任命の同意 (案)	同 意
発議第 2 号	地方税財源の拡充に関する意見書 (案)	原案可決
議案第 5 4 号	村道改修工事 (大神宮線) その 1 請負契約の締結に ついて (案)	原案可決
発議第 3 号	安保法制に関する意見書 (案)	原案否決
発議第 4 号	今国会で平和安全法制の成立を求める意見書 (案)	原案可決

第 3 回 定 例 会 議 案 等 審 議 結 果 表

提出月日（平成 2 7 年 9 月 8 日、1 8 日）

議決月日（平成 2 7 年 9 月 1 8 日）

議案番号	件 名	審議結果
認定第 1 号	平成 2 6 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 2 号	平成 2 6 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 3 号	平成 2 6 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 4 号	平成 2 6 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 5 号	平成 2 6 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 6 号	平成 2 6 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 7 号	平成 2 6 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 8 号	平成 2 6 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
認定第 9 号	平成 2 6 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（案）	原案認定
発委第 4 号	都道行文線未整備区間の整備再開を求める意見書（案）	原案可決

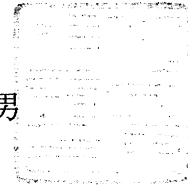
別

冊

27小笠原総第782号
平成27年8月24日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成27年第3回小笠原村議会定例会の招集について（通知）

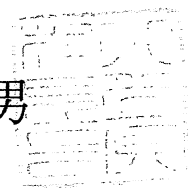
本日、別紙写しのとおり、平成27年第3回小笠原村議会定例会を招集する
告示をしたので、通知いたします。

小笠原村告示第10号

平成27年第3回小笠原村議会定例会を下記のとおり招集する。

平成27年8月24日

小笠原村長 森 下 一 男



記

- 1 期 日 平成27年9月8日
- 2 場 所 小笠原村議会議事堂

27 小笠原議第 100 号
平成 27 年 8 月 24 日

議 員 各 位

小笠原村議会
議長 池 田 望

平成 27 年第 3 回小笠原村議会定例会の招集について

平成 27 年 8 月 24 日付 27 小笠原総第 782 号により、平成 27 年小笠原村告示第 10 号をもって、平成 27 年 9 月 8 日、平成 27 年第 3 回小笠原村議会定例会を招集する旨の通知があったので通知します。

なお、会議時間は小笠原村議会会議規則第 9 条第 1 項の規定により、午前 10 時開会といたします。

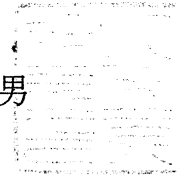
記

1. 開催日時 平成 27 年 9 月 8 日（火） 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

27小笠原総第812号
平成27年8月31日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



出資法人の経営状況について（報告）

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

報告第9号 出資法人の経営状況について

27 小笠原議第 131 号
平成 27 年 9 月 17 日

各 位

小笠原村議会
議長 池 田 望

本会議開催時間の変更について

平成 27 年 9 月 18 日開催予定の定例会本会議は、諸事情により、
下記のとおり会議日程を変更いたします。

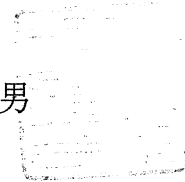
記

- 1 ・ 変更する会議及び時間
第 3 回小笠原村議会定例会本会議
平成 27 年 9 月 18 日（金）午前 11 時
- 2 ・ その他
詳細については追って通知します。

27小笠原総第846号
平成27年9月7日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成26年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、及び第22条第1項の規定に基づき、平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり報告します。

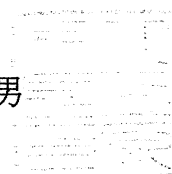
記

報告第10号 平成26年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

27小笠原総第813号
平成27年8月31日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成27年第3回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

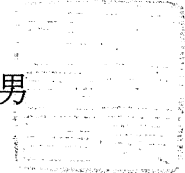
記

- | | |
|--------|--|
| 議案第41号 | 小笠原村事務手数料条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第42号 | 小笠原村特定個人情報保護条例（案） |
| 議案第43号 | 小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第44号 | 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第45号 | 中ノ平自立支援農業団地条例の一部を改正する条例（案） |
| 議案第46号 | 平成27年度小笠原村一般会計補正予算（第2号）（案） |
| 議案第47号 | 平成27年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案） |
| 議案第48号 | 平成27年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案） |
| 議案第49号 | 平成27年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案） |
| 議案第50号 | 平成27年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案） |
| 議案第51号 | 平成27年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）（案） |
| 議案第52号 | 平成27年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案） |
| 議案第53号 | 平成27年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案） |

27小笠原総第854号
平成27年9月8日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



議案の送付について

平成27年第3回小笠原村議会定例会に提出するため、下記議案を送付します。

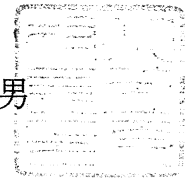
記

議案第54号 村道改修工事（大神宮線）その1請負契約の締結について（案）

27小笠原総第814号
平成27年8月31日

小笠原村議会議長
池 田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



同意案件の送付について

平成27年第3回小笠原村議会定例会に提出するため、下記同意案件を送付します。

記

- | | |
|-------|-----------------------|
| 同意第3号 | 小笠原村副村長の選任の同意（案） |
| 同意第4号 | 小笠原村教育委員会教育長の任命の同意（案） |

27 小笠原議第 101 号
平成 27 年 8 月 24 日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村議会
議長 池 田 望

説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年第 3 回小笠原村議会定例会に平成 27 年 1 月 8 日付 26 小笠原総第 1691 号及び 26 小笠原総第 1692 号、平成 27 年 4 月 1 日付 27 小笠原総第 67 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

記

1. 開催日時 平成 27 年 9 月 8 日(火) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

27 小笠原議第 101 号
平成 27 年 8 月 24 日

小笠原村教育委員会
教育長 伊 藤 直 樹 殿

小笠原村議会
議長 池 田 望

説明員の出席要求について

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年第 3 回小笠原村議会定例会に平成 27 年 1 月 5 日付 26 小笠原教第 521 号及び平成 27 年 4 月 1 日付 27 小笠原教第 57 号により通知された説明員の出席を求めます。なお、開催日時は、下記のとおりです。

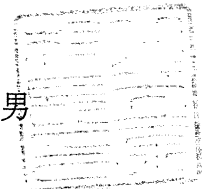
記

1. 開催日時 平成 27 年 9 月 8 日(火) 午前 10 時
2. 開催場所 小笠原村議会議事堂

27小笠原総第801号
平成27年8月27日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



説明員の出席について（回答）

平成27年8月24日付27小笠原議第101号により要求のありました平成27年第3回村議会定例会説明員の出欠席につきましては、下記のとおりです。

記

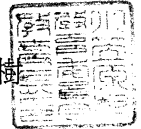
出 席

村 長	森 下 一 男
副村長	石 田 和 彦
総務課長	渋谷 正 昭
総務課副参事	鈴木 敏 之
総務課企画政策室長	樋 口 博
財政課長	江 尻 康 弘
村民課長	村 井 達 人
医療課長	佐々木 英 樹
産業観光課長	牛 島 康 博
環境課長	深 谷 雪 雄
建設水道課長	篠 田 千鶴男
母島支所長	湯 村 義 夫
出納課長	菊 池 元 弘

27小笠原教第297号
平成27年8月24日

小笠原村議会
議長 池田 望 殿

小笠原村教育委員会
教育長 伊 藤 直 樹



説明員の出席について（定例会）

平成27年8月24日付27小笠原議第101号により要求のありました説明員については、以下のとおりです。

記

出 席 教育長 伊藤 直樹

出 席 教育課長 大津 源

27小笠原総第847号
平成27年9月7日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原村長
森 下 一 男



平成26年度小笠原村各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条の規定により、下記のとおり送付します。

記

- 1 平成26年度決算審査意見書
- 2 平成26年度小笠原村各会計歳入歳出決算書
 - 認定第1号 平成26年度小笠原村一般会計歳入歳出決算書
 - 認定第2号 平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第3号 平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第4号 平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第5号 平成26年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第6号 平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第7号 平成26年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第8号 平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算書
 - 認定第9号 平成26年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 3 平成26年度小笠原村各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 4 平成26年度小笠原村実質収支に関する調書
- 5 平成26年度小笠原村財産に関する調書
- 6 平成26年度小笠原村決算概要 主要な施策の成果報告書

平成 26 年度決算特別委員会設置に関する動議

別紙の要綱（案）に基づき、平成 26 年度決算特別委員会を設置されたい。

平成 27 年 9 月 9 日

提出者 小笠原村議会議員

一木重夫



平成 26 年度決算特別委員会設置要綱（案）

1. 名 称

平成 26 年度決算特別委員会

2. 設置根拠

小笠原村議会委員会条例第 5 条

3. 目 的

平成 26 年度小笠原村各会計歳入歳出決算について、その行政効果、財政構造等を大局的に見地から決算審査を行う。

4. 委員の組織

委員は 6 名とし、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

平成 26 年度決算特別委員会名簿

委 員 佐々木幸美

委 員 稲垣 勇

委 員 杉田一男

委 員 一木重夫

委 員 安藤重行

委 員 清水良一

閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要すると決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 本会議の会期日程等議会の運営に関する事項

平成 27 年 9 月 3 日

議会運営委員会
委員長 稲垣 勇



小笠原村議会議長
池田 望 殿

平成 27 年 9 月 9 日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

総務委員会
委員長 佐々木幸美



閉会中の継続調査申出

本委員会は、下記の所管事務について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

1 事 件 特定事件継続調査事項にかかる事件

特定事件継続調査事項表

総務委員会

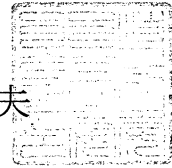
1. 村政全般

総合計画について
財政について
社会福祉について
保健衛生について
環境衛生について
防災について
教育について
農林水産業について
商工観光業について
環境保全について
土木建築について
上下水道事業について
宅地造成事業について
その他

平成 27 年 9 月 9 日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

小笠原空港開設推進特別委員会
委員長 一木重夫



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

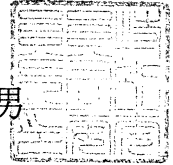
記

1 事 件 小笠原空港開設の推進について

平成 27 年 9 月 9 日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

硫黄島調査特別委員会
委員長 杉田一男



閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 硫黄島についての総合的な調査・研究

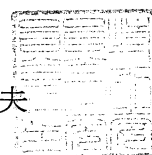
平成 26 年度 決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された平成 26 年度各会計歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

平成 27 年 9 月 18 日

平成 26 年度決算特別委員会

委員長 一木重夫



小笠原村議会議長 池田 望 殿

1. 件 名

認定番号	件 名	審査結果
1	平成 26 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算	認 定
2	平成 26 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算	認 定
3	平成 26 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算	認 定
4	平成 26 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算	認 定
5	平成 26 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算	認 定
6	平成 26 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算	認 定
7	平成 26 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算	認 定
8	平成 26 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算	認 定
9	平成 26 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	認 定

2. 意 見

平成 26 年度決算は、これまでの村債の任意繰上償還の効果が表れて、実質公債費比率は昨年度に引き続き下がっております。今後とも、将来の財政負担を慎重に分析しつつ、健全な財政運営に努められたい。なお、個別具体的に指摘、要望のあった次の点について、必要な見直しをされたい。

1. 税負担の公平性を期するため、今後も創意工夫をされ、高い徴収率を維持されたい。
2. 経費削減、環境意識向上のため、村有施設の光熱水費の更なる節約に努められたい。
3. 現在、夜間急患搬送の都度、照明設備を自衛隊基地のヘリポートに設置しているが、当村を取り巻く環境の変化等も踏まえて、そのあり方について検証されたい。
4. 村立学校の補食給食は、地元産品を取り入れるなど内容について工夫されたい。また、特別支援教育において、支援員の役割は大きく、その配置の充実を図られたい。

その他、本委員会での指摘事項、また、監査委員の決算審査意見を踏まえて、なお一層、効率的な行財政運営に努力されたい。

議 案 の 部

報告第 9 号

出資法人の経営状況について

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、議会に報告する必要があるため。

出資法人等経営状況報告書

1 法人の概要

- (1) 名 称 小笠原ラム・リキュール（株）
 (2) 目 的 ラム酒、パッション・リキュール等の製造・販売により、
 地域産業の振興及び村の活性化を図るため。
 (3) 設立年月日 平成元年12月1日
 (4) 資 本 金 20,000,000円（うち小笠原村18,500,000円 92.5%）
 (5) 役 員 取締役 3名 監査役 1名 代表取締役 森 下 一 男
 (6) 事 務 所 東京都小笠原村父島字西町

2 平成26年度事業概要

平成26年度（第26期）の販売成績及び売上高は次のとおりです。

・販売成績

	大 瓶	前期比	小 瓶	前期比	大瓶+小瓶	前期比
ラム酒	2,069 本	△265 本 △11.4%	4,963 本	△372 本 △7.0%	7,032 本	△637 本 △8.3%
無人酒	13 本	13 本	900 本	900 本	913 本	913 本
パッション・リ キュール	1,430 本	△243 本 △14.5%	3,128 本	△1,561 本 △33.3%	4,558 本	△1,804 本 △28.4%
合 計	3,512 本	△495 本 △12.4%	8,991 本	△1,033 本 △10.3%	12,503 本	△1,528 本 △10.9%
ラム酒 量り売り	180 L	△30 L △14.3%	輸出用 ラム酒	30 本		

・売上高

	前 期	今 期	前期比（割合）
ラム酒	7,383,570 円	7,740,150 円	356,580 円（ 4.8%）
無人酒	0 円	1,296,000 円	1,296,000 円（皆 増）
パッション・リキュール	6,125,250 円	4,957,450 円	△1,167,800 円（△19.1%）
2 本箱及び送料	152,894 円	140,913 円	△11,981 円（△7.8%）
合 計	13,661,714 円	14,134,513 円	472,799 円（ 3.5%）

*販売数は減少しましたが、消費税増税及び母島観光協会の海底熟成ラム試験事業により売上高は472,799円の増となりました。

3 平成26年度決算書

(1) 貸借対照表(平成27年3月31日現在)

(単位:円)

資本の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	25,367,530	I 流動負債	2,635,131
1 現金・預金	9,474,554	1 未払金	2,390,233
2 売掛金	4,632,100	2 預り金	244,898
3 製品	65,959		
4 原材料	231,185	II 固定負債	6,394,110
5 半製品	7,693,616	1 長期借入金	6,394,110
6 貯蔵品	2,184,910		
7 未収入金	1,085,206	III 資本の部	16,604,276
II 固定資産	265,987	1 資本金	20,000,000
1 有形固定資産	11,773	2 剰余金(欠損金)	△3,395,724
2 無形固定資産	254,214		
合計	25,633,517	合計	25,633,517

(2) 損益計算書(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 営業損益の部		III 税引前当期利益	4,430,852
1 営業収入	14,134,513		
2 売上原価	7,174,716	IV 当期利益	4,430,852
3 期末製品棚卸高	65,959		
4 販売費及一般管理費	3,034,274	V 前期繰越損失	△7,826,576
5 営業利益	3,991,482		
II 営業外損益の部		VI 当期末処分損失	△3,395,724
1 営業外収益	842,547		
2 営業外費用	403,177		
3 経常利益	4,430,852		

* この結果として、当期純利益は4,430,852円になりました。

(3) 剰余金計算書

前期繰越損失 △7,826,576円

当期利益 4,430,852円

当期末処理損失 △3,395,724円

* 前期繰越損失額に当期利益を加え、当期末処理損失額は△3,395,724円になりました。

(4) 損失処分計算書

次期繰越損失 △3,395,724円

4 平成27年度計画

(1) 事業計画

① 新商品の「無人酒25°」の小売店向け販売を開始する。

26年中に仕込んだ25度のラム酒の小売店販売を開始いたします。27期については村内のみに販売し、売れ行きの動向を確かめながら、内地向け販売は仲卸価格を設定することにより、仲卸業者への販売を実現し、これまでになかった内地での新規販路の開拓を目指す。

②内地向け販売促進の強化

内地で経費がかからないイベントなどには積極的に参加する。

引き続き麻布十番祭りには商品を出荷して、知名度の向上に努める。

③ 島民からも愛される地酒を目指す。

ア 村内イベント時（サマーフェスティバル・年末年始・その他来島団体の歓迎イベント等）での試飲を積極的に行う。

イ 量り売りの売り込みを強化して村内飲食店に幅広く置いてもらい、島民が口にする機会を増やして行く。これまでのラム酒に対する島民感情の払拭に努める。

④ 予算

営業損益の部

営業収益

売上高	ラム酒	9,000,000円・・・①
	ハッソン・リキュール	7,000,000円・・・②
	計 ①+②	16,000,000円・・・③

営業費用

売上原価	9,000,000円・・・④
販売費及び一般管理費	4,300,000円・・・⑤
計 ④+⑤	13,300,000円・・・⑥

営業利益	③-⑥	2,700,000円・・・⑦
------	-----	----------------

営業外損益の部

営業外収益	0円・・・⑧
-------	--------

営業外費用	500,000円・・・⑨
-------	--------------

営業外利益（損失）	⑧-⑨	△500,000円・・・⑩
-----------	-----	---------------

経常利益（当期利益）	⑦+⑩	2,200,000円・・・⑪
------------	-----	----------------

前期繰越利益（損失）	△3,395,724円・・・⑫
------------	-----------------

当期末未処分利益（損失）	⑪+⑫	△1,195,724円・・・⑬
--------------	-----	-----------------

報告第 10 号

平成 26 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

上記について監査委員の意見を付けて報告する。

平成 27 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、議会に報告する必要があるため。

平成26年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書

＜健全化判断比率＞

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	12.7 (25.0)	— (350.0)

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率については、一般会計等及び公営事業会計ともに赤字ではなかったため「—」としている。

※ 将来負担比率は、将来負担しなければならない実質的な負担額が、収入が見込める額よりも少ないために「—」としている。

※ 表中（ ）は早期健全化基準であり、基準を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられる。

＜資金不足比率＞

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
簡易水道事業特別会計	—
浄化槽事業特別会計	—

27 小笠原監第 14 号
平成 27 年 9 月 4 日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村代表監査委員 稲垣直彦

小 笠 原 村 監 査 委 員 鯉江 満

平成 26 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率審査について
(意見書)

平成 27 年 8 月 18 日付 27 小笠原総第 757 号で審査に付された、平成 26 年度決算に係る小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 26 年度小笠原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1. 審査の対象

平成 26 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2. 審査の期間

平成 27 年 8 月 25 日(火)

3. 審査の要領

審査に当たっては、提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認し、更に、これらの書類の計数が正確に表示されているか、決算書の数値等と照合を行った。

4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

【健全化判断比率】

(単位: %)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	—	15	20
連結実質赤字比率	—	—	20	30
実質公債費比率	12.7	14.1	25	35
将来負担比率	— ※	— ※	350	

※将来負担比率は、将来負担しなければならない実質的な負担額が、収入が見込める額よりも少なかったため、「—」となっている。

【資金不足比率】

(単位:%)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	経営健全化 基 準
簡易水道事業特別会計	—	—	20
浄化槽事業特別会計	—	—	20

(2) 個別意見

◇実質赤字比率について

平成 26 年度においては、実質赤字比率は発生していない。

◇連結実質赤字比率について

平成 26 年度においては、連結実質赤字比率は発生していない。

◇実質公債費比率について

平成 26 年度の実質公債費比率は、前年度より 1.4 ポイント下がり、12.7%と算出され、早期健全化基準(25%)、財政再生基準(35%)を下回っている。

◇将来負担比率について

平成 26 年度の将来負担比率は発生していない。

◇資金不足比率について

平成 26 年度の資金不足比率は、簡易水道事業特別会計及び浄化槽事業特別会計とも発生していない。

(3) その他

実質公債費比率が下がった要因は、平成 25 年度に引き続き村債の任意繰上償還が行われたことによる。今後は、父・母両島の児童福祉施設の整備、ごみ処理施設の整備、小笠原小中学校の整備も計画されていて、それに伴う新たな起債で、実質公債費比率が再度上昇傾向に転じないように、将来を見据えた健全な財政運営に努められたい。

議案第 4 1 号

小笠原村事務手数料条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）が、平成 2 7 年 1 0 月 5 日に施行されることに伴い、通知カード、個人番号カードの発行手数料等を定める必要が生じたため。

小笠原村事務手数料条例の一部を改正する条例（案）

第1条 小笠原村事務手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表2、番号3、区分その他、住民基本台帳カードの交付の項の次に次のように加える。

通知カードの交付	1件 500円
----------	---------

第2条 小笠原村事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表2、番号3、区分その他中、住民基本台帳カードの交付の項を削り、道路区域証明願の項の前に次のように加える。

個人番号カードの交付	1件 800円
------------	---------

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の小笠原村事務手数料条例第3条の規定にかかわらず、当分の間、個人番号カードの交付を受けようとする者に対する最初の交付に係る手数料は徴収しない。

議案第 4 2 号

小笠原村特定個人情報保護条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

小笠原村における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに小笠原村が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いを図るため、本条例を制定する。

小笠原村特定個人情報保護条例（案）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、小笠原村（以下「村」という。）における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに小笠原村が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって個人の権利利益の保護を図るとともに、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 小笠原村個人情報保護条例（平成 17 年条例第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する実施機関
- （2）本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 6 項に規定する本人
- （3）特定個人情報 番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報
- （4）保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（文書、図画及び電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。）
- （5）特定個人情報ファイル 番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイル
- （6）情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報

第 2 章 特定個人情報の取扱い

（特定個人情報の収集等の制限）

第 3 条 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管し

てはならないものとする。

(特定個人情報の保有の制限等)

第4条 実施機関は、特定個人情報を保有するに当たっては、番号法又は条例の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の特定個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有特定個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 実施機関は、保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、特定個人情報の取扱いの委託を受けた

者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第 8 条 特定個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は特定個人情報の取扱いの委託を受けた者の当該受託に係る業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第 9 条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。ただし、当該実施機関が保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第 10 条 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないものとする。

第 3 章 開示、訂正及び利用停止

第 1 節 開示

（開示請求権）

第 11 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手續）

第 12 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以

下「開示請求書」という。)を当該開示請求に係る保有特定個人情報保有している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有特定個人情報記録されている文書の名称その他の開示請求に係る保有特定個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有特定個人情報の開示義務）

第13条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第11条第2項の規定により代理人による開示請求がなされた場合にあつては、当該本人をいう。次号及び次条第2項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外特定の個人を識別する

ことはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（3）開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（部分開示）

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有特定個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を

除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有特定個人情報を開示することができる。

（保有特定個人情報の存否に関する情報）

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有特定個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有特定個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第18条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19条 開示請求に係る保有特定個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有特定個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有特定個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 開示請求に係る保有特定個人情報に実施機関及び開示請求者以外の者(以下この条、第37条及び第38条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えないなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第13条第2号ロに規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有特定個人情報を第15条の規定により開示しようとするとき。
- (3) 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（第36条及び第37条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第21条 保有特定個人情報の開示は、当該保有特定個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有特定個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有特定個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 開示決定に基づき保有特定個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の規則で定める事項を申し出なければならない。

(手数料等)

第22条 保有特定個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求者が、写しの交付又は送付による保有特定個人情報の開示を求めたときは、当該保有特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用は、規則で定めるところ

ろにより、当該開示請求者の負担とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第23条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限る。）の内容が事実でないと思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有特定個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

(訂正請求の手續)

第24条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日
その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有特定個人情報の訂正義務)

第25条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第 26 条 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有特定個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第 27 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 24 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第 28 条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有特定個人情報の提供先等への通知)

第 29 条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第30条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(開示決定に基づき開示を受けた保有特定個人情報に限るものとし、情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 次のイからホまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

イ 実施機関により適法に取得されたものでないとき

ロ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき

ハ 第9条の規定に違反して利用されているとき

ニ 第3条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき

ホ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき

(2) 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(利用停止請求の手続)

第31条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有特定個人情報の開示を受けた日その他当該保有特定個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用

停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有特定個人情報（本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有特定個人情報の利用停止義務）

- 第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

- 第33条 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

- 第34条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞な

く、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第35条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第4節 不服申立て

(審査会への諮問)

第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、小笠原村情報公開条例（平成14年条例第24号。以下「情報公開条例」という。）第15条第1項に規定する小笠原村情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有特定個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立

てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第 37 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第 38 条 第 20 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有特定個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対する意思を表示している場合に限る。）

第 4 章 雑則

(適用除外等)

第 39 条 小笠原村個人情報保護条例の規定は、実施機関における特定個人情報の取扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。

2 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る特定個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 40 条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止

請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該保有特定個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行おうとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

第 4 1 条 実施機関は、実施機関における特定個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（委任）

第 4 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行する。

議案第 43 号

小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

小笠原村情報公開審査会の所掌事務に、特定個人情報保護条例に基づく不服申し立ての審査事項を追加するため。

小笠原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）

小笠原村情報公開条例（平成１４年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中、「小笠原村個人情報保護条例（平成１７年条例第７号）第２３条」の次に「及び小笠原村特定個人情報保護条例（平成２７年条例第▼号）第３６条」を加える。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成２７年１０月５日から施行する。

議案第 4 4 号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

職員が心身の故障による休職から復職後、1 年以内に同一の疾病により再度休職となる場合に、休職期間を通算する規定を設ける必要があるため。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条中「及び」を「、」に、「、第4項」を「及び第4項」に改め、「職員の意に反する」の前に「、」を加える。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、休職の処分を受けた職員が第6条の規定による復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病と同一の疾病により休職の処分を受けるときのその者の休職期間は、当該復職前の休職期間を通算して3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、当該復職前の休職期間が更新されている場合にあっては、更新前の休職の開始の日（更新が2回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日）から休職期間を通算するものとし、通算した期間が3年に満たない場合においては、休職期間を通算して3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第6条第1項中「第4条第1項」の次に「、第2項」を加え、「第3項」を「第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の分限に関する条例第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに休職の処分を受け、又は新たに休職期間を更新する処分を受けた者に対して適用する。この場合において、施行の日前に受けた休職の処分又は休職期間を更新する処分による休職期間は、同項の休職期間に通算しないものとする。

議案第 4 5 号

中ノ平自立支援農業団地条例の一部を改正する条例（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

中ノ平自立支援農業団地の就農許可について、就農の許可の期間が満了した者及び就農を辞退した者に対し、新たに就農を許可することができる規定を追加するため。

中ノ平自立支援農業団地条例の一部を改正する条例（案）

中ノ平自立支援農業団地条例（平成13年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 5 村長は、第2項の規定による就農の許可の期間が満了した者及び前項の規定による就農を辞退した者に対し、新たに就農を許可することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 6 号

平成 2 7 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 2 号)

(別紙)

平成 27 年度小笠原村
一般会計補正予算
予算 算 総 則

平成 27 年度小笠原村一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 176,379 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,513,097 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 27 年 9 月 8 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10. 地 方 特 例 交 付 金		326	291	617
	1. 地 方 特 例 交 付 金	326	291	617
11. 地 方 交 付 税		1,364,462	140,310	1,504,772
	1. 地 方 交 付 税	1,364,462	140,310	1,504,772
15. 国 庫 支 出 金		280,243	28,584	308,827
	2. 国 庫 補 助 金	222,559	28,584	251,143
16. 都 支 出 金		1,078,821	9,757	1,088,578
	2. 都 補 助 金	997,068	9,757	1,006,825
19. 繰 入 金		399,193	△51,147	348,046
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	4,758	2,722	7,480
	2. 基 金 繰 入 金	394,435	△53,869	340,566
20. 繰 越 金		16,035	34,474	50,509
	1. 繰 越 金	16,035	34,474	50,509
22. 村 債		94,900	14,110	109,010
	1. 村 債	94,900	14,110	109,010
歳 入 合 計		4,336,718	176,379	4,513,097

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 総 務 費		1,172,501	2,411	1,174,912
	01. 総 務 管 理 費	1,068,226	93	1,068,319
	03. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	54,492	2,318	56,810
03. 民 生 費		633,038	47,689	680,727
	01. 社 会 福 祉 費	408,181	47,689	455,870
04. 衛 生 費		981,116	16,766	997,882
	01. 保 健 衛 生 費	597,000	1,834	598,834
	02. 清 掃 費	333,417	15,539	348,956
	03. 上 水 道 費	50,699	△607	50,092
05. 農 林 水 産 業 費		292,811	8,213	301,024
	02. 水 産 業 費	229,498	8,213	237,711
07. 土 木 費		150,239	36,295	186,534
	02. 道 路 橋 り ょ う 費	114,813	36,145	150,958
	03. 河 川 費	3,229	150	3,379
09. 教 育 費		342,412	22,427	364,839
	02. 小 学 校 費	90,506	460	90,966
	04. 社 会 教 育 費	34,097	21,167	55,264
	05. 保 健 体 育 費	99,447	800	100,247
12. 諸 支 出 金		61,408	42,578	103,986
	01. 基 金 費	58,949	37,196	96,145
	02. 諸 費	2,459	5,382	7,841
歳 出 合 計		4,336,718	176,379	4,513,097

第2表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1	臨時財政対策債	千円 94,900	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	千円 100,710	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による
2	道路整備債	0	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	8,300	証書借入	年4%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第 4 7 号

平成 2 7 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 7 年 度 小 笠 原 村

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

(別紙)

平成 27 年度 小笠原村
国民健康保険特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 104,255 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 375,991 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 8 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
9. 共 同 事 業 交 付 金		39,164	58,853	98,017
	1. 共 同 事 業 交 付 金	39,164	58,853	98,017
11. 繰 入 金		22,078	43,901	65,979
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	22,078	43,901	65,979
12. 繰 越 金		501	1,501	2,002
	1. 繰 越 金	501	1,501	2,002
歳 入 合 計		271,736	104,255	375,991

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		6,433	454	6,887
	01. 総 務 管 理 費	6,363	454	6,817
02. 保 険 給 付 費		147,618	19,642	167,260
	01. 療 養 諸 費	126,121	19,642	145,763
03. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		39,125	20,717	59,842
	01. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	39,125	20,717	59,842
07. 共 同 事 業 拠 出 金		44,603	61,915	106,518
	01. 共 同 事 業 拠 出 金	44,603	61,915	106,518
09. 諸 支 出 金		304	1,527	1,831
	01. 償 還 金 及 還 付 金	303	26	329
	02. 繰 出 金	1	1,501	1,502
合 計		271,736	104,255	375,991

議案第 48 号

平成 27 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 7 年 度 小 笠 原 村

簡易水道事業特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成 27 年度 小笠原村
簡易水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額からそれぞれ 27,565 千円 を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 290,160 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 27 年 9 月 8 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		75,771	△13,887	61,884
	1. 国 庫 補 助 金	75,771	△13,887	61,884
4. 都 支 出 金		33,343	△7,880	25,463
	1. 都 補 助 金	33,343	△7,880	25,463
6. 繰 入 金		75,395	△607	74,788
	1. 繰 入 金	75,395	△607	74,788
7. 繰 越 金		1	209	210
	1. 繰 越 金	1	209	210
9. 村 債		38,100	△5,400	32,700
	1. 村 債	38,100	△5,400	32,700
歳 入 合 計		317,725	△27,565	290,160

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 建 設 改 良 費		151,542	△27,774	123,768
	01. 建 設 改 良 費	151,542	△27,774	123,768
04. 諸 支 出 金		32	209	241
	01. 基 金 費	32	209	241
合 計		317,725	△27,565	290,160

第2表 地 方 債 補 正

起 債 の 目 的		補 正 前				補 正 後			
		限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1	簡易水道事業整備債	千円		年4%以内		千円		年4%以内	
		38,100	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による	32,700	証書借入	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、東京都、その他の金融機関について、その融資条件による

議案第 49 号

平成 27 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 7 年 度 小 笠 原 村

宅地造成事業特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成 27 年度 小笠原村
宅地造成事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 591 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9,410 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 8 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 繰 越 金		1	591	592
	1. 繰 越 金	1	591	592
合 計		8,819	591	9,410

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		3,967	295	4,262
	01. 総 務 管 理 費	3,967	295	4,262
02. 諸 支 出 金		4,752	296	5,048
	01. 繰 出 金	4,752	296	5,048
合 計		8,819	591	9,410

議案第 5 0 号

平成 2 7 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算
（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村

介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成 27 年度 小笠原村
介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第 1 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6,342 千円 を追加し、歳入歳出予算
の総額をそれぞれ 78,732 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 8 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
4. 支 払 基 金 交 付 金		17,139	264	17,403
	1. 支 払 基 金 交 付 金	17,139	264	17,403
5. 都 支 出 金		8,469	373	8,842
	1. 都 負 担 金	8,348	373	8,721
9. 繰 越 金		100	5,705	5,805
	1. 繰 越 金	100	5,705	5,805
歳 入 合 計		72,390	6,342	78,732

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
02. 保 險 給 付 費		60,758	639	61,397
	01. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	60,758	639	61,397
05. 基 金 積 立 金		5	5,129	5,134
	01. 基 金 積 立 金	5	5,129	5,134
06. 諸 支 出 金		105	574	679
	01. 償 還 金 及 還 付 金	103	574	677
歳 出 合 計		72,390	6,342	78,732

議案第 5 1 号

平成 2 7 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計
補正予算（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平成 2 7 年 度 小 笠 原 村

介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成 27 年度 小笠原村
介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算
(第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 791 千円 を追加し、歳入歳出予算の
総額をそれぞれ 172,735 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 8 日

小笠原村長 森 下 一 男

(単位：千円)

– 90 –

議案第 5 2 号

平成 2 7 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村

下水道事業特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成 27 年度 小笠原村
下水道事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 12,647 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 223,018 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 8 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 繰 入 金		122,854	12,539	135,393
	1. 繰 入 金	122,854	12,539	135,393
7. 繰 越 金		1	108	109
	1. 繰 越 金	1	108	109
歳 入 合 計		210,371	12,647	223,018

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
01. 総 務 費		97,400	12,539	109,939
	01. 総 務 管 理 費	97,400	12,539	109,939
05. 諸 支 出 金		1	108	109
	01. 繰 出 金	1	108	109
歳 出 合 計		210,371	12,647	223,018

議案第 53 号

平成 27 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

平 成 2 7 年 度 小 笠 原 村

浄化槽事業特別会計補正予算

(第 1 号)

(別紙)

平成 27 年度 小笠原村
浄化槽事業特別会計補正予算
予 算 総 則

平成 27 年度小笠原村浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 26 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21,662 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 9 月 8 日

小笠原村長 森 下 一 男

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6. 繰越金		1	26	27
	1. 繰越金	1	26	27
歳入合計		21,636	26	21,662

(単位：千円)

– 1 0 1 –

議案第 5 4 号

村道改修工事（大神宮線）その 1 請負契約の締結について（案）

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 4 年条例第 2 4 号）第 2 条の規定により、議会の議決に付す必要があるため。

道路改修工事（大神宮線）その１請負契約の締結について（案）

道路改修工事（大神宮線）その１施工のため次のとおり工事請負契約を締結する。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の２割以内において変更することができる。

記

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 村道改修のため |
| 2 | 契約件名 | 道路改修工事（大神宮線）その１ |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 68,364,000 円 |
| 5 | 契約の相手 | 大昭産業株式会社
代表取締役 沖山 誓一 |

契 約 資 料

1. 件 名 道路改修工事（大神宮線）その1
 2. 工 事 場 所 東京都小笠原村父島字清瀬 地内
 3. 工 期 平成28年2月24日
 4. 工 事 概 要 施工延長 100.8m
 5. 契約の相手 大昭産業株式会社
代表取締役 沖山 誓一
 6. 契 約 金 額 68,364,000 円
 7. 入 札 経 過
- (1) 入札日 平成27年9月7日

- (2) 指名業者 4 業者
- 大昭産業株式会社
杉田建設興業株式会社
三徳建設株式会社
日章建設株式会社

(3) 入札結果

第1回入札	
大昭産業株式会社	63,300,000 円 落札
杉田建設興業株式会社	63,700,000 円
三徳建設株式会社	64,500,000 円
日章建設株式会社	無効（工事内訳書未提出のため）

(注) 本件入札金額は、消費税抜きの金額である。
本件入札に係る申込金額は、上記に記載してある金額に100分の8に相当する金額を加算したものである。

認定第1号

平成26年度小笠原村一般会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成27年9月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第2号

平成26年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成27年9月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第3号

平成26年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成27年9月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第4号

平成26年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成27年9月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第5号

平成26年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出
決算の認定について

上記について認定されたい。

平成27年9月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第6号

平成26年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計
歳入歳出決算の認定について

上記について認定されたい。

平成27年9月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第7号

平成26年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

上記について認定されたい。

平成27年9月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第8号

平成26年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

上記について認定されたい。

平成27年9月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

認定第9号

平成26年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

上記について認定されたい。

平成27年9月8日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

同意第 3 号

小笠原村副村長の選任の同意について

上記について同意されたい。

平成 2 7 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定に基づき、小笠原村副村長の選任につき、議会の同意を得る必要があるため。

小笠原村副村長の選任の同意について

地方自治法第162条の規定に基づき、下記のとおり選任する。

記

氏 名	渋谷 正 昭
住 所	小笠原村父島字清瀬清瀬職住8－303
生年月日	昭和32年9月4日
略 歴	昭和58年 4月 小笠原村職員
	平成 7年 4月 小笠原村企画財政課副参事
	平成10年 4月 小笠原村総務課副参事
	平成16年 4月 小笠原村総務課長
	平成21年 4月 小笠原村産業観光課長
	平成26年 4月 小笠原村総務課長

同意第 4 号

小笠原村教育委員会教育長の任命の同意について

上記について同意されたい。

平成 27 年 9 月 8 日

提出者 小笠原村長 森 下 一 男

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、小笠原村教育委員会教育長の任命につき、議会の同意を得る必要があるため。

小笠原村教育委員会教育長の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、
下記のとおり任命する。

記

氏 名	松 本 隆
住 所	東京都目黒区青葉台4-6-17-1005
生年月日	昭和24年12月2日
略 歴	昭和48年4月 東京都公立学校教諭 平成13年4月 都立忠生高等学校校長 平成17年4月 都立狛江高等学校校長 平成19年4月 都立小笠原高等学校校長 平成22年3月 定年退職

発議第 2 号

平成 27 年 9 月 8 日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

提出者 小笠原村議会議員

佐々木 幸美
稲垣 義
和田 一男
一木 重夫
鈴江 満
安藤 重行
清水 良一

地方税財源の拡充に関する意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

(提案理由)

国に対し、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充に取り組むよう求めるため、本案を提出する。

地方税財源の拡充に関する意見書(案)

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を継続するとともに、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10パーセントへの引上げ時には、これをさらに進めることとした。また、6月末に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても、「地方の税収増が見込まれる中、『税制抜本改革法』を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずる」とされており、法人住民税の国税化の更なる拡大や他の偏在是正措置の導入の可能性が危惧される。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。

現在、小笠原村には、医療・高齢者入居施設の確保、運営、子育て環境の整備、国の特別措置法のもと復興・振興開発事業により整備を進めてきた生活・産業基盤施設の維持・更新、防災力の強化など、膨大な財政需要が存在している。

地方自治体が、こうした多岐にわたる課題に適切に対応し、充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。

よって、小笠原村議会は、国会及び政府に対し、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元するとともに、不合理な偏在是正措置を新たに導入することなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月9日

小笠原村議会議長 池田 望

衆議院議長	参議院議長	院内総務	院議事総務	議長	宛て
内閣総務大臣	総務大臣	議事総務大臣	院議事総務大臣	議長	
社会保障・税一体改革担当大臣	経済財政政策担当大臣	地方創生担当大臣		議長	
				議長	
				議長	

発議第 3 号

平成 27 年 9 月 8 日

小笠原村議会議長

池田 望 殿

提出者 小笠原村議会議員

清水 良一 

安保法制に関する意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

(提案理由)

現在国会で議論されている安保法制に関する法案は、当村が宣言している不戦と恒久平和を守られない恐れがあるためより慎重な審議を求める。

安保法制に関する意見書(案)

2015年5月15日、内閣において国会に提出された平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案については、日本国憲法の立憲主義の基本理念並びに、憲法9条などの恒久平和主義と平和的生存権の保障及び国民主権の基本原則に違反し、違憲である可能性がある。

私達小笠原に住むものは、この島の生い立ちが物語っているように、先人達が築き上げた文化、歴史を分断した強制疎開。太平洋戦争の最大の激戦地そして玉砕の島「硫黄島」では、数万の日米の兵隊及び日本の罪のない一般村民の多くが死んでいる。未だ御遺骨の収集さえままならないまま、戦後70年を今年迎えることになった。御遺族が高齢化する中にありながら、いまだ戦争が終わっていないというのが現状である。

平成7年8月15日小笠原村は「小笠原村平和都市宣言」を宣言した。その中に「不戦と恒久平和を誓い、豊かな自然を後世に残すために、小笠原村が平和都市であり、また、その使命を全うすることを宣言する。」と結んでいる。小笠原村民はこのことを大切にしてきた。

今 国会に提出された二法案は、国民世論の反対が60%にもなり、日に日に国会議事堂前の反対集会が増す状況を、日夜報道されている。

国会での議論を聞くにつれ、その法案が本当に抑止力となるのか、とても懸念を感じざるを得ない。

今後米国を中心とする他の国の戦争に巻き込まれることが、確実となってしまうかねない危険も十分にあることを担当大臣の意見からも伺い取れることとなり、危惧を懸念している。ひとたび戦争になれば、国境離島である当村は確実に軍事基地となり、不幸な70年前の戦争の繰り返しになることを強く懸念している。

小笠原村は、武力にたよらない日本らしい支援の方法を模索し、あらゆる手段で世界平和への道を築き上げていくことこそが、日本の役割であると願うものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月9日

小笠原村議会議長

池田 望

衆議院議長	大島理森	宛て
参議院議員	山崎正昭	
内閣総理大臣	安倍晋三	
安全保障法制担当大臣	中谷 元	
外務大臣	岸田文雄	
内閣官房長官	菅 義偉	

発議第 4 号

平成 27 年 9 月 8 日

小笠原村議会議長
池田 望 殿

提出者 小笠原村議会議員

一木重夫 

今国会で平和安全法制の成立を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

（提案理由）

切れ目のない平和安全法制は、中国密漁船問題等のグレーゾーン事態、及び島しょ防衛等への対処をする上で極めて重要である。平和安全法制の今国会での成立を図るよう強く求めるために、本議案を提出する。

今国会で平和安全法制の成立を求める意見書（案）

安倍内閣は５月１４日に平和安全法制について閣議決定を行い国会に提出した。わが国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しており、国民の命と平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務である。

特に小笠原村においては昨年、２００隻を超える中国漁船が領海侵犯を繰り返した。国境離島である小笠原村はもちろん、わが国の安全を確保していくには、日米間の安全保障・防衛協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、その上で、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要である。これにより、争いを未然に防ぐ力、つまり抑止力を高めることができる。

切れ目のない平和安全法制を整えることにより、「わが国の平和と安全」及び「国際社会の平和と安全」を、より一層確保できるようになり、小笠原海域における中国密漁船の領海侵犯がエスカレートし、武装船による民間船への攻撃といったグレーゾーンの事態から、わが国に対する直接の武力攻撃に至るまで、切れ目のない対応が可能となる。また、わが国の平和と安全のためには、国際社会の平和と安全も重要であり、これまでのわが国の役割を拡大し、国際社会の一員として責任ある貢献をしていく必要がある。平和安全法制の成立により国際的な平和協力活動に更なる貢献をすることが可能となる。

よって、政府及び国会におかれては自衛隊法をはじめとする関係法制と一体的に審議を進め、国会審議のなかで国民の理解を得る努力を図り、必要な審議が尽くされた際には、平和安全法制の今国会での成立を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 日

小笠原村議会議長
池田 望

衆 議 院 議 長	大島理森	宛て
参 議 院 議 長	山崎正昭	
内 閣 総 理 大 臣	安倍晋三	
安全保障法制担当大臣	中谷 元	
外 務 大 臣	岸田文雄	
内 閣 官 房 長 官	菅 義偉	

発委第 4 号

平成 27 年 9 月 18 日

小笠原村議会議長

池田 望 殿

提出者 総務委員会委員長

佐々木幸美



都道行文線未整備区間の整備再開を求める意見書(案)

上記議案を、別紙のとおり小笠原村議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

(提案理由)

東京都に対し、都道行文線未整備区間を自然環境と景観に配慮した道路構造により、早期に整備再開するよう求めるため、本案を提出する。

都道行文線未整備区間の整備再開を求める意見書(案)

東日本大震災とそれに伴う津波で、東北沿岸部を中心に各地で道路が寸断され、いくつもの集落が孤立し、人命救助や消火活動、資材・物資の輸送等が円滑に実施出来ないなどの事態が発生しました。その事態を目の当たりにして、当村議会は、保留となっている都道行文線未整備区間の整備再開は、喫緊の課題であると改めて認識し、平成 23 年第 3 回定例会から「防災道路(行文線の通称)の整備について」を議題として審議を重ねて参りました。

その結果、今後発生が懸念されている「南海トラフ地震」により、当村には最大で約 19m の津波が来襲すると想定されていて、村民生活の維持に必要な主要機能が集中する大村・清瀬地区が壊滅的な被害を受けた場合、奥村地区や扇浦・小曲方面と分断され、緊急車両や啓開等に当たる重機等が迅速に移動出来ない事態が生じます。

行文線未整備区間は清瀬地区と奥村地区を高台で結ぶ道路であり、この区間が整備されると、津波発災時には避難路及び連絡路の機能を併せ持つ「防災道路」として、村民、観光客の安全・安心を確保する極めて必要性・有効性の高い道路であるとの結論に至りました。

よって、東京都におかれては、都道行文線未整備区間を自然環境と景観に配慮した道路構造により、早期に整備再開するよう要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日

小笠原村議会議長

池 田 望

東京都知事

舩 添 要 一 宛て

27 小笠原監第 13 号
平成 26 年 9 月 4 日

小笠原村長
森 下 一 男 殿

小笠原村代表監査委員 稲垣直彦

小 笠 原 村 監 査 委 員 鯉江 満

平成 26 年度小笠原村各会計歳入歳出決算審査について
(意見書)

平成 27 年 8 月 12 日付 27 小笠原総第 728 号で審査に付された、平成 26 年度小笠原村各会計歳入歳出決算について、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 26 年度小笠原村各会計歳入歳出決算審査意見書

第 1 審査の概要

1. 審査の対象

- 1) 平成 26 年度小笠原村一般会計歳入歳出決算
- 2) 平成 26 年度小笠原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3) 平成 26 年度小笠原村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 4) 平成 26 年度小笠原村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 5) 平成 26 年度小笠原村介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- 6) 平成 26 年度小笠原村介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算
- 7) 平成 26 年度小笠原村下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 8) 平成 26 年度小笠原村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算
- 9) 平成 26 年度小笠原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 10) 平成 26 年度小笠原村実質収支に関する調書
- 11) 平成 26 年度小笠原村財産に関する調書

2. 審査の期間

平成 27 年 8 月 25 日(火) ～ 27 日(木)

3. 審査の手続き

審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

第 2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りが認められなかった。

なお、下記指摘事項を踏まえ、今後の財政運営により一層努力されたい。

1. 全般的な指摘事項

平成 26 年度の一般会計決算は、「奥村交流センター」の整備が終了したこと、村債の繰上償還が実施されなかったことが主な要因で、歳入決算は約 6 億円(△13%)の減、歳出決算は約 5 億 8 千万円(△12.8%)の減で、歳入歳出ともに前年度を大きく下回る決算となっている。

歳入のうち村民税は、「世界自然遺産」による経済効果の減少が主な要因で、個人村民税が約 6 百万円減となっている。また、地方交付税のうち、特別交付税については、前年度と比較して対象となる項目が減少したこと等の理由により、約 3 千万円減少している。

使用料及び手数料は、全体で約 1 千 2 百万円(4.5%)の増となっているが、情報センター使用料は年々減少している。今後の運営方法、施設のあり方を検討されたい。

繰入金は、約 2 億 5 千万円(△77.6%)の減となっている。これは、減債基金繰入金が約 1 億 9 千万円減少したためである。なお、平成 26 年度の実質公債費比率は、平成 24 年度、25 年度の村債繰上償還の効果が表れ、更に 1.4 ポイント下がり 12.7%になっている。

今後、父・母両島の児童福祉施設の整備、ごみ処理施設の整備、小中学校の整備が予定されていて、多額の借入が想定されるため、引き続き、将来に過大な負担を残さないよう、慎重かつ計画的な財政運営に努められたい。

歳出の総務費では、奥村交流センター建設費が約 3 億 3 千万円の減、教育費では、小中学校耐震補強事業費が約 5 千 5 百万円の減、公債費では、繰上償還元金が約 1 億 9 千万円の減、特定目的基金積立が約 1 億 2 千万円の減となっている。これらが主な要因で、歳出合計で約 5 億 8 千万円(△12.8%)の減となっている。

人件費は、医療職の職員化に伴う増があった一方で、明老会への派遣、税関係指導員・補助員の減もあり、全体で約 8 百万円の増に止まっている。

なお、人件費における経常収支比率は、0.7 ポイント上昇し 35.5%となっている。この比率が 40%を超えると財政運営が厳しくなるので引き続き留意されたい。

公有財産は、土地が約 147 万平米、建物が延床面積約 3 万 7 千平米で、その維持管理費は 10 年前と比較すると約 3 倍に上っている。特に建物は、当村の立地条件から塩害を受け易いので、日頃からその維持管理には充分留意されたい。

2. 補助金交付（財政援助）団体について

補助金交付関係事務については、24 団体、32 補助事業について審査を行った。人件費補助団体に対する指導検査は、指導検査要領に基づき、適正に実施されている。なお、各補助金については、今後とも必要性の検証、民間と

の役割分担、費用対効果、補助率の適正化について十分に精査をされたい。

3. 総括的財政状況

平成 26 年度決算状況（決算カード）を参照のこと。

一 般 質 問 一 覧 表

一 般 質 問 一 覧 表

氏 名	質 問 項 目
一 木 重 夫 議 員	1 村長４期目の所信について 2 教育行政について
清 水 良 一 議 員	1 地産地消の今後の推進について 2 交流センターの活用について
杉 田 一 男 議 員	1 所信について
安 藤 重 行 議 員	1 高齢者対策について 2 環境課の業務について 3 観光産業支援について 4 平和都市宣言について
稲 垣 勇 議 員	1 貨物船の安定運航について
佐々木幸美議員	1 父島・母島保育園施設の進捗状況について 2 母島沖港整備計画について

小笠原村議会会議録

平成27年 第3回定例会

平成27年11月発行

編集・発行 小笠原村議会事務局

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
電話(04998)2-3118

印刷 株式会社 会議録研究所

電話(03)3267-6051(代表)